

東亞經濟調查局
發行所

昭和二年十一月二十八日發行

3345
M494k2

昭和二年十一月二十八日發行
(每月一回一日發行)

華

僑

經濟資料

第拾參卷 第拾貳號

南滿洲鐵道株式會社

東亞經濟調查局發行



* 0025161000 *

0025161-000

334.5-M494k2

華僑

南滿洲鐵道東亞經濟調查局

1927

ADE

東京都千代田区丸の内二丁目十二番三号館六号四二室

芳澤中國記念事業財團

電話(28)四一〇八番

凡 例

- 一、本研究の表題、華僑といふのは支那人には廣く海外にある支那人といふ意味に使用され、其中には商人、労働者、農業移民、學生までも含まれて居るから、本研究でも便宜上かうした意味で一般に華僑といふ文字を到る所で使用した。
- 二、在外支那人の中で最も重要な分子は商工農業及労働に従事するものであるから、本書は主として是等の分子に就いて説き、學生其他に關する記述は之を省略した。又同じ趣旨から労働者も主に自由労働者の状態を述べ、契約労働者に關しては單簡なる記述に止めた。
- 三、支那移住民の本據は南洋にあり、將來問題になるのは南洋の華僑及シベリヤの支那人であるから、是等の地方は成るだけ詳細に記述し、其他は概要に止めた。
- 四、記述の内容に就いても、海外に於ける支那人の發展方法に就いては最も注意を拂つた積りである。

華僑

目次

第一章 緒言	(一)
第二章 支那移民の状態	(八)
第一節 ロシヤ及シベリヤ	(八)
第二節 歐洲	(二六)
一、佛國	(二六)
二、其他の諸國	(二七)
第三節 南アフリカ	(二六)
第四節 加 奈 陀	(二六)
第五節 北米合衆國	(三三)
第六節 メキシコ	(三六)
第七節 中 米	(三七)

334.5
M494h2

一、パナマ……………(一七)
二、グワテマラ……………(一七)
三、コスタリカ……………(一七)

第八節 南 米……………(一八)

一、ブラジル……………(一八)

二、ペル ー……………(一八)

三、英領ギヤナ……………(一八)

四、エクアドル……………(一八)

第九節 西印度諸島……………(一九)

第十節 濠洲及新西蘭……………(一九)

第十一節 南洋概説……………(二〇)

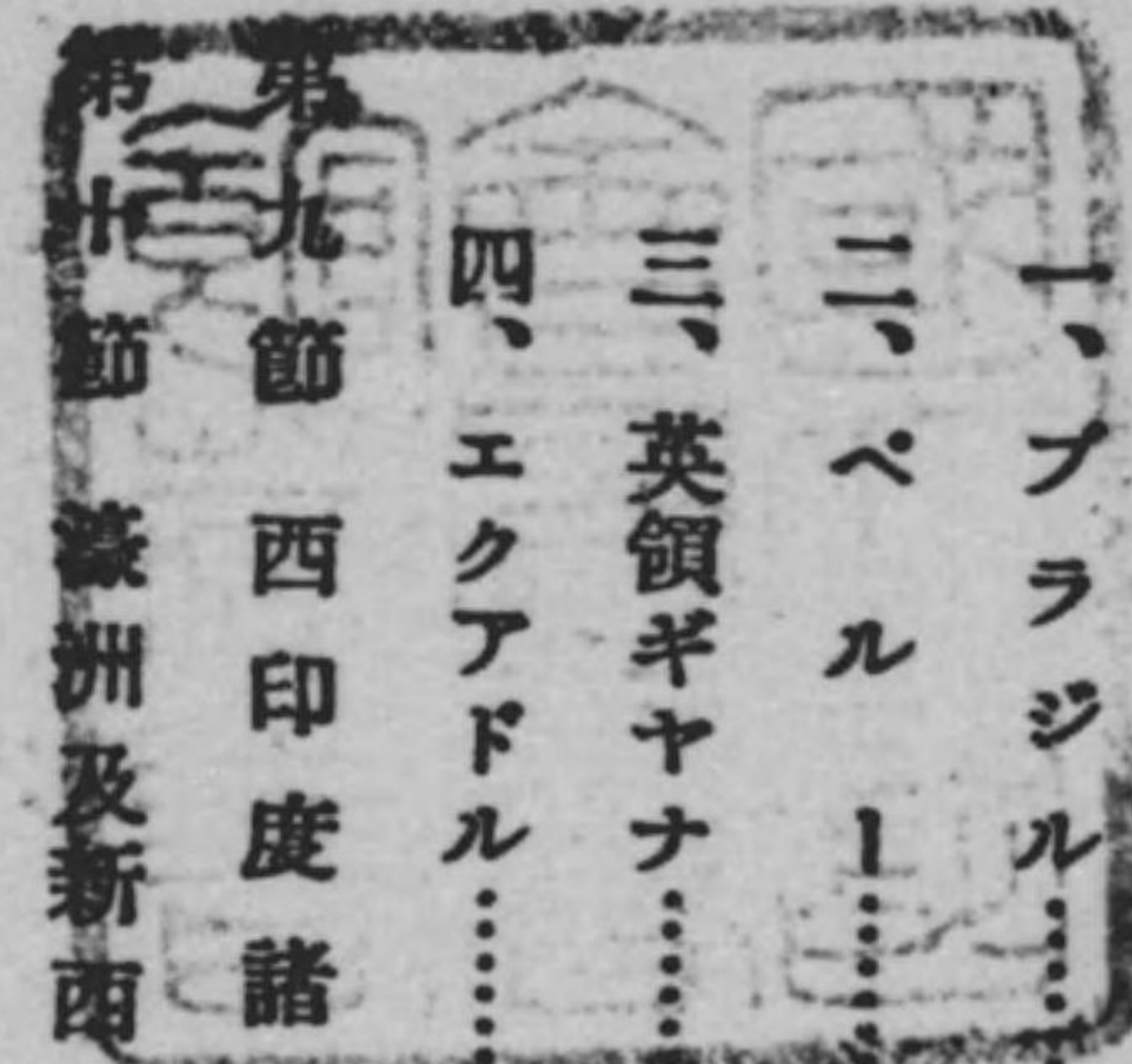
第十二節 印度支那……………(二〇)

第十三節 暹 羅……………(二〇)

第十四節 馬來半島……………(二〇)

第十五節 ビ ル マ……………(二〇)

第十六節 南洋群島……………(二〇)



513919

第十七節 ヒリツピン……………(二三)
第十八節 移民状態概論……………(二三)

第三章 支那移民問題……………(二四)

第一節 北米合衆國……………(二五)

第二節 加 奈 陀……………(二五)

第三節 メキシコ……………(二五)

第四節 中南米諸國……………(二五)

第五節 南アフリカ……………(二六)

第六節 濠洲及新西蘭……………(二六)

第七節 南洋東印度群島……………(二六)

第八節 ヒリツピン……………(二六)

第九節 馬來半島……………(二六)

第十節 暹 羅……………(二七)

第十一節 佛領印度支那……………(二七)

第十二節 移民問題概論……………(二八)

第四章 華僑と本國……………(一八九)

第一節 北京政府と華僑……………(一九九)

第二節 南方政府と華僑……………(一九一)

第三節 華僑と本國との關係……………(二〇一)

第五章 結 論……………(三三)

華 僑

第一章 緒 言

國家としては混亂不統一を續けて居る支那も、民族として隆々たる發達を遂げつゝある。世界人口の四分の一を有する支那民族の世界的發展は、將來に於ける全世界の一大問題であらう。今日でも、支那は五族共和と稱して居るが、事實は漢人種の支那に轉化しつゝある。内蒙古は次第に漢人化し、外蒙にまで侵入せんとした漢人勢力は、ロシアの庇護下に漸く防ぎ止められて居る。滿洲は今日では既に滿人の滿洲ではなくて、明らかに漢人の滿洲に化して居る。滿洲の住民二千數百萬人中、漢人は二千餘萬人にして滿人は僅かに二百萬人に過ぎないではないか。回教徒の新疆も、西藏族の西藏も、一度交通の便にして開けんか、忽ち漢人の經濟的侵襲に遭ふこと明らかである。國內に於て五族の支那が漢民族の支那に變りつゝあるやうに、對外的にも漢民族の世界は次第に擴がりつゝある。安南、暹羅、馬來半島から南洋一帯は事實上漢民族の勢力範圍内にある。北方露領シベリヤ方面にも彼等の手は次第に延びつゝある。更に遠くは米大陸から歐洲にまで及んで居るが、主として彼等の發展しつゝあるのは支那の南北、殊に南方である。現在の勢ひで進んだならば、太平洋沿岸一面に漢民族が大發展する時機が來ないとも限らぬ。

支那人の海外移住が始つたのは既に二千年以前からだと言はれて居る。かの郷土觀念の強い、家族制度に拘束

され、祖先崇拜の念に富む支那人が、祖先の地を離れて遠く海外に渡ることは一見不可思議のやうにも思はれるが、一方又支那人を驅つてかゝる行動に出でしむる素因も少なくない。支那人は經濟的觀念に強いから、利のためには動き易い。國內に於ても巨利を得るために遠く千辛萬苦數千里の異境に行商して家を忘るゝものが少なくないやうに、海外に富源あるを聞いては彼等の心は躍らざるを得ない。彼等は金鑛を搜して北米に濠洲に突き進んだ。舊金山や新金山の名が是等の地方に與へられたのも其のためである。然るに最近になつて更らに支那人を海外に驅り出したもう一つの原因がある。それは打ち續く國內の動亂である。軍閥の暴虐と官僚の搾取、土匪の横行、天災の來襲は彼等をして其産業を捨て、海外に奔らしむるに至つた。たゞこの趨勢が餘り目立たないのは各地に於ける支那移民の制限と、支那民衆の疲弊が、彼等をして海外に渡航するだけの資力を有たしめないことである。

支那人が海外發展に成功する原因は種々あるだらうが、私は其主なるもの一二を次に擧げて見やう。

第一は支那人の適應性である。支那人は其體質上如何なる氣候風土にも適應する。シベリヤの寒帯にも、南洋の熱帯にも、彼等は平然として生活して居るのである。又如何なる濕潤の地も乾燥の地も彼等の居住を妨ぐることは出来ない。これ支那自體に種々の土地と氣勢とを有つて居るからである。氣候風土に於てかうした適應性を有つて居るだけでなく、各地の政治にも彼等は自在に適合して行く、それは本國でも全く政府の施設に何等の期待も有つて居なかつたのと、凡ゆる暴政の下に慣れて居るから、大概な壓迫には驚かないのである。

第二は彼等の移民が何等政治的意味を有たず、全く經濟的實利的であることである。或る歐洲の著者が書いた

やうに、歐洲人に牛を飼はせて其乳を搾るのが支那人である。この適例はヒリツピンに馬來半島に東印度に、はた滿洲に於て幾らでも見出せる。支那が國家として武力的非侵略國（近代に於て）であるやうに、彼等は侵略的植民はしなかつた。彼等は海外に於て移民のために特權を要求したり、或は移民保護の方法を講じたことはない。それ所か本國政府は全く海外移民に無關心であつた。然し彼等の發展力に至つては全く他に比すべき民族がない。彼等は外人の管理下に致々として營利に従事し、其高度な貿易本能と才能とで自らの地歩を築き、他國人のやうな政治的植民地を造る代りに、極めて平和的に富裕な力強い經濟的植民地を造り上げるのである。彼等は面倒で何等の實効なき政治的管理は外人に任せ、其下に於て營々として經濟的實利を擡んで行くのである。之れ歐洲人に牛を飼はせて支那人は其乳を搾ると評せらるゝ所以である。

支那移民の一つの特色は、彼等が全く國家の援助を受くることなしに、殊に其初期に於ては妨害さへも受けながら、大發展を續けて行つたことである。それは支那國家の特異性に基くもので、支那人は政府との間に借家人と家主的關係を續けて來た爲め、今日でも近代國家を造るのに極端な困難を感じて居る位だから、支那人の海外移住は全く郷土的因縁の下に小集團に依つて行はれて居るのである。

第十九世紀及第二十世紀に海外に出た支那人は、概ね之れを學生、商人、勞働者の三つに分つことが出来る。その中、後の二者が其大部分を占め、且つ研究上重要な價值を有することは云ふまでもない。學生の海外に出たのは清朝末期に始まり、民國革命後殊に増加し、其大部分は日本に學んだが、歐洲大戰後、各國は支那との親善策として盛んに自國に留學生を吸引するに努め、且つ義和團賠償金を返還して留學生費に當つる等、種々の手段

を取つた爲めに、一時歐米に學ぶ支那留學生の數は非常に増加した。殊に最も力を盡したのは米國であつたが、其後却つて持て餘し氣味となり、最近其數を減するに至つた。然し學生は支那人の海外發展には殆んど關係を有さないから、之れに就いては記述することを止める。

支那移民を其出身地に就いて點檢して見るに、吾人は之れを全く二個の系統に別つことが出来る。一つは山東を中心とし北方に發展するものであつて、一つは福建、廣東人を主として南方及其他の各地に發展するものである。殊に移民の大多數を占めて居るのは南方の海に沿ふた福建、廣東系である。この現象は從來から續いて居るのである。福建は貧窮であるために、自然海外移住熱を煽らるのである。今日福建人民の少なからざる部分が海外移民の仕送りにより支へられて居ると云はれて居る。廣東は福建と異つて氣候温暖にして土地豊饒で富裕な省であるが、人口過剰に陥つて居る。この二省の各港には、數百年來貿易業者や買物を持つて來るもの、旅行者等が馬來半島、印度、アラビヤ等から渡來し、近年では歐米からも盛んにやつて來るやうになつた。是等外人の渡來による刺戟と、海に對する親しみ、貿易的野心は支那人を驅つて太平洋岸到る所に發展せしめた。然も移民が郷土的因縁により相引く關係から、自然福建、廣東人が海外移民の大部を占むるに至つたのである。

海外にある支那移民の數は、かなり莫大な數に上るやうだが、支那政府には是等の統計を缺いて居るし、且つ支那人の分布は廣大な地域に亘り、其大部の國では支那人に關する充分な統計がない。例へばボルネオやシヤム等では國勢調査が行はれて居ないし、米國の如きさへ東洋人に關する國勢調査の報告は充分正確とは云へない。五十年前には支那の海外移住民の數は三百萬人を下らずと云はれて居たが、その後二十年を経てウイリアム・ウ

エルス教授は約四百萬人にして支那全人口の約一パーセントだと云つた。今世紀の初め有名なる歴史家エツチ・ピ
ー・モールズ氏は支那の南方及臺灣とシヤワ間に於ける支那在留民の數を七百萬人と觀察した。又一九〇六年には
八百萬に増加したと云はれて居る。一九一九年に於けるシー・ケー・チェン(C. K. Chen)氏の計算によれば左
如くである。

米國及其屬領	一八〇、〇〇〇人
英國領	一、〇〇〇、〇〇〇
日本及其屬領	四、〇〇〇、〇〇〇
歐洲及歐大陸屬領	七〇〇、〇〇〇
中南米	五〇〇、〇〇〇
計	六、三八〇、〇〇〇

然しこの總計は外國にある支那人の總數より餘程少なくなつて居る。チェン氏自らこの統計は支那移住民の計
算が容易な地方に限つて居ると云つて居るやうに、尙多數のものがシヤム、ビルマ、ボルネオ、サラワーク、佛
領等に住んで居るのが除外されて居る。

又支那政府が民國十四年在外各領事に命じて調査せしめた報告によると左の如くである。

香港	四四四、六四四
緬甸	一三〇、〇〇〇

加	奈	陀	一三、〇〇〇
蘭	領	印	一、八三五、〇〇〇
西	比	利	二七、〇〇〇
澳	門		七一、〇二一
濠	洲		二五、七七二
米	國		一五〇、〇〇〇
比	律	賓	四一、〇〇〇
馬	來	半	九三、〇〇〇
瓜	哇		二七、〇〇〇
佛	領	印	一、〇三〇、〇〇〇
べ	ル	度	四五、〇〇〇
朝	鮮		一〇、〇〇〇
暹	羅		一、五〇〇、〇〇〇
其	他		一四七、五〇〇
計			七、六三四、〇〇〇

以上の調査も未だ全部を網羅して居ないし、殊に本邦在住支那人の数を缺いて居るから、實数は之れより更に大なるべく、概ね八百萬乃至九百萬人と見られて居る。

十九世紀までは支那人は國外に移住するため、陸續きの滿洲やシベリヤ、安南、シヤム、印度支那に至るには徒歩か又は支那式の車により、大陸から離れた島に行くには帆や又は人の漕ぐジャンクによつた。船の種類大小も區々で、大型なものになると長さ四百尺、幅百八十尺、立派な船室五六十を備へ、二三百人の旅客を運んだと云はれて居る。これ等大小のジャンクに乗つて、福建や廣東人は數百年間ヒリツピン、印度支那、馬來半島、東印度から更に西南に進み、一部はシンガポール及其南方諸島に向つた。次で汽船が東洋にも現はるゝやうになつて、移民の運搬は之れによることゝなり、彼等の發展區域も更に擴大され、南洋一帯だけでは満足が出来なくなり、その安價な労働と勤勉を賣物にして全世界に發展し、カリフォルニヤ及濠洲に於ける黄金の噂は、支那の移民をそこに驅り進めた。

要するに四億の人口を擁する支那民族の海外發展は、將來太平洋に於ける一大問題である。彼等の發展は自國の混亂等に何等影響さるゝものでなく、却つて促進されつゝある有様である。今日でこそ太平洋岸の到る處、支那人の進路には人爲的障壁が設けてあるけれども、この障壁にして一度撤廢されんか、漢民族は潮の如く此等の地方に侵入するであらう。以下章を分ち支那移民の現状を各地に就いて詳記して見たいと思ふ。

第二章 支那移民の狀態

第一節 ロシア及シベリヤ

南方支那人が國境を越え海を渡つて南洋一帯に移住したやうに、北方の漢民族は次第に滿洲に移住し更にシベリヤに及んだ。この方面に進出して來る支那人の多くは山東及山西人である。彼等が發展の順序は滿民族を壓迫して逐次南滿から北滿、シベリヤへと進みつゝある。清朝が支那を統一するに及んで滿洲人は多く旗人として支那本部に入り漢民族の壓制に従事して居た間に、漢民族は入れ換つて滿洲各地に永住し、土地を拓き村落を設けて増殖した。其後清朝は其故土の漢民族に荒さるゝことを妨げんとしたが、一片の法令能く人間自然の發展を阻止し得べくもなく、漢民族の移住は年一年と増加し、遂に今日の有様となつた。漢民族の北進は遂にシベリヤへの發展となり、支那移住民の問題はロシアに取つても輕視すべからざるものとなつた。

ロシア本國

從來ロシア本國への支那人移住は殆んど行はれなかつたが、歐洲戰爭の勃發に際し、ロシアは勞働力の不足に苦しみ、ドン地方の鑛山採掘及東部戰線地方に於ける軍需品の運搬等のため支那勞働者を使用するに決し、一九一六年五月、支那苦力三萬人を露支國境地方及び天津、山海關等にて募集し、シベリヤ鐵道により歐露に輸送さ

れたのを始め、移民會社の手によるもの及び自由移民を併せ總數約十萬に達したと、然るに一九一七年に於けるロシアの革命勃發により、一部は歸還し一部は赤軍に投じ掠奪暴虐を恣にしたが、ロシアの秩序恢復と共に漸次歸國し、今日まで殘存するものは極めて少く、其確數は之を知ることが出来ない。たゞモスコイ在住の支那人總數は五六百名に過ぎずと云はれ、革命以來商店の多くは政府に沒收されたため、極く小數のものが小さい店を開いて居る外、多くは洗濯屋、製革等に従事して居る。此等は家内に小さい工場を有つて居て自ら市場に持出して賣るもの、自己の製品を自己の店頭で賣るもの等があるが、要するにいづれも一種の小商賣人に過ぎない。然し表面上は一つの勞働組合を組織して居る。要するに今日の歐露に於ける支那移民は殆んど云ふに足りない。

シベリヤ

シベリヤ殊に極東に於ける支那移民は決して輕視を許さないものがある。従つて之れを各項に分つて詳記して見たいと思ふ。

移住の沿革

極東露領に於ける支那人の數は他の外國人のいづれよりも多い。これ兩國が接壤的關係にあるのと、沿黒龍江の一部が嘗て支那の領土であつたからである。然して在住支那人の數は極東の政局と支那勞働者の需要により變化する。一八六〇年沿黒龍地方が正式にロシアの領有に歸した當時、黒龍州にはゼエヤ河からホルモルジン村に至る一帯の地に約一萬五千の支那農民が居た。又沿海州には烏蘇里江支流の流域に約九百の土着民が居た。其他

獵師、漁夫、砂金採取者を合せ沿海州にある支那人の總數は約二千乃至三千の間にあつた。沿海州には歐洲戰前まで約十箇所の支那人會屯があり、個々のものは全州に散在して居た。烏蘇里河諸流域の支那人は露國移民に驅逐され、或は違法なる結社組織其他の犯罪行為のため立退きを命ぜられ次第に影を沒した。

ロシアの極東經營は勞力を要求すること多く、一八七〇年代直隸及山東から百五十人の支那苦力を招致したのを手始めに、浦鹽の築塞、鐵道敷設等工事の増加に伴ふて支那勞働者の需要を増し、同時に民間企業家も盛んに支那勞働者を使用するに至つた。支那勞働者の移住は一八八〇年代の末期に始まり、最も歡迎されたのは砂金場であつたが、彼等は永住するものは稀であつた。支那人がかうして次第に築き上げた基礎はロシア革命により大なる制限を受け、其發展を阻碍するに至つた。

移住の方法

極東露領に移住する支那人の多くは山東人である。其輸出港は芝罘であるが、其方法は滿洲移民と大同小異である。年齢は十八歳位から三十歳位で老人は少く、大戰前婦女子の渡船者が漸く増加したのは永住者の増加せることを物語るものである。かうして汽船でウラジオに運ばるゝと共に、露支國境を越えて北滿から陸路シベリヤに入るものも少くない。

支那人移住者數

極東露領へ出入する支那人數は徒步にて潛入するもの多きため其數を知ることは困難であるし、又最近の統計を缺ぐのを遺憾とするが、左に大戰前の統計を擧げて其一般を窺ふ資に供したいと思ふ。

一九〇六年	五四、八八三
一九〇七年	三七、八五七
一九〇八年	二二、六四二
一九〇九年	一五、八六五
一九一〇年(九月一日まで)	二八、八三一
計	一五五、〇七八

然し實際入露した支那人數は之より遙かに多く、同領事は近年山東及直隸省より大連、營口を経て北上し露領に入つた苦力數は三十五萬人に上ると云つて居る。

東支鐵道廳商業部の一九一〇年に於ける報告によれば、寬城子驛よりハルビン及東支鐵道沿線各驛へ向け輸送した三等及四等乗客は、一九〇六年より一九一〇年十月一日までに、三等十五萬七千七百七十八人、四等十五萬三千六百七十七人にして、四等及三等乗客の六割は支那人なるを以て、五箇年間にハルビンに到着せる支那人數は二十四萬餘にして、之に徒步者を合すれば優に三十五萬人に達する。支那人はハルビンから各方面を経由して露領に入るのである。沿海州に入るものは鐵道によるもの少く、海路浦鹽に入るか、或は松花江による。松花江汽船便による入露支那人は一九〇六年より一九一〇年に至る五箇年間に七萬一千人を算した。寬城子からハルビンへ來た二十四萬人中、後貝加爾州へ約四萬人、沿海州へ一萬五千人、黑龍江州へ十四萬人、殘餘四萬五千人は東支鐵道

管内或は沿線の都邑に勞働し、或は陸路露領に潜入したものである。

沿海州の統計では同期間に海路芝罘から浦鹽へ來たものは左の如くである。

一九〇六年	六三、四一七
一九〇七年	四三、三九一
一九〇八年	三二、四九一
一九〇九年	二七、九二〇
一九一〇年	二七、七六〇
計	一九七、八七九

以上總計四十萬に加ふるに、潜入者約十五萬と見て、五箇年間の入露支那人數五十五萬人、年平均十一萬となる。

支那勞働者は春二、三、四月露領に來り十一、十二月支那に歸るのであつて、一九〇六年から一九一〇年に至る五箇年間に東支鐵道各驛から寬城子驛に到達したのも三等客二十八萬四千五百二十一人、四等客九萬一千六百七十二人にして、三等客の六割を支那人とすれば、其數二十六萬二千三百八十五人となる。毎年秋季歸國する支那人數は春季出稼するものより一倍半少しと。然して入國の際徒歩によつたものも、歸國の際には汽車便によるのである。其他松花江によるもの、徒歩者、海路浦鹽から歸國するもの（五箇年間十三萬九千八百人）を加へ總計四十萬人に達する。即ち入國者との差十五萬人は商人、ボーイ、下級勞働者として各地に残存するもので、こ

の數は年々増加の傾向にあつた。

支那人の職業

沿黑龍地方支那人には、其大部を占むる季節的勞働者と、多少定住的な商工業農業者とがある。その中殊に重大な意義を有つて居るのは後者であるから、以下主として後者に就いて説いて見たい。この外にも何等の目的なく飄然として渡來する浮浪者、砂金泥棒、密輸入者、馬賊等があるが、是等はもとより論ずるまでもない。

商工業者

定住的な支那人の大部を占むるものは商工階級である。沿黑龍官憲の統計によれば、一九〇九年及一〇年に於けるもの左の如し。

	露人及外人商工業	同黃人企業	露人及外人取引高	同黃人
一九〇九年	五、二六六	三、五二八	七七、一六七、九五一 ^留	二四、九三九、六七〇
一九一〇年	七、〇二七	四、八一八	一五八、三〇三、九五四	三八、八一五、〇三八

而して黃人企業中には一九〇九年に於て日本人企業六二八なるを以て之を除去すれば其殘部は概ね支那人企業であつて、之に行商支那人及營業税を納附せざる支那人總數を加へねばならぬ。然し革命後は大に制限を受けて居ることは云ふまでもない。然しロシアが次第に資本主義に後退しつゝある今日、支那人の舞臺は將來に於て必ず開けて來るだらうと思ふから、以下主として支那商工業者の特質に就いて述べて見たい。

ロシア人側から見た支那商工業の特質は左の如きもので、露人は之に對して競争出來ないと見て居る。

- 一、従業員を企業に参加させること
- 二、出来るだけ資本の運轉を盛んにし、最小の利潤を以て甘んずること
- 三、大商店が小商店に對し廣汎な資本融通を行ふこと

支那人の商工業は恰も一つの組合の如く、利潤は年末に全従業員の間で勞役及び持分に應じて分配され、其利潤の大部分は企業に投ぜらるゝから従業員の持分は次第に大きくなり、同時に危険も全員に分配さるゝ。大企業と小企業との間には密接な關係がある。これに就いては南ウスリー地方長官の報告に明かである。

極東露領在住支那人の企業は宛然全州を掩有する一大團である。この團の中心をなすものは一年十萬乃至十五萬の取引をなす浦鹽の大商店で、この大商店は年五千乃至一萬五千の取引をなす中商店を四方に分派し、この中商店は更に一千乃至五千の取引をなす小商人、行人を分派すと。

かゝる方法は資金の運轉を迅速ならしめ、延いて商品を安價に販賣し得しむる。露人が特に支那人と競争の出來ない最大原因は、兩國企業經營の差である。露國大商店の經營費は運轉資本の一割五分乃至二割に當るが、支那の大商店では五分乃至八分以下である。尙支那人の商業上の經營費を少くする一要素は密輸入である。又支那人の脱税も其特徴の一つで甚だ巧妙を極めて居る。課税に就いても種々の胡麻化しをやる。彼等の中には營業鑑札を有たないものが少なくない。

一九〇九年ウラジオの商店は露人九十九、支那人四百四十七、一九一〇年露人百八十一、支那人六百二十五。ニコリスクでは一八八三年以來破産或は中止した露人商店二十に代つて現はれたのは支那商店六百九十四であつ

たと。

沿黒龍地方に於ける支那人商業の重なるものは、雜貨、食糧品、野菜、果物、加工製品で、多くは沿海州にあり黒龍州には尠いと。支那人の商業は都會に於けるもの、村落に於けるもの、行商、土民相手のものに分つことが出来る。支那人には大商店少く、露國の大商店とは競争し得ず、寧ろ大商店の顧客である。支那商店は地方物價の調節者たるを得るが、其商店網は大に厄介とされて居る。殊に支那小商人は甚だ有害なるものとされて居る。これ支那小商人のため露國小商人は全く存在し得ない。殊に甚だしいのは農村であつて、漸く移住した地に根を張り、儲けた金は悉く本國に送り、其發達せる連帶性を利用して物價を勝手に釣上げ、組織的な脱税を計るのである。殊に支那人と土民との通商は一層の弊害を有つて居る。この地方では支那人は土民に對し一種の優越觀を有つて居るし、支那人と土民との通商は今日に至るも物々交換であつて奪掠的である。土民は毛皮を提供し、支那人は日常品、武器、酒精、阿片等を與へる。この際支那人は土民の無智なるに乗じて二倍乃至三倍の暴利を貪ると。支那商人は相互の競争を避けるため各自繩張りを定めて相侵さない。取引は掛けで行はれ、債務償却が出來ない分は年五割の高利を附し、土民を搾り抜いた上に之を賣り飛ばし或は妻子を奪ふことがあると。

支那商人のかゝる遣り口は、遂に極東露領に於ける支那商工業勢力の防遏策を必要とするに至り、一八九三年沿海州軍務知事は市會代表者及大商人の會議を召集し、支那人制限案を作製したが、其要旨は支那人商業に特別の税を課するにあつた。次で一九〇〇年沿海州内朝鮮人及び支那人事情研究會は之に就いて大要次のやうな決議をなした。

- 一、都會では支那人商業の完全なる自由を許す
- 二、村落では支那人商業を制限する
- 三、土民村落に全然支那人を入れないこと
- 四、この禁制を街道附近の哥薩克兵村、村落、重要軍用地にも及ぼすべきこと
- 五、州内到着所に酒店を経営することを禁止すること

然し之等の立案は一九〇〇年の事件及び之と關聯して起つた支那人の衆團的引揚げにより實施に至らなかつた。グラウエ氏は支那商人の根本防止策に就いて次のやうに述べて居る

政府の對策は支那商人の特長と主義に向つて下さるゝ時、始めて好果を得るものである。即ち支那人の商略を露人の商法に應用することが必要である。そのために次の方法により民間に援助を與へる。

- 一、小額信用の制度を設くること
- 二、特に新に設定せる植民地に移民のため小賣商店を設くること
- 三、村落に於て公設市場を開設する場合は廣く資金を融通すること
- 四、土民部落に官營倉庫を開設し、物品の代償として一定の評価で毛皮を受取ること
これと相俟つて次の禁制を實行する。
- 一、土民部落及び新開村落で支那人商業及び支那人の補助を受くる露人商業の禁止
- 二、食糧品の商業を除き、支那人行商及び支那人の補助を受くる露人行商の禁止

三、一等商人證票、一二等營業鑑札以外支那人商工業の禁止

帝制時代既にかゝる機運が向いて居たのであるから、勞農ロシアになつては、其主義上一層嚴重な取締が行はれたことは云ふまでもなく。

第一ロシアは支那からの輸出入貨物に對して嚴重なる制限を與へ、出入の支那商は露國對外貿易部極東廳から許可證を貰はなければならないが、支那商人には未だ一人も許可證を得たものがないと、露支會議では許可證の方法を廢止するに努めた。ウラジオにある支那側總商會の如きは、露國が貿易局を設けて該局の許可なくして貨物の出入を許さないのに對し、報復手段として上海、芝罘、青島、ハルビン、滿州里、綏芬河、其他蒙古境に貿易局を設けて對露輸出入貨物に對し同一の手段に出でんことを求めた。又勞農政府が外人にも國家勞働保險制度を採用し、商店内の店員も其賃銀から一割を保險費として引去られ、又組合に強制加入させられ、組合費百分の一を取られ、且つ歸國の際は歸國許可證費として各人十四元を徴收さるゝことに對し政府に抗議を求めた。

然し其後に至つて勞農政府の制限は益々嚴重を加へて來た。之を一括して見れば、

- 一、支那人のロシア國內、殊に浦鹽で帆船業を營むものは三百餘戸、舟筏業者千餘戸であつたが、勞農政府は全部營業許可證を要することに定め、それには露國人の名を出さなければ許可しない。又水夫は必ず半數だけはロシア人を使用しなければ營業を許さない。所が十五年の春になつて舟筏は悉く沒收されたが、領事の交渉で漸く返還された。帆船は支那人の名義では許可證が下附されない。又課税も極めて苛酷で、其種類も營業照稅、營業照捐、營業捐、船の評價捐、所得稅、純益捐、營業公債票、所得公債券、水夫保險捐、水上警察捐、埠頭捐、

貧民捐、學校捐、検査捐、各種雜捐等がある。

二、從來支那人は浦鹽で漁業に従事し、又は森林、鑛山を採掘して居たが、勞農ロシアになつて此等は國家の手に移つたため、支那人の所有權は悉く剝奪され、其後の投資營業は一切許されない。

三、支那人が露國に入る場合、職業の有無に拘らず先づ護照費を納め、もし居住するものは居住費、店舗費等を納め、離國の場合は歸國許可證費を納め、各機關で検査するため、少くとも二週間位の日子を浪費する。

四、浦鹽にある支那人の商店工場には、ソヴェート勞働組合から人を派し、支配人を強迫して店員職工を組合に加入させる。もし聽かなければ事毎に妨碍を受けて營業が出来ない。組合の規定で支那側商工業者が必ず守らねばならぬ事項といふのは、

- (一) 店員の自由に共產黨に入黨することを承認す
- (二) 入黨店員職工は黨規を守ることを認む
- (三) 店員職工に代り保險費を納入す、各人月五元乃至十元
- (四) 店員職工は節季、日曜日の外、一週一日の休暇を與ふ
- (五) 店員等には毎年夏期休暇二箇月を與ふ
- (六) 店員職工に代り勞働者名簿を受領せざれば作業を許さず
- (七) 賃銀は勞働組合の規定に準じて支拂はざれば之を處罰す
- (八) 退職者は組合に報告し充分の退職手當を支給すべし

(九) 三年以上在住する従業員には賃銀以外に三箇月乃至六箇月分の増給をなすべし

(十) 毎日の勞働時間は普通六時間とし八時間を超過するを得ず

五、支那人勞働者は多く鐵工、木工、油漆工、其他雜役勞働者であるが、彼等はロシアの勞働組合に加入しなければ勞働を許さない。組合に加入した者は、該組合の規則を守り、會費を納入し、宣傳の義務を負擔し、黨員と聯絡を保持し、自由に轉業を許されない

六、ソヴェート・ロシアに於ける支那人の商業は

1. 勞農政府の定めた各種租税を納め、商品は國家貿易局の許可なくして輸入することを得ない。貿易局は自由に貨物を運搬し且つ物價を規定するから、支那商は重大なる損失を蒙る

2. 支那人がウラジオで經營して居た電燈業は、政府がロシア人民及機關の支那電燈使用を禁じたため、全く停業の止むなきに至つたが、据付け機械の搬出も許さない

3. ウラジオにある支那人の飲食店、食糧品店、浴場等は、節季、日曜の外、一週一日店を閉ぢなければならず、かなり不便を感じて居る

それからロシアの革命で支那人の財産も種々の打撃を蒙つた。ソヴェート政府が成立するに及んで、始めは租税を増加して居たが、次で公債を強制的に購買させられ、もし期限までに買はなければ之れに高利を附せられた。所が一九二四年の法令で凡ての家屋財産を沒收され、從來の契約は一切無効に歸した。然しウラジオ在住支那人だけは領事駐露公使が六十數回の交渉の結果、露支會議で決定することになり、暫らく現状維持といふことにな

つた。

農業

極東露領には商業の外、農業に従事する支那人の一部がある。主に小作人であるが其數は大したものではない。土地所有者に至つては從來と雖も極く少なかつたのは、一八九二年以來外人の不動産買収を禁止して居た結果である。殊に今日では土地は國有となつて居るから問題にならないが、支那人の農業労働者に就いては若干記述する必要がある。

支那人労働者はゼヤ河對岸の滿洲人と稱せらるゝものが、黑龍州の中心地、殊にモロカン教徒の住む村落で好く働いた。この地方では彼等は農業労働者の主要部を占めて居たが次で放逐された。支那労働者は農業労働の職を搜して奥地へも進入し、ブラゴヴェシチエンスクを遠く離れたプラトヴォ等の村落へも這入り込んだことがあると云はれて居る。然し大部のものは農業中心地と黑龍江沿岸に集中して居た。烏蘇里地方でも同地方の農夫に歓迎された。彼等はロシア労働者に比し仕事の進捗は劣るが、むらがなく、飲酒に耽らず、休日も望まず、安い賃銀に満足して落着いて居ると云はれて居る。かくて支那人は歐洲大戰前には農業中心地方及黑龍江沿岸地方で重要な労働者となるに至つた。殊にモロカン派教徒及其他の者が居住する村落に於ては農業労働者中の大部分を占むるに至つた。支那人労働者の賃銀はロシア人に比しては約其三分の二に當る。こゝでも支那人は例の結社癖を出して賃銀値上げ等をやつたのである。

烏蘇里地方では朝鮮人が支那人よりも多數を占めて居る。要するに沿黑龍州に於ける農業に於て、黄色人が多

大の意義を有するものと思はれて居る。二州の耕地の三分の二を占むる農業中心地方は農業の進歩に關し事實支那人朝鮮人に負ふ所が大であつた。然して朝鮮人は主として沿海州方面に、支那人は黑龍州方面に發展したことも、地理的に見て自然の現象であらう。

労働者

労働者の中には定着のもの、季節的の出稼人とがある。前者に屬するものには家庭内の僕婢を始め裁縫工、洗濯工、指物工及大工である。殊に其大部を占むるものは家庭内の僕婢であるが、これはロシア労働者の缺乏より自然に起つたものである。支那人僕婢は几帳面で靜かで酒は飲まず、よく命令に服し、直ぐに露語を覚え賃銀は安い、長く一箇所に居ないのと、コンミツションを盛んに取るのと、事に當つて油斷がならないのと、能く人の秘密を探りたがる悪癖があるため、一部では嫌悪されて居る。

季節的労働者は滿洲に於ける出稼労働者の延長であつて、主として夏期間砂金場の労働者となり或は農夫となり、或は工場の職工、家屋建築、土木工事、街路工事、埠頭の荷積卸人夫、小蒸氣の水夫等になる。黄人労働者の侵入は極東ロシアの問題であつたが、露人の移住が産業の發達に伴はない結果は止むを得ない現象であらう。殊に以前露人労働者は免囚其他不良の徒が多く、性質悪く罷業癖を有し、飲酒に耽り、不規則怠惰で賃銀が高いため、勤勉で賃銀の安い支那人労働者は大いに歓迎された。然し其後順良なる露人移住者の流入でこの弊は大いに緩和された。露人と支那人との労働能力を比較するに、露人は熟練、敏速、機智、冒險を要する労働方面に適し、支那人は單調、簡單、粗笨の労働に適する。即ち支那人は驚くべき忍耐力と休みなく働らく能力を以つて卓

越して居ると。ブラゴエ取引所の報告では露人は織維工業、動物生産品工業、金屬工業に、支那人は鑛物の精製、製鹽、造酒、食料精製に多く従事して居ると。沿海州では主として土木工事に支那人を用ひたが、東支鐵道技師ニクレイツチは露支労働者を比較して次のやうに云つた。露人労働者は農に於て特に支那人に優り、普通露人は一日〇・八〇デシヤチンの土地を耕すが、支那人は五人掛りで僅かに一デシヤチンを耕すに過ぎない。露人の漆喰工、ペンキ師、指物工は支那人より非常に巧妙である。露人は仕事に熱中し易いから一氣呵成を要する場合に適するが、支那人はかかる場合には不適當である。彼等の生産力は人数の多くなるに従つて減退して行くのが常である。又露人労働者は天候の如何に拘らず働くが支那人は雨天には働かない。賃銀は露支人の間に大なる差違があり、支那人の賃銀は露人の七割乃至五割にしか當らぬ。然しこの賃銀の差は支那人の消費程度の極めて低きに因るもので、黒龍州セレムチヤ砂金場の露人の消費高は一ヶ月二十二留八十七哥、支那人は八留十七哥である。ゼエヤ鑛山區では露人二十八留、支那人十二留乃至十五留、浦鹽、ハバロフスク附近では浦鹽露人十九留三十七哥、支那人五留十哥、ハバロフスク露人二十二留三十七哥、支那人四留九十七哥であると。之れに衣類を加ふる時は其差額は更に大となる。かくて支那人の滞在期を七ヶ月と見て其季節末に持歸る金高は旅費其他を差引き平均百留となるから、之れを歸國苦力數に乗すれば毎年一千萬留近くの金が支那へ持去られたことになる。

以上露支労働者の特長を比較する時は、露人労働の増加により賃銀が低下する場合は支那人労働者の需要は漸次減退すべきものである。殊に今日では支那人労働者も悉く組合に加入せしめられ、賃銀も組合で規定されて居るから、露人企業内に於ける支那人の労働は次第に困難となつた。たゞ砂金場では没落に瀕した金鑛業者が安い

賃銀の支那苦力を求めた爲めに、以前にはかなり多數の支那人が働らいて居た。砂金場支那苦力の統計は

一九〇六年	五、九三五
一九〇七年	七、〇四一
一九〇八年	一七、四六〇
一九〇九年	三〇、四二九

然しかゝる支那人苦力の増加は漸次之れが節限の法を考慮さるゝことになつた。

支那人労働者の最も多いのは沿海州であるが、其中大部を占むるものは下級労働者、大工、石工である。殊に下級労働者は全部の約四割、大工は二割六分、石工は一割六分を占めて居る。又官業方面でも支那人朝鮮人労働者は八萬五千人を算したが、一九一〇年六月二十一日の法律で沿黒龍地方は後貝加爾州に於ける官業に外人の雇傭を禁じた。然しこの法律は其後若干緩和された。

又支那人労働者防遏のため極東露領への露人労働者吸收策を講ずることとなり、各省聯合會議の開催を見、主として雇傭條件の緩和、労働者の極東露領行旅費軽減、極東露領土着援助、歐露失業者に對する極東露領出稼奨勵方法等が講ぜられた。

支那人の團結

支那人は其本國又は南洋其他に於けると同じく、こゝでも種々な結社を造り、各職業に於ける相互の競争を避け、違反者は嚴重な處分を行つて居る。沿黒龍地方では支那人が支配者であつた時からの狩獵、漁業、人參、砂

金採取、土人との交貿者の會が残つて居た。其他商人、石工、大工、水運搬人、菜園業者、煉瓦師等の結社も組織されて居た。彼等はこの結社を利用して同盟罷業又は人爲的の物價引揚げを行つた。結社の活動は土民分布地方に於て殊に盛んであつた。彼等は土民を搾取する上に於て競争を避くるために結社を組織したのである。この結社の規則は彼等に取つては法律と同じ効力がある。彼等はこの結社の法律や裁判を土民にまで及ぼして居たのである。其一例としてこの地方に公益會なるものが組織されて居たが、會員は始め三百餘人、會長一、長老十三人、其他助手、裁判官、書記等が居た。會の當初の目的は人參、鹿角、貂皮の採取、烏蘇里地方に於ける毛皮の買占上に於ける相互競争を防止するにあつた。然るに彼等の勢力は逐次商業、漁業等にも及び、其地方の土民を會に隸屬せしめ、賭博、窃盜、爭論等の禁止、相互扶助、勞働者保護等を定め、土民對支那人間の訴訟を審判し、數量單位を共通にし、地方の行政を一手に收めた。此會は其行政區域内に於て秘密結社を禁止し、會の法を侵す時は會員と土民とを問はず嚴重なる處分を受けた。この會の事實範圍はイマン河、烏蘇里河の露領沿岸に及び、且つ五十年以上存續して居たと、かゝる結社は其他にも組織されたく、官憲の報告にも「支那人が露領に入るに當り結社團體を組織すること、此傾向は砂金場に於て特に盛んなること」を述べて居る。かゝる秘密結社は極めて巧妙に行はれて居るために、官憲の檢舉も無効に終ること多く、其犯罪の處理の如き何時如何にして行はるか殆んど知るを得ない。

支那人の同化は殆んど望まれないが、露人と結婚した支那人は別であると。結婚者は多く支那商人であつて、結婚後の生活様式は露人のものと異らないが、之れにより生れた子供は多く支那人に似て居る。然し離婚者の數

は大して多くはないらしい。アルグン川沿岸村落には露支人の結婚件數三十三件あつたと。

支那人の生活状態

支那人は他國の制度を信ぜず、金錢、書信は歸國する同國人の手に依つて行はるゝ、支那人は本國に於ける不潔な習慣から、衛生思想が皆無で、露國の衛生法規、建築法規を守らず、傳染病に罹るもの多く、且つ醫療を受けるもの少なく、死體を街路に放棄する等、公共衛生に害を及ぼすことが少なくない。支那人生活の非衛生や不潔は幾多の報告に現はれて居る。支那人の煙館や賭博場も亦問題となつて居る。賭博場は到る所に行はるゝが、極めて巧妙な豫防法を取るため殆んど捕へらるゝことがない。この風は露人にも感染して居る。阿片吸飲は沿黒龍地方では嚴禁されて居るに拘らず、今に盛んに行はれて居る。彼等は盛んに警官に賄賂して檢舉の手を逃れて居る。煙館及賭博場の經營者は一九〇八年の勅令で國外に追放されたが、然し大した効果はなかつた。彼等は蠅の如く追へども追へども立歸つて來たのである。かうした支那人生活の特徴は支那人居住區域を特定せんとするを生じ、一九〇二年の法律で支那人町朝鮮人町設定の件が發布され、幾多の都市に其設定を見た。ウラジオ支那總領事の統計によれば一九一〇年十月現在の支那人は五萬人で、内四萬人は一定の住所なき雜役夫であると。然し實際の支那人數は其一倍半と見られて居る。

在住支那人の將來

以上述べた極東露領に於ける支那人の狀況は、多く歐洲大戰前の調査にかゝるもので、現在は多少の變化を免れないが、在留支那人の特質は充分に之れを知ることが出来る。帝制時代非常な勢で發展しかけた支那の極東露

領進出が、勞農政府成立後阻止されて居ることは既に商工業の部で述べた通りである。然しロシアの經濟政策が次第に共產主義的な色彩を失ふに従つて支那移民の發展餘地も開けて來るものと思はれる。それに將來支那人の極東露領發展が問題になると思はれる一つの原因は、今日支那人の滿洲發展は素晴らしい勢で南滿から北滿に及びつゝあるから、その餘勢は必ずヤシベリヤにまで擴大され、將來漢民族とロシア人との眞剣な接觸が始まるであらう。

第二節 歐洲

一、佛 國

歐洲に於ける支那人は極めて少なく、留學生を除いては少數の商人及勞働者があるだけである。然し其中最も多いのはフランスであつて、殊に歐洲大戰後フランスは極力支那留學生の吸収に努めた結果、大正十三年頃には、佛國在住の支那學生は千五百名を算するに至つた。又苦學生も盛んに渡佛したが、中途歸國したものが多く、大正十三年頃には約千名に過ぎなかつた。彼等の約半數は國內の種々の方面から補助を受けて居るもので、眞に勞働しながら學問するものは半數に過ぎない。

佛國にある支那人勞働者は、歐洲大戰中招致せる苦力軍は戰爭の終了と共に概ね歸國し、大正十三年頃には佛國全部に約二千人を餘すに過ぎないと云はれて居たが、各所に散在して確實に調査し得る數は千名に過ぎなかつた。彼等は比較的平和な生活を送つて居たが、其中の優秀分子は學生方面から手を廻して政黨に加入せしめられた。

佛國にある支那商店は骨董と旅館飲食店である。骨董店は二軒で、旅館飲食店はパリに四軒、其他支那人の比較的多く住んで居る地方にある。其他二三の稍々大なる雜貨店があるが大したものでもなく、商業方面では殆んどいふに足らぬ。在佛支那人の團體も大したものはなく、たゞ各政黨々派が相分れて争つて居るに過ぎない。

其他佛國には多くの海員があり、主にマルセイユ方面に集中し、來往不定で常住者は約三百名位に過ぎない。勞働者は多くパリ附近にあり、學生は現在では一二千人である。多くはパリ、リオンを主とし、其他の大都市に散在して居る。商人は最も少なくて二三百名に過ぎない。

二、其他の諸國

佛國の外ドイツには學生が多く、ベルリンを主として其他の大都市にあり、總計五六百人、商人はベルリンと其他の各地にあるものを加へて約六七百人、海員はハンブルグと上海間を往來して居るが、ハンブルグに居住して小商賣を兼ねて居るものが七八十人ある。白國にはブラツセル其他にある學生約二百餘人、海員の數は多いが常住者は約七八十人。和蘭のヘーグにある華僑學生百餘人（彼等は支那語を知らない。それは蘭領に成長し和蘭人が支那文を習ふことを許さないからである）ある。アムステルダム及びロッテルダムには海員が二千人居る。伊太利にある學生は約百人。この外波蘭、瑞西、葡萄牙等にも尙少數の支那人が居るが、その合計は五百人に達しない。塊都ウイennaにも學生數十名あり、歐洲大陸にある支那在住民の總數は約二萬人と稱せられて居る。其中には勞働者、海員が最も多い。

英本國にも若干の支那人は居るが、それは殆んど問題にならない。ロンドンやリバープールには絶えず幾何かの支那人水夫及労働者が居る。殊にリバープールには洗濯夫が少くない。一九〇一年英國在住支那人は三百八十七人、一九一一年には千三百十九人と云はれて居るが、その中には住居を有さない多數の水夫をも含んで居る。

第三節 南アフリカ

南阿に支那人が移住したのは、一九〇四年から一九一〇年にかけてトランスバール金礦で支那人契約労働者を使用したのに始まる。一九〇六年の最高潮期には五萬五千人の支那人が居たが、それは契約終了と共に終つた。この外に移民法の制限を破つて入國した支那人が數百名あつた。彼等は主として獨立した小さい職業、主として洗濯屋及商賣をやつて居る。一八八九年から一九〇三年までの間に九百名の支那人が到着したが、一九一〇年には三百五十人、一九一一年には千九百人、九年後にはトランスバール在住アジヤ人種全部一萬二千三百七十九人中千二百四十名を占むるに至つた。

第四節 加奈陀

一八七〇年代の初期に於ける金礦の採掘とカナダ鐵道の敷設とは支那移民のカナダ入國を促した。然るに當時オーストラリアで黄白人礦夫間に争鬭が起つたのと、東洋人が太平洋岸に群集して來たこととは、こゝに立法者の注意を促し、それまで何等の制限もなく自由に移民し得たのが、始めて制限が行はるゝこととなつた。それも

始めは許可を要するだけであつたが、次いで一八八六年には一人に人頭税五十弗と船舶毎五十噸に一人といふ制限が設けられた。然るにそれは支那人の入國には殆んど何等の影響も與へず、一八九一年には入國者九、一二九人のが、一九〇一年には一六、七九二人に増加したので、一九〇一年一月一日から人頭税が百弗に増加された。然しこの人頭税も安過ぎることが發見され、一九〇四年一月一日以降五百弗となつた。一九〇一年から一九〇四年一月一日までに百弗の人頭税を拂つて入國したものは一萬六千人に及び、當時カナダには二萬八千人の支那人が居た。五百弗の人頭税は忽ち効果を現し、一九〇四年の六月末までには入國者なく、一九〇五年六月末までに八人、次の年には二十二二人、其次の年には九十一人であつた。従つて支那移民數にも變化を來した。即ち左の如くである。

入 國 者

一九〇八年	一、四八二人
一九〇八—一九〇九年	一、四一一
一九〇九—一九一〇年	一、六一四
一九一〇—一九一一年	四、五一五
一九一一—一九一二年	六、〇八三
一九一二—一九一三年	七、〇七八
一九一三—一九一四年	五、二七四

一九二四—一九二五年	一、一五五
一九二五—一九二六年	二〇
一九二七—一九二八年	六五〇
一九二八—一九二九年	四、〇六六
一九一九—一九二〇年	三六三

一九〇九年から一九一五年に至る入國者の激増に就いて委員マツケンジー・キング氏は次のやうに説明した。支那人はこの新課税を越ふべからざる障壁とは思はなかつた。一九〇四年以前に上陸した支那人は、直ちに鞏固な労働組合を造つて大なる獨占的位置を占め、次で其力を利用して賃銀を二倍に増加した。然し其後移民減少の理由は種々あるが、其の中の一つは一九一一年の條例である。それによれば、商人として入國するものは十分の證據を提供せねばならぬ。次で一九一三年十二月八日の參事院令により、英領コロンビア諸港に於ける労働者の入國を禁じた。この命令は始め支那人に對して施行されたものではなかつたが、一九一四年の六月一日から支那人に適用された。それと大戰による船舶不足で交通が充分になかつたことや、カナダに於ける労働市場の不況も其一因であつた。

又一九一八年から一九一九年に於ける入國者の大増加に就いては、支那移民管理局次長パーシー・リード氏は次のやうに云つて居る。

一九一七年から一八年にかけて支那學生と稱するものゝカナダ移住が始まつた。それは一九一四年の労働者入

國禁止の結果、この法令が學生に適用されないと、學生には入國税が免除されて居るために、支那人が機敏に此の點を利用したのである。その結果一八年から一九年には四千人以上の學生と稱するものゝ入國があつた。そこで當局では彼等が果して學問のため來たかどうかを實地調査した結果、其大部は全く詐りで、純労働に従事して居ることが分つた。そこで彼等にして確實にカナダの學校に籍を置き、彼等の年齢も適當で、又両親が保證し、賃銀労働に従事することなくして絶えず學校に出席するにあらざれば入國を許さないこととし、又學生の名で入國した者にも入國税を追徴することとした。

入國税が絶えず變化したので、移民の種類も種々に變つた。然し其大部は商人及び其家族と知識階級（學生教師を含む）とであつた。一八八六年から一九二〇年の間に於て入國した中の六千十二人は商人と其家族とであつた。又同期間内に入國税を支拂へるもの七萬八千七百四十八人であつて、彼等に依つて支拂はれた租税、科料其他の収入は二千五十三萬七千四百六十一弗であつた。又一弗を支拂つて許可登記を濟せば十二箇月以内に再入國するものは別に入國税を要しないが、この方法で再入國したものゝ數は前記の期間に八萬二百五人であつた。一九二三年の春、支那移民を學生と商人だけにする法案が議會に提出され若干修正の後下院を通過した。尙カナダ生れの支那人が勉學其他の目的で支那に歸れるものゝ再入國も十分の證明があれば許すことになつた。但し入國税は其儘であつた。然しこの移民制限法には反對と批難があり、その結果、拇印と入國税に關する條項を撤去することゝなり上院を通過した。

一九一一年の國勢調査では、カナダ在住支那人數は二萬七千七百七十四人、内約一萬人はブリチツシュ・コロン

ビヤにあり、オンタリオ及びクエベックには各々四千人、其他はマニトバ、ニュー・ブランズウィック、プリンス・エドワード・アイスランドに散在して居る。

第五節 北米合衆國

合衆國に本當な意味での支那移民が始まつたのは一八五二年であつて、その年の暮れには既に一萬八千人の支那人が居たと。彼等渡米熱を煽つたのは貴金屬発見のためであつた。そして一八六〇年には其數三萬五千人に達した。彼等の大部は鑛山に、殘餘はボーイ、洗濯夫、農業労働者として働いた。又數千人のものはセントラル・パシフィック其他の鐵道工事に従事した。彼等は始め大に歓迎され仕事は幾らでもあつたので、それに刺戟されて移民數は益々増加した。當時は人種的偏見なく、黃人労働者はカリフォルニア州及市當局から眞に歓迎された。然し間もなく支那人排斥運動が起つた。その始めは鑛山であつたが、間もなく西部諸州に擴がつた。問題の根本は經濟的競争にあつた。大陸横斷鐵道の完成と共に、歐洲移民、殊にアイルランド人の多數がカリフォルニアに入り込んで來たため、彼等と支那人労働者との間に一種の競争が起つた。支那人の繁盛と彼等の極度な節約、低級な生活、絶対に同化の希望も能力もないことは、こゝに支那人に對する嫉妬と迫害とを生み、更に彼等の權利を支持する有力な政府のなかつたこととは相俟つて支那人排斥となつた。かくて其後に起つた支那人排斥騒ぎから、支那移民は殆んど禁止の状態となつた。

合衆國にある支那人は一八八〇年から一八九〇年まで十年間は、殆んど定着的に残つて居た。最高潮に達した一八九〇年には十萬七千四百八十八人と稱せられたが、其後激減し、一九〇〇年には八九、八六三人、一九一〇年には七一、五三一人、一九二〇年の國勢調査では六一、六三九人に減じた。彼等の大部分は太平洋沿岸に住んで居るが、然し東部の大都市にも比較的支那人の大住宅地がある。彼等の三分の二は市街地域に住んで居る。一九一〇年の支那人總數中四、六七五人は女で、一四、九三五人は米國生れで市民權を要求して居る。其五分の三は一八九〇年以前に入國したものである。これで見れば米國にある支那移民が割合に定着的であることが分る。米國にある支那人の大部は廣東人であるが、彼等の主なる散布地を示せば、紐育一萬五千人、ボストン二千人、フィラデルフィア一千五百人、セントルイス六百人、シカゴ約三千人、メキシコ邊境二千人、其他は太平洋沿岸に散在し、桑港、シャートル等に最も多く住んで居る。

在留支那人の職業に就いて述べんに、大都市にあるものは種々な職業に従事して居るが、約二萬五千人は輸入品を取扱ふ商人であり、又多數の洗濯夫が居る。彼等は入國の初期には多くの職業に従事して居たが、其後他に轉業するもの多く、殊に最近支那料理とコックの需要から支那料理店を經營するものが少くない。この傾向はバルチモアとワシントンに著しい。西部諸州では多くの支那人が裁縫、農業、園藝に従事し、一部は家庭のボーイに使はれて居る。又アラスカ、ワシントン、オレゴン、カリフォルニアには多數の繭詰職人が居る。又加州及アイオーミングには今尙支那人の鑛夫が居る。一九一〇年には五萬エーカー以上の土地が七百五十人以上の支那人により耕された。それは殊に西部に多かつた。ボストン、紐育、桑港には支那人の圖書館があり、支那人の新聞が東西兩部で幾つも發行されて居る。大都市には支那人の住宅區域があり、支那人のための私立學校もあるが

加州を除いては大部は米國の公立學校に入つて居る。

支那人街は始めは何處にでもあるやうな賭博、阿片、不潔、秘密結社の巢窟と見られて居たが、紐育の支那街の如き十年來餘程改善されたと言はれて居る。こゝでは支那人の年中行事である新年の祝ひの如きも餘り行はれず、服装態度等も變つて來た。然し賭博は依然として行はれて居るらしい。然し一方には歐米人と同じく生活し、支那街には縁のない自由職業者や、大商人も次第に増加し、相當の位置を占めて居るものも少くない。かくて支那人一般の地位が従前より向上したことは一般に認めて居る。

布 哇

布哇に於ける支那人の移住も早い。布哇は長い間各人種の混合地點であつた。布哇王朝時代には數を限つて移住を許されたが、彼等の少からざる部分は布哇の優良家族と結婚し其雜種の子孫は今日でも住民中に明かに残つて居る。第十九世紀の三十年代には、支那文化は布哇王朝に一種の影響を與へたと云はれて居る。

十九世紀の半ば、砂糖栽培が發展するにつれ、土民だけでは勞力の不足を感じ、安價な外人勞働を必要とするに至つたので、多數の支那人が耕作のために出掛け、一八八六年には二萬人に達したが、内砂糖栽培に従事したのは五千六百五人に過ぎなかつた。然し八十年代に支那移民の前途に一つの障礙が起つた。それは職人階級との間に競争が起り、支那人は公衆の脅威と見らるゝに至つた。ために砂糖栽培家が廉價な勞働を歓迎したに拘らず、一八八三年の法律では、支那移民數は六ヶ月に六百人に制限され、二つの航路だけが支那移民を乗せて來ることを許された。その他にも一八八五年と一八八九年とに移民制限法が通過した。支那移民制限の結果、一八八五年

から日本移民が歓迎され、多數のものが入り込んだ。

一八九八年の夏、布哇王國が米國に合併さるゝや、支那人問題は新しい時代に入つた。一八九八年七月七日議會の決議により「布哇は此後米本國の法律が許可する場合を除き、これ以上支那移民を要しない。又如何なる理由によるも布哇から米本國に入るを許さぬ」こととした。次で米西戦争の結果、ヒリツピンが米國の手に入つてから、更に支那人に關する包括的法律が審議されたが、一九〇二年四月二十九日の法令により次の如く規定された。「米國市民に非ざる支那勞働者が米國領島から本國に入るを禁ずる。又米領の一島から他島に行くことを禁ずる。然し同一所屬島嶼間の移動はこの限りでない。アラスカは米本國の一部と見る」。布哇の合併と米國法律の適用とに拘らず、支那人勞働者の問題は依然として残つた。布哇政廳は種々の年報により移民禁止法の變更を申請し、文書や委員を派して勞働狀態を述べ、米及砂糖栽培に支那人勞働者の移入を許可されんことを議會に求めた。最近では一九二〇年一月に委員をワシントンに派し、支那勞働者五萬人の入國許可を請願したが、政府はかゝる階級を造ることを好まなかつたために成功しなかつた。

一九〇〇年の國勢調査では、支那人の在島者は二萬五千七百六十七人であつたが、一九一〇年には二萬一千六百七十四人に減じた。其中の七千人は二十四歳以下である。一九一〇年に於て、支那人の約半數はホノル、ヒロの市街地に住んで居た。

支那人の地位は今日では社會的經濟的に良好であると云はれて居る。多數のものは米人及歐洲人の事業に雇はれ、或は獨立の商業を營んで居る。又若干の者は法律家、銀行家、教師をして居るが、大部は矢張り勞働者であ

る。布哇在住支那人一般の生活程度は支那本國に於けるものより高く、彼等は立派な家に住んで居る。彼等は凡て勤勉で且つ比較的進歩的で、現代支那人中では指導的な最も有能な優れた事業家が少くないと。

第六節 メキシコ

、合衆國以南の米大陸に於ける支那人の移民は其數から云つても地位から云つても問題にならない。彼等は所々に散ばつて居るが、其所在地に於ける經濟的價値は極めて少い。殊にメキシコに於ける移民は一帯に振はないのであるから、支那移民の如きも殆んど見るに足るものはない。

一八九五年の國勢調査では、メキシコの支那人數は千人足らずであつたが、最新の即ち一九一〇年の調査では一萬三千二百三人（内女八十五人）に増加して居る。支那人が主に集つて居る中心地の一つはヴェラクルスである。こゝには約三百の支那人が居て近頃増加の傾向にあるが、それは新しい移民の増加によるものでなく、メキシコの他の部分からの移動によるものである。メキシコ市には四百の會員を有する支那人社交俱樂部がある。一九二二年下カリフォルニアに九千の支那人、ソノラ州にも多數の支那人が入り込み、ためにこの二州の勞働階級の支那移民反對熱を煽り、支那移民を驅逐し此後移民を禁止すべきことを政府に要求したため、この運動に驚いた支那移民は國境を越えて米國への逃入に熱中するに至つた。

今日メキシコに在住する支那人は主として鑛山、庭園、洗濯屋、レストラン、旅館、輸入業を営み、富裕なものも少くない。

第七節 中 米

一、パナマ

パナマには約三千五百人の支那人が居る。其中二千五百人はパナマ市に、七百人はコロンに、三百人はボカス・デ・トロに住んで居る。その全部は廣東人である。彼等の地位は良好で營業所も立派なのが少くない。歐洲大戰前には多數の商人で殘餘は勞働者である。彼等の地位は良好で營業所も立派なのが少くない。歐洲大戰前には多數の聯合資本で毎年少からざる仕事をして萬と五萬賣は主に米、雜貨、絹、反物である。彼等は國內に千以上の小さい店を有つて居る。支那人は土地の者とも餘り雜居せず、又永住の傾向も少ない。彼等はクラブ及組合を通じて相互間及本國との連絡をとつて居る。パナマ市には支那人の圖書館はあるが學校はない。

二、グワテマラ

グワテマラにもかなり支那人が散在して居る。彼等は富裕で事業も相當に發展して居る。且つ土地の人民ともパナマよりは親善で、多くの支那人はグワテマラ婦人と結婚して居る。

三、コスタリカ

コスタリカに在住する支那人は極めて僅少である。リモンには約二百五十人の支那人が居る。これは最近同國

が支那移民禁止令を發布したからであらう。彼等は廣東人で若干の歸國者はあるが一般に永住の傾向を有つて居る。支那人の地位に關し一九一八年米領事は次のやうに云つて居る。

彼等は善良で資産ある市民である。彼等の大部は種々な商品を取扱ふ商人である。尙少數の富裕階級はコ、ア、バナナ又は小さな珈琲園の所有者である。彼等は貧民階級の間雜に雜居することもあるが、然しそれだからと云つて彼等は社會的に人望があるとは云へない。

要するに中米に於ける支那人は其數も少く、且つ其經濟的位置も微弱で大した問題にはならない。

第八節 南 米

南米の全人口は其莫大なる天然の富源を開發するには餘りに少ない。そこで大規模のアジア移民の流入が問題となつた。既に西海岸には多數の支那移民が加せし、ブラジルには日本人が少からず入り込んで居るが、大規模の移民は他方面の反對を受けるであらう。各國別に支那人移民の狀況を述べて見たい。

一、ブラジル

新世界に始めてのアジア移民は一八一〇年頃、ポルトガル首相リンハレスの斡旋で茶の栽培者として支那内地から來た數百の支那人の一隊だと云はれて居る。この支那人の茶栽培者は一八一〇年リオ・デ・ジアーネロの植物園に來た。その目的はポルトガル政府が茶を貿易品にするまで發展させたい考へであつたが、この支那人を以てす

る企ては失敗し、支那人殖民地は消滅した。現在ブラジルに居る支那人は支那政府の統計では二千人と云はれて居る。

二、ペルー

北部南米に於ける支那移民の中心地はペルーである。支那人は主にグワノ及び製糖業に雇はれて居るが、一八〇八年以來其入國を禁止したので今では殆んど入國する者がない。ペルーには一八七六年後國勢調査がないから支那人の正確な數は分らないが、十五萬と五萬の中間だと云はれ、或は日支人を合して五萬五千又は四萬と稱せられて居る。支那人の大部は労働者であつて、其中には自由、契約双方が相混じて居る。彼等は製造工場に、耕作に、商店に使用されて居る。支那人は盛んにインディアンと結婚して混血兒を増加させた。

三、英領ギヤナ

一八九一年には支那人二千四百七十五人、一九一一年には二千六百二十二二人、(内男一、九一一)を算し、この期間總計一萬五千七百二十人の支那人がジョージタウンに上陸した。彼等は農業労働者として輸入されて來たのだが、情況は彼等の永住を許さなかつた。現在では法律に従順な價值ある人民として炭焼き、金の採掘、伐木に従事し、又商業に於ても著しき成功を見せて居る。最近には永住移民として更に支那人移住の増加する傾向がある。

る。布哇在住支那人一般の生活程度は支那本國に於けるものより高く、彼等は立派な家に住んで居る。彼等は凡て勤勉で且つ比較的進歩的で、現代支那人中では指導的な最も有能な優れた事業家が少くないと。

第六節 メキシコ

合衆國以南の米大陸に於ける支那人の移民は其數から云つても地位から云つても問題にならない。彼等は所々に散ばつて居るが、其所在地に於ける經濟的價値は極めて少い。殊にメキシコに於ける移民は一帶に振はないのであるから、支那移民の如きも殆んど見るに足るものはない。

一八九五年の國勢調査では、メキシコの支那人數は千人足らずであつたが、最新の即ち一九一〇年の調査では一萬三千二百三人（内女八十五人）に増加して居る。支那人が主に集つて居る中心地の一つはヴェラクルスである。こゝには約三百の支那人が居て近頃増加の傾向にあるが、それは新しい移民の増加によるものでなく、メキシコの他の部分からの移動によるものである。メキシコ市には四百の會員を有する支那人社交俱樂部がある。一九二二年下カリフォルニアに九千の支那人、ソノラ州にも多數の支那人が入り込み、ためにこの二州の勞働階級の支那移民反對熱を煽り、支那移民を驅逐し此後移民を禁止すべきことを政府に要求したため、この運動に驚いた支那移民は國境を越えて米國への逃入に熱中するに至つた。

今日メキシコに在住する支那人は主として鑛山、庭園、洗濯屋、レストラン、旅館、輸入業を営み、富裕なものも少くない。

第七節 中 米

一、パナマ

パナマには約三千五百人の支那人が居る。其中二千五百人はパナマ市に、七百人はコロロンに、三百人はボカス・デ・トロに住んで居る。その全部は廣東人だが、需要がないので其數は増加しない。パナマ在住支那人中約八百人が商人で殘餘は勞働者である。彼等の地位は良好で營業所も立派なのが少くない。歐洲大戰前には多數の聯合資本で毎年少からざる仕事をして居る。高賣は主に米、雜貨、絹、反物である。彼等は國內に千以上の小さい店を有つて居る。支那人は土地の者とも餘り雜居せず、又永住の傾向も少ない。彼等はクラブ及組合を通じて相互間及本國との連絡をとつて居る。パナマ市には支那人の圖書館はあるが學校はない。

二、グワテマラ

グワテマラにもかなり支那人が散在して居る。彼等は富裕で事業も相當に發展して居る。且つ土地の人民ともパナマよりは親善で、多くの支那人はグワテマラ婦人と結婚して居る。

三、コスタリカ

コスタリカに在住する支那人は極めて僅少である。リモンには約二百五十人の支那人が居る。これは最近同國

が支那移民禁止令を發布したからであらう。彼等は廣東人で若干の歸國者はあるが一般に永住の傾向を有つて居る。支那人の地位に關し一九一八年米領事は次のやうに云つて居る。

彼等は善良で資産ある市民である。彼等の大部は種々な商品を取扱ふ商人である。尙少數の富裕階級はコ、ア、バナナ又は小さな珈琲園の所有者である。彼等は貧民階級の中に雜り時に雜婚することもあるが、然しそれだからと云つて彼等は社會的に人望があるとは云へない。

要するに中米に於ける支那人は其數も少く、且つ其經濟的位置も微弱で大した問題にはならない。

第八節 南 米

南米の全人口は其莫大なる天然の富源を開發するには餘りに少ない。そこで大規模のアジア移民の流入が問題となつた。既に西海岸には多數の支那移民が居る。然し、ブラジルには日本人が少からず入り込んで居るが、大規模の移民は他方面の反對を受けるであらう。各國別に支那人移民の狀況を述べて見たい。

一、ブラジル

新世界に始めてのアジア移民は一八一〇年頃、ポルトガル首相リンハレスの斡旋で茶の栽培者として支那内地から來た數百の支那人の一隊だと云はれて居る。この支那人の茶栽培者は一八一〇年リオ・デ・ジアーネロの植物園に來た。その目的はポルトガル政府が茶を貿易品にするまで發展させたい考へであつたが、この支那人を以てす

る企ては失敗し、支那人殖民地は消滅した。現在ブラジルに居る支那人は支那政府の統計では二千人と云はれて居る。

二、ペルー

北部南米に於ける支那移民の中心地はペルーである。支那人は主にグワノ及び製糖業に雇はれて居るが、一八〇八年以來其入國を禁止したので今では殆んど入國する者がない。ペルーには一八七六年後國勢調査がないから支那人の正確な數は分らないが、十五萬と五萬の中間だと云はれ、或は日支人を合して五萬五千又は四萬と稱せられて居る。支那人の大部は労働者であつて、其中には自由、契約双方が相混じて居る。彼等は製造工場に、耕作に、商店に使用されて居る。支那人は盛んにインディアンと結婚して混血兒を増加させた。

三、英領ギヤナ

一八九一年には支那人二千四百七十五人、一九一一年には二千六百二十二二人、(内男一、九一一)を算し、この期間總計一萬五千七百二十人の支那人がジョージタウンに上陸した。彼等は農業労働者として輸入されて來たのだが、情況は彼等の永住を許さなかつた。現在では法律に従順な價值ある人民として炭焼き、金の採掘、伐木に従事し、又商業に於ても著しき成功を見せて居る。最近には永住移民として更に支那人移住の増加する傾向がある。

四、エクアドル

一九一八年エクアドルに約千五百人（内女三十）の支那人が居た。彼等は廣東人で年百名位の割で増加しつつあると。彼等の大部は反物商で次は雜貨である。彼等は相當の富と地位とを有つて居る。然しこの新大陸を通じて見る現象は、矢張り彼等が他國人と混淆しないことである。エクアドルでも彼等は十年位居れば歸國する傾向がある。

第九節 西印度諸島

西印度にも一八四七年から一八七五年までの間強制的な支那労働者の輸入が行はれた。是等早期の労働者の子孫と、後年自由人として入國した者とが、西印度諸島に散在して居る。キューバには一八八七年五萬五千人の支那人が居たが、一九〇七年には僅かに一萬二千二百七十七人となり、一九一九年には千二百三十六人の支那移民があつた。ポルトリコには一九〇〇年七十五人、一九一〇年十二人の支那人が居た。ペーシン島が米國に買収された後一九一七年の國勢調査では、支那人の數は十五人であつた。トリニダットには約五千の支那人が居て大部は英國に歸化して居る。然し元來は主に廣東人である。彼等は相當な社會的地位を占め、且つ經濟的にも良好である。大部の永住移民の職業は商人、商店員、洗濯夫である。ジャマイカには一九一一年二千人以上の支那人が居たが、其情況はトリニダットのものと同様に居る。

蘭領クラッコウにも若干の廣東人が居る。其大部は洗濯業であつて、持主も居れば雇人も居る。主にトリニダットかベネジュラから來たもので、島の永住者ではない。一九〇二年マーチニキュー島のベレー山が爆發する以前、セント・ピエレー市には多數の支那人が居たが、市街の破壊と共に大部は滅びた。一九一八年同島には二十五人の純血支那人と三百から三百五十人位の混血支那人が居た。彼等は反物及食糧品商を營み、中には資産家もある。彼等の社會的經濟的地位は良好である。

支那の移民がどこへ行つても相當に繁榮するのは彼等が如何なる労働にも堪へるからである。然し到る處で傳染病の仲介をなすと、市中に貧民窟を造ることは大に厄介がられて居る。支那人發展の天地は熱帯地方が最も適當して居るやうであつて、殊に太平洋諸島の如きは彼等の天國とも云ふべく到る所に特殊な地位を築いて居る。これは等の諸島は元來農を生業として居たが、白人の渡來と共に黒人は村落山中に居住し、市街地は全部白人によつて占領され、統治者たる白人と被治者たる兩極端の階級を生じた。この二階級の間隙を充すべく現はれたのが支那人であつて、彼等はその忍耐力と繁殖力とで上下兩階級を壓迫し、年と共に強力な地盤を築きつゝある。西印度諸島の如きも支那人の居住に適當な熱帯地の一つであるが、その割に支那人の發展は少なく、最南部のトリニダットの數千人を最高とし、其他の諸島は二三千から數百人に過ぎず、全住民の一乃至二パーセントにしか當らない。

西印度諸島は黒人の世界であるが、土地、貿易、技術方面又は官廳、教會等の役員は殆んど英米人に依つて占められて居る。其他の歐洲人も上流階級で白人の中等階級はない。従つて支那人が白人と土人との間に入つて中

等階級を形成しても白人に何等の脅威も與へない。次に黒人の生活はどうであるかといふに、黒人の殆んど凡ては農夫で市街地の居住には適しない。彼等は機械工としても商人としても不適當である。然し極く下等な労働者として市街地の外れや裏町に一種の貧民窟を造ることはある。黒人の生活がかうした状態だから、支那人が入り込んで両者の間に大した衝突は起らない。勿論支那人も貧民窟を造りはするが、かゝる種類の支那人は多く契約労働の苦力である。然るに西印度諸島ではこの契約労働者の入國を禁じて居るから、こゝに移住する支那人は相當の資金を有つた中流階級のものゝみである。即ち彼等の大部は小賣商人である。是等の支那商人は最初來る時には大抵一人の資本家が三四人の無資本家を連れて來て、彼等に相當の資本を貸付けて商賣させ、資本家は別に自分で商賣するものもあれば利子だけ取つて居るものもある。従つて商人の多くは極めて小規模で、大通りに店を張つて居るものは極めて少なく、それも主として支那産品を賣つて居るだけで、他の連中は大概横町で飲食店を開いて居る。

支那人の競争者となるのは黒人と白人の混血種である。この混血種は黒人より頭が好くて、主として機械工、自動車運轉手、店員、事務員等に従事し、地主も相當に多く、大體に於て中流階級を形造り將來自白人に代ることを目的として居る。彼等は致富の捷徑として商人を選ぶから、こゝに支那人との競争が起る。然し支那人は一體に正直で品物が良いといふので信用があり、従つて白人はどんな小さい店でも支那人の店からならば品物を買ひ自分のものも賣るが、土人や混血兒の店では餘程大きな店でないと取引しない。かうした點から支那人は商人として混血兒より一層有利な地位にある。それに混血兒の商人等は金が出来るとそれに應じた身做へをやり、いゝ

家に住み、下男下女を使い、妻子にも樂させ、子供を學校へやり、細君を盛装さして社交界へ出す、これは彼等の目的か中流階級から白人と同じ上流階級へ登らんとする自然の結果である。所が支那人の方は金を貯めるのが目的だから、収入が多くなつても却々從來の生活様式を變へない。それ所か金を持つて居ても一向それらしい風をせず、儲けた金は新たな事業に投資するやうなことをせず、殆んど全部を故郷に送金する。送金の方法も年々送金するものもあれば歸國の際一纏めにして持ち歸るものもある。それまでは金を自宅に貯藏して置くのが普通である。それに彼等の生活費が少ないのは獨身者が多いからであつて、妻帯者も多くは妻子を故郷に残して居る。たまに妻子を連れて來て居る連中でも、妻君などは小さな部屋に監禁同様に住ませて置く、従つて富裕なものでもその家族の社會的地位は頗る貧弱である。これはたゞに中流の商人階級だけでなく、大商人でもさうであると、西印度諸島には特に大きな商人が二三人居るが、彼等は非常に進歩的で、家庭生活は半ば英國風にし、子女は概ね英國に留學させて居る。彼等は中流の支那人とは殆んど交際せず、又結婚も行はないが、同時に自分の子女に對し半ば支那風の教育や生活を維持させて居るため英國人からも餘り好まれない。即ち彼等は支那人であつて支那人と交際せず、英國風に染みながら英國人からも好かれず、財産の大部が英領にある關係から故郷にも歸れず、一種奇妙な孤獨生活を送つて居る。

かうして彼等の特質は商人として優越性を有つて居る。今日の所數が少ないので西印度諸島に於ける支那人の勢力は恐るゝ程でもないが、既に述べたやうに、中流階級を形造る上に混血兒より優秀であるから、彼等の人口が増加すれば中流階級は彼等によつて獨立さるゝ可能性がある。

支那人の増加につれて最も問題になるのは支那人と黒人との混血種問題である。支那人は混血種の製造に於て白人に劣らない。殊に彼等の多くは獨身者だからこの傾向は一層多い。白人と黒人との混血は多く黒人に近い色になるが、支那人と黒人との混血は支那人に近い色の子孫を生むため、西印度諸島土民の色を緩和する効果があると云はれて居る。東印度や南洋に於けると同じく、黒人は元來非常に支那人を嫌つて居る。西印度諸島には種々な人種が移住して居るが、黒人から嫌はれて居る點に於ては何んと云つても支那人が一等である。

黒人が支那人を嫌ふ原因は種々あるだらう。その中には彼等の本能的好惡から來るものもあるだらうが、其主なるものは支那人の富に對する嫉妬だと云はれて居る。黒人の頭は單調である。彼等は地方の新聞が支那人のケチなこと、その守銭奴的態度、儲けた金を全部本國に送ること、その額が年々巨額に達すること等を實際より誇張して報道さるゝのを眞に受け、彼等の郷土の富が支那人により持ち去らるゝ如く考へるからである。且つ支那人が勤勉に勞働して得た金や、巧に取引して貯へた富を黒人のため殆んど一厘も出さないのが不平である。彼等は米人等が巨額の資本を投じて巨萬の富を西印度から奪ひ去るのに氣付かず、支那人の零細なる貯蓄に嫉妬を感じる。そのため時々支那人排斥の暴徒が起り、其店舗を破壊することがある。黒人や黑白混血兒の攻撃に對しても支那人は曾て反抗し辯護を試みたことがない。支那人は矢張り故郷觀念は強く、成功すれば大部分は歸國する。又故國の出來事にも非常な注意を拂ひ、本國の饑饉に對して多額の金員を贖出し、又民國革命の成功に當つては皆新國旗を樹てゝ之れを祝したと、然し同時に彼等は法律の前には極めて従順であつて、英米人に對しては特に協調的態度を失はない。支那人はこゝでも例の賭博宿や阿片窟、曖昧料理屋を營んで居るが、其數は少ない。最

近黒人や黑白混血兒の中にも教育ある連中は大分支那人に對する反感を緩和して來たやうだから、この風潮は教育の普及向上につれて増進するだらうと見られて居る。

こゝに附記すべきことは、中南米に於ける支那人の位置であるが、支那と中南米とが條約關係に入る前、即ち一九〇八年以前には、支那に關することは市民權の證明を除き、其地の合衆國官憲が取扱つた。それ以前には英國の保護下にあつたが、支那人の英官憲に對する種々の不平と、中南米に對する米國の位置が變つた爲め、ワシントン駐在支那公使吳廷芳の要求により米國が之れに當ることゝなつた。即ち一九〇二年にはパナマに於て、一九〇八年にはチリ及エクワドルに於ける支那人の案件を引受けた。然るに一九一五年一月十八日支那とチリとの間には通商條約が結ばれ、支那自身の公使領事が駐在することゝなり、こゝに支那自身の手で取扱はるゝに至つた。

第十節 濠洲及新西蘭

廣大なる土地と資源を擁し、人口稀薄なる濠洲は、自然東洋人のための好箇の移民地であるが、濠洲には所謂白人濠洲主義があつて、有色移民に對して嚴重に門戸を閉鎖して居る。白濠政策には二つの意義がある。一つは白人勞働者の地位を保護し、生活を向上せしむる社會政策的のものと、一つは濠洲を白人のみによつて統治し、黄色人種の脅威に對抗せんとする國防的意義を有するものである。従つて白濠主義は社會政策に重きを置く勞働黨にも、國防を主眼とする國民黨にも殆んど無條件に承認され、これを脅かすものに對しては舉國一致の反對

が起る。彼等の當面の脅威者と目されて居るのは日本であるが、支那移民も亦甚だしく排斥され、従つて濠洲に於ける支那人は現状では數に於て其經濟的地位に於て極めて微弱で殆んど問題にならないが、然し一度この人為的障壁が何かの機會に破れた場合には、支那民族の發展は注目すべきものがあるだらう。

白濠主義は何故に採られたか、濠洲大陸が始めて白人に發見された時には、少數の遊獵を業とする蠻族が住んで居たに過ぎず、土民は農業者或は牧畜者として少しも進歩して居なかつた。然るに其後土人の人口が減少して政治的經濟的意義を有たなくなると、他の大陸の人民に開放されねばならないが、白人のためには、その位置が遠いために商業的に不利な立場にあり、植民も困難で、カナダのやうに隣邦から流れ込むといふこともなかつた。且つ當時は白人の殖民地として熱帯は不用であるとの説が眞面目に考へられて居たために、熱帯濠洲は有色人種に開放された。クイーンズランドは南洋諸島から労働者を招き、ノーザン・テリトリは鐵道敷設と採礦地とに使用するために支那人を輸入した。アジア人の輸入は最も容易であるだけでなく、實行し得べき唯一の方策とさへ思はれた。かゝる状態は五十ヶ年間續けられた。ノーザン・テリトリのアジア人労働利用策は失敗した。それはアジア人が空虚な北部を厭ひ、既に白人によつて開かれた東南濠洲の殖民地を望んだからである。この方面では支那人は洗濯夫、料理人及び野菜作りとして働いた。又ヴィクトリアの金礦地へも入り込んだ。彼等の數は一八五二年の二千人から一八五九年には四萬二千人に殖えた。ニュー・サウス・ウエールズへの支那移民も一八七九年頃から勢を増し、一八八七年には六萬人、即ち人口の一割五分に達し、尙新たに到着する支那人の數は急速に増加し、濠洲の労働を全く東洋化せんとしたので、こゝに支那人排斥運動が起つたのである。然し北濠洲はまだアジ

ア人に開放されて居た。それは地方の甘藷耕作地が労働不足を訴へて居たからである。一八六三年に始めて南洋土人を契約労働者として輸入したが其成績が好かつたため引續き行はれ、一八七一年にはマツケー及び附近の人口の三分の一を南洋土人が占むるやうになつた。ために有色労働についても不安が増大し、一八八五年には一八九〇年以後南洋土人の入國を禁止する法案が地方議會を通過した。しかし南洋諸島に於ける奴隸誘拐は引續き行はれたが、一九〇一年の濠洲聯邦議會が太平洋諸島人法案を可決した結果、砂糖業に南洋からの契約移民を使用する政策は廢止され、アジア人の濠洲移民は實際に於て全く禁止となり、白人濠洲は濠洲の政治的理想となつた。

この白人濠洲に於て支那移民は如何に取扱はれ、現に如何なる状態にあるかといふに、支那人が濠洲と關係を有つたのはかなり古いことで、既に第十三世紀に於て支那人は濠洲に關する知識を有つて居たといふから、白人よりも餘程前のことであるが、其後何等の發展もしなかつたと見える。従つて支那人が移民として始めてクイーンランドに入つたのは、一八四〇年と一八五九年の間で、囚人労働だけでは不足を感じた白人が、牧羊者として支那人を要求したためである。濠洲の名が支那人に知られたのは新金山としてであつた。それはカリフォルニアの舊金山に相對したもので、金が發見されたからである。ために十九世紀の六十年代に支那人の興味を惹き、一八五四年ヴィクトリアに二千三百四十一名の支那人が居たが、一八五七年には二萬五千人が金礦に働いた。一八五九年の終りには其數五萬二千に達した。ニュー・サウス・ウエールズでも金礦夫の需要が多くなり、一八五六年には千八百人の支那人が雇傭されて居たが、それから五年後には其數一萬三千に増加した。かくて鑛山に於けるアジア人の大發展に對する豫防が始まり、一八六〇年には既に大事件が勃發し、支那人は時々金礦から追ひ拂

はれた。支那人鑛夫の勤勉は能く金を儲けたが、彼等は白人鑛夫と交際せず、其賃銀は僅かに一部を賣店や食堂で使用するに過ぎなかつたから、彼等の制限及反對の聲が起つたのである。それが始めて法律に現はれたのは一八五五年ヴィクトリア議會を通過した制限案で、其後各州で通過した。然しそれは絶對排斥でなく、入國を噸數や人頭税で制限するものであつた。ニュー・サウス・ウェールズでは一八八一年に通過した支那人制限は、入港船百噸毎に一人、入國税一人十磅とした。一八七七年にはクイーンズランドで支那人鑛夫に特別手数料課税の件を通過した。又殖民地當局を通じて英帝國政府は始めて殖民地入國制限に干渉した。其後香港から來た支那人血統の英國民は制限から除外することゝした。支那人排斥騒ぎは一八八七年十二月十二日に起り、支那政府は駐英公使を通じ英外相サルズベリー卿に對し、支那人は自治領に於ても皇帝領と同じく自由行動を與へられんことを要求した。これに對してサルズベリー卿は支那移民の停止を外交により解決せんとしたが、濠洲は之を承知しなかつた。そして新しい制限法はニュー・サウス・ウェールズ議會を通過し、汽船三百噸に一人の割で支那人の入國を許すことゝし、人頭税は百磅に引上げられた。尙金鑛監督官の許可なくては金鑛業に従事が出來ないし、パスポートなくては内地旅行も許されなかつた。他の諸州でも噸數制度を行ひ、毎五百噸に一人とした。たゞタスマニアだけが一八八七年に百噸に一人の制限と人頭税一人十磅案を採用した。かくて一八八八年以後、濠洲に於ける支那人の數は確實に減少の道を辿り、其數は雜種を含めて一九九一年には三八、〇七七人、一九〇一年には三三、一六五人、一九一一年には二五、七七二人、一九二〇年の終りには二〇、一一八人(内女八四八人)となつた。又彼等は大部分永住的でない。即ち一九一八年ニュー・サウス・ウェールズに來た支那人は八八三人、こ

こを去つたもの七四〇人である。支那人の大部はニュー・サウス・ウェールズ、クイーンズランド、ヴィクトリアに住んで居る。其他西オーストラリアには約千八百人、北部地方には約千三百人のものが住んで居るに過ぎない。支那人の大部は廣東人で多くは金鑛夫の子孫である。其主なる部分は勞働階級であつて、一九一一年の調査では、その一半は庭師と農業勞働者であつて、殘部は主に家具製造、鑛夫、店舖、雜貨、果實商である。その他數は頗る少いが、極めて重要なのは輸出入商である。彼等は濠洲と支那及其他の東洋諸國との大規模貿易に従事せんとして居る。

ニュー・ジーンズランド

ニュー・ジーンズランドに於ける支那人の地位も大體濠洲と同じである。四十年前には三千五百の支那人が砂金採集に従事し、支那人は金の採鑛夫として植民地に寄與した。その後上層の金含有堆積層を探り盡したので勞力の増加を必要とし、更に同數だけの支那人を雇ひ入れた。酪乳業でも支那人は道開きをしたが、白人住民は支那移民を嫌ひ、彼等の數は制限された。一八八一年に課税と噸數による制限が定められ、それが一八九六年まで續いた。それによると船舶十噸に一人、一人の人頭税十磅であつた。その結果一八八一年には五千四人の支那人が居たが、三年後には四千五百四十二人となり、一八九六年には更に三千七百十一人に減少した。然るに一八九四年と一八九五年の間に入國者が歸國者より多いことが發見され、人頭税は百磅に又入港船舶二百噸に一人の割合で入國を許すことになつた。それが一八九六年の支那移民修正條例である。當時支那人數は三千七百十一人であつたが、其後次の如く變化した。

一九〇一年	二、八五七
一九〇六年	二、五七〇
一九一六年	二、一四七（歐亞雜種一三五人を含む）
一九二〇年（四月）	二、三七六（内婦人二十七人）

一九一六年までは入國と歸國は平均して居たが、當年には歸國二一六人、入國三二七人であつた。殊に特種の現象を呈したのは一九二〇年であつて、歸國一、〇九七人に對し入國一、四七七人であつた。それは支那に於ける國內争亂の結果安全地帯を求めて來たものらしいと。

支那人の三分の一はウエリントンに住み、次に多いのはオークランド、クリスチャーチ、ダニチンである。其他少數宛のものが八十箇所以上に散在して居る。彼等の位地は濠洲に於けると同じである。最近入國税を拂つて來る支那人が増加したため、彼等は一般に富んで居る。米總領事ウインスローは一九一八年に次の如く述べた。

明かに多數の支那移民はニュー・ジールランドに永住の傾向がある。嚴重なる移民制限の下に支那人の入國を援助して居るのは重要な商人と市場商人とであると。

濠洲及ニュー・ジールランドが今日の制限法を守つて居る以上、支那移民の大なる發展は望まれないが、彼等は緩徐ながら健實に發展しつゝある。支那の國內が現在のやうな混亂状態を續けて居る間、比較的資力ある支那移民の増加は行はるゝものと思はれる。それと同時に移民の定着性も増大するだらう。

マリチス、フィジー

マリチス島に支那人が移住し始めたのは一八四三年以前であつた。そして一九一一年には三千六百八十六人の支那人が居て、主にポートルイスで商賣をやつて居た。フィジーには同年に三百五十の支那人が居たが、内二十九人は女であつた。

第十一節 南洋概説

廣い意味で支那人が南洋と呼ぶのは、印度支那、暹羅、馬來半島、ビルマからヒリツピン及其以南一帯の諸島を總括したものである。この地方は政治的には種々な國に屬して居るが、經濟的には殆んど支那の延長とも見るべきものである。支那在外移住民の大部も亦之の區域に集中し、今や牢乎として抜くべからざる根柢を有つて居る。従てこの部分に於ける記述はなるだけ詳細にし、且つ便宜上之を支那の稱呼に従ひ南洋として述べて見たいと思ふ。南洋の語は支那人には非常な親しみを以て聞かるゝ言葉である。南洋の範圍は之を廣義に解釋すれば、ヒリツピン、安南、暹羅、緬甸、印度、馬來半島、海峽植民地、ボルネオ、スマトラ、ジャワ一帯の諸島を包含するものであるが、之を狹義に解すれば、英領馬來半島即ち海峽植民地、馬來聯邦、馬來屬邦と東印度群島即ちボルネオ、スマトラ、ヒリツピン、セレベス、ジャワ等である。此等の地方は廣東、福建の南方にあり、香港よりシンガポールに至る僅かに千四百哩に過ぎないから、廣東、福建人の之の地に移住するもの極めて多きは自然である。支那人が始めて南洋に至つたのは西歷四一〇年にして晋の法顯は印度、セイロン、瓜哇等を訪ふたと。従て歐洲人の南洋發見に先つこと極めて遠い。次で唐の時代には支那と南洋との貿易は相當に發達して居たらし

く、支那からは茶、生糸等を輸入して南洋の香料と換へた。明朝になつて鄭和は多數の兵船を率ゐて南洋に示威運動を行つた。其後支那移民の基礎は漸く堅く、事業も相次いで興つたので、先住者は盛んに同郷者を引いて其渡來を促したため、いづれの島にも支那人の足跡を印せない所はないやうになつた。かくて今日では一九二一年の英國の統計に依ればシンガポールだけでも全人口四十二萬人中支那人は三十一萬六千三百三十七人を占め、馬來半島全人口二百萬人中、支那人は七十萬人である。蘭領諸島全人口四千七百二十萬三千六百三十九人中、東洋人八十三萬二千六百六十七人、その中から日本人二千八十五人を除いた殘餘は皆支那人であると。

南洋に於ける支那人移民の數は其確數を知り難いが、一九一三年十二月支那外交部の發表によれば左の如くである。

瓜哇	一、八二五、〇〇〇人
暹羅	一、五〇〇、〇〇〇
安南	一九五、三〇〇
新嘉坡	一、〇〇〇、〇〇〇
緬甸	一三四、六〇〇
印度支那	一、〇二三、五〇〇
比律賓	八四、〇六〇
計	五、七六二、四六〇

又最近に於ける各種調査を綜合すれば左の如くである。

比律賓全島の人口は一九一八年の調査では一〇、三五〇、六四〇であるが、内華僑は七八萬人である、その中の八割は厦門から行つたもので、其他は廣東人が多い。マニラには一七、八五六人の支那人が居る。比律賓移民局長の談によれば支那人總數は一九一〇年から一九一五年の間に一萬百十九人、一九一六年から一九二一年までの間に三萬五千九百九十六人、一九二四年には一年間に一萬三千九百四十二人だけ増加したと。

馬來半島では一九二一年の人口統計三、三三二、六〇三人、支那人は其四割を占めて居ると、一九一一年から一九二一年までの間に支那人は九一五、八八三人から一、一七三、三五四人に増加した。華僑の内には福建と廣東人が最も多く、廣州、福建、密幫、湖州、海南島五地のものが六十八萬餘人である。

蘭領東印度の人口は一九二〇年の人計では四九、一六一、〇四七人其中で支那人は五六三、〇〇〇人である。

暹羅の人口は一九一一年から一九二二年の統計では八、二六六、四〇八人、其中には支那人及支暹混血兒が七割を占めて居ると、暹羅にある支那人は之を五幫に分つことが出来る。即ち湖幫、廣州幫、福建幫、海南幫これである。

佛領印度支那の人口は千八百萬人であるが、支那人の數はコチンチャイに一〇一、四二七人、印度支那に三二二〇、〇〇〇人、カムボチャに一四、〇〇〇人であると。

ヒリツピンの支那人數は一九〇三年の統計では黃人種全部四萬二千九百七十七人中其大部を占め、一九一八年には

支那人數は四萬三千八百二人となり、マニラだけでも一萬七千八百五十六人であつた。ヒリツピン在住支那人總數は一九一八年から一九二五年の間に於ける出生による増加三千人内外と移民による増加八千八百十八人を加ふる時は五萬五千人となるが恐らく實數は七萬と八萬の間であらうと、華僑は二大幫に分れて居る一は廣東幫で一は厦門幫であるが、人數の比は前者が一で後者三位である。

趙正平の調査によれば一九〇一年の統計で支那人總數は二百七十餘萬人であると、その内譯は

海峽植民地	二八一、九三三人（一九〇一年）
馬來聯邦	四三三、二四四（一九〇一年）
瓜哇	三〇〇、〇〇〇（一九〇五年）
其他の蘭領諸島	二〇三、〇〇〇（一九〇五年）
比律賓	四一、〇三五
濠洲	二〇、〇〇〇
新西蘭	二五、〇〇〇
安南	二〇〇、〇〇〇
暹羅	二〇〇、〇〇〇
緬甸	一六〇、〇〇〇

一九〇一年以後十年間に馬來半島に上陸した支那人數は約百九十萬人であると。趙正平の統計は甚だしい感が

ある。殊に瓜哇、暹羅等の人口は甚だ少く見積られてゐる。

要するに南洋に於ける支那人數は五百七八十萬から六百萬の間にありと見れば大した誤りはないやうに思はれる。

南洋華僑を職業の方面から觀察して見ると、主として商人と勞働者であるが、其他各種の事業に従事して居るものである。馬來半島附近にあるものは主としてゴム、椰子、甘蔗、錫鑛等に従事し、蘭領諸島にあるものは砂糖、石油、ゴム栽培、椰子等を主とする。安南に居るものは棉花、米を主とし、暹羅では木材、米、乾魚が主要なものであり、比律賓ではマニラ麻、砂糖、煙草、木材が多い。緬甸では主に米麥、煙草を栽培して居る。彼等は其動強と節約とにより次第に財を造り、自ら金融機關を備へ、航路を經營し、製造工場、農園、油田、礦山等を所有して歐米人と競争的地位にあるものも出來て來た。

次は華僑の教育方面であるが、教育に就いてはかなり種々な制肘を受けた。一九一九年暹羅の教育條例が實行されたその要點は

一、支那人にして暹羅で教員たらんとするものは、必ず暹羅語に通じ、且つ二回の試験に合格しなければならぬ

二、支那人生徒は毎週少くとも三時間以上暹羅語を習得すべし

三、各支那人學校には必ず暹羅政府より暹羅人一人を派して校長とし、且つ暹羅語の教授を兼ねるものとす

又一九二〇年海峽植民地でも教育條例を頒布して學校の幹事職員等を登記せしめ、校舎、教科書にまで干渉し

得ることゝし、違例者は罰金を課し得ることゝなつた。

又一九二三年三月二十八日瓜哇總督の命令で支那人の教育を制限した。その主なる條項を擧げて見ると、

- 一、教員の姓名、所用教科書等を地方長官に報告すること
- 二、政府委員は自由に教室宿舍を巡視試問し、且つ教育者に對し教授を停止せしむるの權あり
- 三、處罰、監禁、罰金を課するの權
- 四、視察委員は教員を拘留するの權あり

南洋に於ける支那人教育の必要は支那本國でも唱へられ、教育者の南洋を視察するものが少くなかつた。民國七八年頃南洋各都市で中等學校設立の必要を感じ、シンガポール其他二三の地點に中學校が設けられた。民國九年には華僑子弟のため厦門大學が開かれた。民國十一年には暨南學校が華僑子弟のため上海附近に新校舍を造り商科大學を特設した。

實業方面でも南洋華僑は種々な障礙を蒙つた。例へば一九一八年の和蘭政府の戰時稅徵收、一九二二年ヒリツピンの簿記を英文、西班牙文、比律賓文に限つたこと等である。然しそれにも拘らず、實業方面では健實な進歩振りを示して居る。即ち工業方面では張永福公司のゴム製品の發見に成功せる如き、陳嘉庚公司のゴム製造に於ける外人との競争振り、セメント工場の設立、銀行業の發展等着々として其基礎を固めつゝある。

以上は所謂南洋支那人の概観であるが、支那人が唱へて居る、「支那人のための南洋」が如何に實現されつゝあるかを更に各地に就いて詳述して見たいと思ふ。

第十二節 印度支那

佛領印度支那は支那の南方に位し、支那人は之を越南とも呼んで居る。この中にはトンキン、安南、交趾支那カンボチャの諸地方が含まれて居る。此等の地方は嘗ては一再ならず支那の屬邦となり、支那の官吏により直接支配された。その或る期間の如きは一千年以上も續いた。又直接支配されない時でも屬國としての關係を保つた。東京の如きはそれが支那との關係を斷つたのは一八八四年の佛支戰爭の時からである。佛支戰爭前までは、支那人は自由に印度支那に出入して居た。當時トンキンには二萬五千の支那人が居り、交趾支那には五萬の支那人が居たと、一九〇〇年この佛領に於ける支那人數は總計十萬に上り、それから十年後には佛國官憲の公報は二十三萬二千人に増加したことを報じて居る。内十五萬人は交趾支那に住んで居た。殊に注意すべきことは人口の移動狀態である。例へば一九〇七年には交趾支那に三萬三百二人の支那人が到着し、二萬一千九十二名の支那人が本國へ去つた。一九一二年から一九一四年までの間に、汕頭から西貢に向つたものが九千七百二人、西貢から汕頭に歸着したものが一千二百八十人であつた。カムボチャだけでも一九一九年には支那人の數は十五萬人に達した。民國以來移民の増加したのは交通の便が開けたのと、國內の争鬭を避けたのと、一般に民氣が開けて故郷を去ることに大した執着心を有たなくなつた結果だと思ふ。印度支那に於ける支那移民が多いのは、支那からの距離が近いのと、入國が比較的簡單だからである。遠隔な土地で入國の困難な所では支那人も割合に落着いて居るやうである。

支那人の多數は交趾支那とカンボチャに散在して居るが其主なる居住地は Yochrang, Sadee, Siatagon, Cholon 等である。殊に Cholon は西貢の郊外にある支那人町で、支那人に依つて管理されて居る。一九一九年にはそこだけでも支那人の住民は十萬人と註せられた。彼等の中の一部は農業労働に、一部は郊外の園藝に従事して居るが、殆んど全部に近い他の大部は都會に在つて商業を営み、交趾支那では工場を経営し或は熟練工として働いて居る。農業労働者はカンボチャに多い。彼等は中間階級を構成し、歐洲人と土民との仲介者となつて國內の小賣商業を支配して居る。米の取引は彼等の手に握られ、主なる米市場は支那人街チヨロンにある。其他賭博、阿片、酒類に關係を有つた凡ての商賣を一手に引受けて居ることも他と同じである。

一九〇六年十月十六日の佛國の命令では、コチン・チャイナにある支那人を統治の便宜上出身地と言葉により五つに分つて居る。即ち廣東、福建、海南、汕頭及廣東から來た客家である。カンボチャでも同じ方法を採用して居る。それは一八九一年十二月三十一日の法令に依つて定められたものである。トンキンでも亦同じだ。

支那人は郷土別に集團群棲する。前記五箇幫、即ち廣州、客家、福建、潮州、海南島の出身地を見るに、廣州幫は廣州及廣東省西北部出身者、客家は同省東北部、福建幫は廈門の西南部等であるが交趾支那の支那人には廣東人が多い。又各幫毎の職業の種類を見るに、

廣東人は商賣又は職工を業とするもの多く、西貢及びチヨロンに於て精米所、絹布店、製板、材木店、煉瓦製造、石灰製造、ジャンク船製造、毛皮、獸骨類、カルダモン、雌黃等の土地特産品の輸出、ハシケ修理用材製造等を經營し、其外に石工請負師、家具商、石工、大工、仕立師、靴工、屠殺業等も亦廣東人の掌握する所となり

交趾支那の河川舟航權も彼等に獨占されて居る。

福建人は其數は割合に少ないが、西貢を中心として商業上に目覺しい活躍を試みて居る。チヨロンに於ける多數の工場と米商は殆んど彼等の掌中にある。従つて商人が多く、労働者其他は少ない。

客家の者も亦西貢とチヨロンで相當に店を開いてゐる。然し取引上の勢力は福建人や廣州人に及ばない。彼等は各種工藝に従事するもの多く、茶商は彼等の獨占に近く、又農耕にも従事して居る。

潮州人も亦西貢及びチヨロンで商賣を営んで居るが、向上心に乏しく、河川の舟子又は荷揚人足に甘んじて居るものが多い。西部諸省では農耕に従事する者が多い。海南島人は大部分農夫であるが、西貢からブノンペンにかけ主要都市のホテルのボーイとなつて居るものも少なくない。

カンボチャには支那人農夫が割合に多いが、東京及安南には稀である。東京在住支那人中、農業に従事するものは約二割で、其他の八割は商業を営み、又は職工となつて居る。

安南には支那人は少なく、概して南部及中部に居住し北部は少ない。主に商店を開き農耕者は少ない。商人には食料品店多く、日常食料品は殆んど彼等の手に依つて供給されて居る。プエーホー及びツイラーヌには支那人の大商店あり、絹物及肉桂皮の輸出に従事して居る。

老樾の支那人も主要都市で商賣を営み、或は行商して携行商品と土民の生産品とを交易して居る。

多數の支那人が土民の女と結婚して永久に佛領に土着して居る。この現象は殊にトンキンの山地方面に多い。

佛領諸島

マダカスカルでは一九一七年の末に千人以上の支那人が小賣業に従事して居た。又 Ioumian 島では小賣商は殆んど支那人の獨占であるし、食料品取引の大部も其手にある。一九一二年この島内には支那人が八百八十四人住んで居た。又オセアニアの佛領内には一九一一年末に九百七十五人の支那人が居た。

第十三節 暹 羅

南洋中支那の移住民を最も多く有つて居るものは暹羅である。シヤムの名が支那人の間に知られたのはかなり古い時代にあるらしい。舊詩中にも暹羅の首都ベンコックの名が曼谷なる字で現はれて居る。乾隆四十年には暹羅王鄭華が支那に入貢したと記されて居る。暹羅人の一部は支那の雲南、廣西にも流入して居る。暹羅興亡史中には幾多支那人との交渉が織り込まれて居るが、一七六七年シヤム王朝を創設したバヤ、タクシンは支那人の血統を引いて居ると云はれて居る。

シヤムは富裕で氣候が暖く、人民は一般に怠惰で温順であるから、支那人の移住には最も適して居る。それに加ふるに地理的に接近して居ることが、早くからシヤムをして支那人の移住地たらしめた。純粹なる支那人及支那人の血統を引いて居るものとを合する時は其總數は二百五十萬から三百萬人に達すと云はれ、シヤムの全人口はシヤム政府の一九一二年の人口調査統計によれば、八百三十九萬五千四百九十一人であるから、支那人及混血兒の總數はシヤム全人口の四割に達する。シヤム在住支那人中純粹なる支那人の確數は知るに由ないが、或は百五十萬といひ、或は百八十萬人と稱せられて居る。ベンコックだけでも支那人數は十五萬又は二十萬に達して居

ると。ベンコックと支那本國諸港間を往來する支那人の群れは莫大なるものである。一九一二年から一九二四年までの間に汕頭からベンコックに向つたもの十四萬三千九百五十七人、ベンコックから汕頭に着いたものが十一萬五百二十五人であつた。又漳州、海南からベンコックへ二萬七千八百九人、ベンコックから到着したもの二萬千九百七十人であつた。シヤム人と支那人との雜婚もかなり多く行はれ、實際統計に擧つて居るものより多いと云はれて居る。シヤム國政府は支那人の自由入國を許して居る。彼等は僧侶又は外人と同じやうに登録され、強制労働から免除されて居る。その代りに三年に一回五乃至六志の人頭税を課せらるゝのである。

支那居留民の大部は廣東人であつて、其他は主に福建人である。ベンコック及其附近に居る支那人の大部は汕頭から來たもので、次は厦門である。尙一部は海南及廣東から來たものもある。支那人は種々の商賣や職業をやつて居るが、鑛山業者及精米所の大部は支那人の支配下にある。一九一九年シヤムには六十六箇の大きな精米所があつたが、其中の五十六箇までは支那人の所有で、唯其一部だけが英人の所有である。又砂糖精製者の一部も支那人である。かくて支那人の經濟的地盤は次第に堅められつゝある。以下シヤムに於ける支那人の狀態を各方面から觀察して見たい。

教育の狀況

シヤム在住支那人の教育は最近非常な發達を示して居る。ベンコックには共有の學校が六箇所、潮州人の建てた培英學校、潮州女校、瓊州人の育民學校、廣州人の明德學校、坤德女校、客家に屬するものには進德學校、福建人の培元學校あり、最近に設けられたものには機械工人學校、平民學校、半夜學校、義務學校及私塾があり、

いづれも百名から五百名位の生徒を收容して居るが、生徒數も數年前に較べると多きは三倍、少ないのでも二三割の増加を示して居る。又學問のため歸國する子弟も年々數百名に上ると。尙各學校の内容に就いて少しく述べて見れば、(民國十二年の調査)

廣東瓊州人の育民學校、民國十年設立、小學程度にして尋常高等の二部に分つ、教員七名、生徒百五十名、教育は本國に於けるものと同じ、バンコックにあり。

潮州人の第一公立女子尋常高等小學校、バンコックにあり、尋常四年、高等三年、教員十名、生徒約二百、バンコックにあり、民國七年の創立にかゝる。

客家設立の進德學校はバンコックにあり、尋常四年、高等三年の小學程度のもので、生徒百八十名、内女生徒二十名を含んで居る。職員九名。

潮州公立培英學校、シヤムにある潮州人商家の子弟を教育するのが目的でバンコックに設けたもので尋常四年高等三年の小學校である。生徒二百七十人、普通教育の外商業に必要な單簡な知識を授ける。

バンコック中學校、バンコックにあり、小學三年、中學八年、校長は外人で教師支那人五名、セイロン人一名、米人二名、生徒七十八名である。尙本校にはシヤム語部あり、生徒三百餘人を有して居る。

廣東人の坤德女學校、民國六年創立、尋常高等小學校にして生徒八十、教員五名。

福建人の培元義務學校、バンコックにあり、尋常三年、高等一年の小學校、教員三名、生徒五十六名。

振坤女學校、バンコック、民國七年創立、尋常四年、高等三年の小學校、教師支那人五名、シヤム人二名、生

徒八十餘名。

玫瑰學校、民國八年創立、バンコックにあり、男女生徒九十餘名、教員七名。

工人夜學校、支那語、英語、シヤム語を教授す、生徒三十餘名、

機器工人夜校、民國十一年設立、生徒三十餘名、支、英、暹語を教授す。

渭南夜學校、民國十二年設立、生徒七十餘名、支、英、暹語を教授す。

瓊州人の通俗夜學校、民國九年創立、通俗教育を行ふものにして生徒百餘名。

バンコック以外にある支那人學校左の如し

中華學校、新華學校、華英學校、培華學校、國民學校、正德學校、銘新學校、普益學校、中華學校、醒民學校、明新學校、覺民學校、中華學校、啓明學校、南華學校、育英學校、見思學校、博文學校、中華學校、華文學校

この二十の學校は殆んど小學程度のもので、全國十七箇所に散在して居る。生徒の如きも平均一校數十名に過ぎない。學校の經費は殆んど在留支那人が負擔して居る。在住支那人は福建、潮州(廣東省)、廣州、瓊州(廣東省)、及客家の五つに分れ、教育もこの五つが各個に行つて居るから、其方法も同一でない。教育に關する一般の態度は極めて無理解で、教員も其資格を缺いて居るものが少くない。且つ内部の暗闘が絶えない。教員の俸給は普通六十五元内外である。學校の中でも潮州人の培英學校の如きは建築費二十萬元を費した堂々たるものだが教員の腐敗により内容は甚だ振はない。且つ郷土觀念が教育界にも浸潤して統一運動が困難だと。即ち教員の如

きも却々他省人を用ひないのである。

生徒は多くシヤムに生れたものであるが、教科書が凡て支那本國のものであるから、別に居留民に適合する教科書を造らんとする意見がある。シヤム在住學童は三四十萬に達すと云はれて居るが、學校は僅かに三十餘、生徒三千餘名に過ぎないから、大部は無教育のまゝ放棄されて居る譯である。そのため最近平民學校や夜學校が増へたのは注目すべき現象である。

シヤム在住支那人の殆んど全部は南方人であるため、支那語を解するもの指を屈するに足らないと。そのために華僑國語傳習所なるものが組織され、二三の夜學を開いて普及に努めたことに始まり、今では多くの學校に國語の一科が加へられた。然し北方人排斥の運動も各學校に起つて却々巧く行かないらしい。華僑の最も悪い風俗は蓄妾の風である。女教員の如きも甘んじて妾となり、女子學校の男教員中妾を蓄へて居るもの四五名に達すると。又男女間の風儀もかなり紊亂し、賭博、阿片等も相變らず行はれて居るらしい。然し教育の力で多少改善されつゝあると。郷土主義の最も盛んなのは潮州人の學校と新聞界で、商人はさうでもない。潮州人の中華民報は大潮州主義を信條とし、教育界は南北に分れて居るだけでなく、潮州人中でも互に相争ひ暗殺等が行はれる。學校には支那の古廟を附設したものがあり、又孔子廟等もある。シヤム在住民から本國に留學するものは次第に増加したが、其中最も盛んなのは瓊州人と客家のものである。支那人にしてシヤムの女と結婚して居るものは少ないが、言語風習は多くシヤム式で支那語を知らず、シヤム化したものが多い。かくて混血兒は多く支那人の觀念を脱しつゝあると。シヤム政府も亦支那人のシヤム化を努めつゝあるが如く、一九一八年に民立學校法令なる

ものを發布したが、其中に支那人華僑の教育に關係した部分は次の如くである。

- 一、校長の資格中にシヤム語に通ずるを要すの一項あり
- 二、私立學校には次の課目を教授すべし

シヤム語に通曉せしむること

シヤムの歴史地理を教へ、人情風俗を諒解せしめ良民の義務を盡さしめる

- 三、學部長は各學校の教科書教授に干涉の權あり

- 四、學務委員は各學校より報告を徴し、且つ實地調査を行ふ權あり、もし格式に合せざるものは之を停止せしむ

この法令發布以後、校長及職員は就職後六ヶ月以内にシヤム語の試験を受け、更に六ヶ月後に第二次の試験を受くることとなつた。不合格者は職に就くことを禁ぜらるゝ。ために支那人學校では非常に不便を感じ聯合して請願したが成功しなかつた。

商 業

シヤムは土地の割に人口が少く地味が肥えて居るから土人の生活は比較的樂である。シヤムの支那人は廣東の潮州人が最も多く、福建人は漳泉兩地のものが多い。現在シヤムに居る支那人の商賣は、多くは米商、木商、牛皮商、燕窩商(ツバメの巢)及爲替銀行業務等で、現在シヤムの經濟の全權を握つて居る。その結果はシヤム朝野の反感を招き、一九一八年に一種の店頭税が課せられたが、支那人の課税額が最も高かつたために、在暹支人の

猛烈な反對運動が起り、シヤム政府も遂に人頭税を取消したが、其後又々取締法を講ずるに至つた。例へば華僑の營業税を改正して貿易營業税を最も高くした。關税を不平等にし、外人より支那人に重税を課した。然るに一九二四年後シヤム政府は更に支那商に關する新規則を發布し一九二五年四月一日から實行することとした。其大要は左の如くである。

- 一、各商店は毎年の營業高、利得高、需要額を詳細に記入し財務官の調査に便にすべし、毎年三回調査を行ふ
 - 二、各製革工場は二人以上の職工を使用すべからず
 - 三、絹織物外國品を販賣する大商店は五百元を納入すべし
 - 四、營業證を受領せんとするものは貿易營業證を有せざれば効力なきものとす。證を有せざるものは處罰す
 - 五、各商店は専門の記帳係を任命し調査に便にすべし
- 然しかうした制限も支那人の深く喰ひ込んだ經濟的勢力を動かすに足りない
- シヤムにある支那商も矢張り中華總商會を組織して相互の團結に資して居る。組織の大要は次の如くである。
- 一、趣旨、公益を維持し團結を鞏固にして商務を整頓す。物産を調査し商況を考察して商業に資し、利を興し弊を除き、知識を交換し商業を振興す。華僑を保護し紛糾を仲裁停止せしめ相互の協同を計る
 - 二、會員、シヤムにある商人、園藝家、工場主或は各商店の出資人、支配人にして能く規則を守り、入會を希望するものにして、品行方正なるもの

- 三、會費、商店は年二十四末（元より稍々少なし）個人入會者は十二末、入會費五十末とす
- 四、役員、正總理一、副總理一、協理十、議員四十名を公選す。任期は一年とす。本會役員に選舉さるものは才品、地位、資格、名望を具備するものたるべし
- 五、権限、正總理は全局を統轄し商務を維持するの責あり、副總理は正總理を補助す。協理は一切の事務を處理す。議員は市中の狀況、市場の有様を探知し總協理に報告して適當の處置を協議す。又坐辦一人を聘用し、會中の一切の事務を取扱ひ、各方面の商務、市況を知り、商店交渉事件を處理せしむ、其他會計、秘書、翻譯、等を置く

支那の商人が取扱つて居るのは、皆外國貨で、其中繼をやつて居るに過ぎないため、こゝでも國貨提唱が行はれて居る。即ち支那の商店で賣つて居る商品の九割五分までは外國品であると。

支那商の範圍はかなり各方面に擴がつて居るが、其主なるものに就いて述べて見ると。保險會社、支那人で保險會社をやつて居るのは十軒ある。一九一四年廣東人譚民三が福安保險公司を設立したのを始めとし、當時保險會社は皆外人がやつて居た中に、苦心經營を繼げ其後次の十會社に増加した。

上海、先施、福安、長安、金星、聯泰、永安、潮安、香安、華安

各保險會社毎年收入の保險費は八九十萬に達し歐米人及日本人と競争して遜色がないといふのは、支那人は在住民の數が多く、支那人の多くは支那側の會社に保險を契約するからである。

銀行業、銀行業は未だ發達せず、次の三行があるのみである。

廣東 東方商業 順福成

銀行の外、爲替を業とするものあり、之れを批館と呼ぶ。その中には一年の營業高千萬元以上に達するものあり、其勢力は銀行に劣らない。之れで見ても支那人の經濟的勢力が馬鹿にならないことが分る。

航業、航業は甚だ振はず、支那人の貨物は多く日英蘭の三國汽船により運ばれて居る。嘗て歐洲戰前、支那商はドイツ汽船會社の虐待に反感を抱いて華僑輪船公司を組織したが、歐戰終了後消滅した。シヤムに於ける支那の航業上の位置を知るために、一九二三年四月分の各國出入船舶表を左に示す

日	丁	暹	佛	支	諸	英	入 港		出 港	
							隻 數	噸 數	隻 數	噸 數
本	一七	四	一七	二	三	一九	三一	四四、三一八	三〇	四三、〇四四
								四、五三八	五	四、四九〇
								一五、六六三	一九	一五、六六三
								二、八四三	三	二、八四三
								七、九四三	二	七、七二二
								六、一七八	一六	七、七二二
								二五、二六五	五	九、三四一
									一六	二、九一三

最近戰亂の結果は支那の航業振はず、支那本國の航業さへ外人のため侵略されつゝある有様であるから、シヤムの航業も當分不振を續ける外はあるまい。

次に支那人の輸出商を列記すれば左の如し

福合、怡記、泰合昌、舜記、廣勝、廣合記、和盛、榮興隆、順成利、勝合昌、順記、乾利、焯興利、坤盛棧
(以上シンガポールへの輸出商)

炳隆昌、志成、泰和昌、益泰、瑞和棧、益成(以上香港への輸出商)

香港への輸出商の全部は株式組織であるが、シンガポールへのは個人企業と株式と相半ばして居る。

次に支那商により輸出さるゝ主なる貨物を擧げて見れば左の如し。

牛皮、牛角、馬皮、鹿皮、虎皮、象皮、象骨、象牙、犀牛皮、犀角、羽毛、樹皮、籐魚類、棉花、香木、穀物、米、其他

シヤムの輸出品の大部は支那人の手により取扱はれ、外人は支那人の手を経ずしては是等の品物を買ひ得ない狀況にある。

次には支那人の輸入商であるが、その商店と仕送り先は左の如し。

店 名	輸 入 地	店 名	輸 入 地
怡 記	石 叻	明 德	香 港
潮 合	汕 頭	陶 成	石 叻、汕 頭
			六 九

兩發祥	石叻
吳豐泰	汕頭
益和	香港、廣州
合順發	香港、汕頭
同和棧	汕頭
建棧	廈門
宏成泰	汕頭、石叻、香港
恒興	石叻
捷成豐	香港
德利源	石叻
源成昌	汕頭
潮盛	汕頭
永利源	安南、汕頭
榮興隆	石叻
達記	汕頭
坤興	香港、汕頭

俊記	香港、石叻
成豐泰	香港、汕頭、石叻
合茂泰	石叻
裕和隆	香港、廣州
怡德祥	香港
桂興	香港、汕頭
和盛棧	汕頭
美成元	汕頭
南盛	香港
恒盛	香港
元發盛	各港輸出入
謙和成	香港
合興茂	汕頭
怡成隆	石叻
德華隆	汕頭
瑞和興	香港

合利豐	油頭
集成豐	香港
信懋	香港、汕頭
泰昌	香港、汕頭
同德盛	香港
蔡添盛	汕頭
正發	汕頭、香港
祥記	汕頭
開盛	汕頭
錦麗	香港、汕頭
兆成	同
泰和昌	香港
徐成昌	香港
元茂棧	石叻
宏興隆	香港
記興隆	香港
榮茂	香港、汕頭
合泰	汕頭
福興利	石叻
新合記	汕頭、香港
天泰與	香港
萬裕泰	石叻
裕隆	香港
合盛	香港
德合隆	石叻
瑞裕	石叻
藍長發	石叻
廣運公司	香港

この外に日本からの輸入を専門に取扱つて居る店が數軒ある。又以上の中には輸出業を兼ねて居るのが六七軒ある。輸出地の關係から見ても、シヤム貿易が殆んど南支那を相手に行はれて居ることがうなづかる。最近に

於ける支那からシヤムへの輸出入貿易高は左の如くである。(單位海關兩)

	民國六年	八年	九年	十二年	十三年
支那より輸入	二、三六六、〇七九	二、七四二、一三七	二、六六二、七一五	三、三八五、二六三	三、二七二、九八三
支那へ輸出	五五三、八五二	四二二、〇六〇	一七九、一六四	六、二五九、六三五	二、三七七、九一八

然しこの他に香港へ輸出されたもの、一部が更にシヤムに輸出されて居ることは前記輸出地の關係から之れを知ることが出来る。又香港其他に輸入された外國品の一部が支那人の手により更にシヤムに輸入され、又日本等より直接支那人が輸入するものを加ふる時は、支那輸入商の手により取扱はるゝ商品は前記支那の對シヤム輸出高より多きことは明かである。民國六年から同十二年までの期間に於けるシヤムの輸出入貿易高は左の如し。

	民國六年	七年—八年	八年—九年	九年—十年	十年—十一年	十一年—十二年
輸入	九七、〇七七、六四八 ^末	一〇三、〇九一、九一七	一三八、四三九、〇七四	一四七、三三一、八三一	一三三、七二二、六〇七	一三三、七二七、九〇五
輸出	一一二、七四九、四三九 ^末	一五六、六〇三、九五七	一六三、五八一、四四一	—	一四七、五一二、二六五	一四一、一六〇、七五八

右の中支那からの輸出入貿易高は既に述べた通りである。従つて支那商はシヤム貿易に於て重大なる位置を占

めては居るが、本國に於ける産業不振のため、其取扱ふ品物の大部分は外國品であり、單なる中繼的の鞘取り商賣をやつて居るに過ぎず、支那商の地盤は寧ろシヤム國內に於ける小賣商にありと云へる。

之を實際に就いて見るに、シヤムの商店で販賣して居る商品の大部分は歐米又は日本製品であつて、支那製品は極めて少い。輸入品中主要部を占むる綿布、雜貨は日英米獨等の製品が多く、其他各種機械器具類も亦同じである。たゞ支那貨としては桐油、簡単な日用品、衣類等に過ぎない。識物類は歐米及日本品は約九割を占め、支那の絹織物の如き甚だ振はない。たゞ食料品に支那品の多いのは、支那の住民が多くて彼等が本國品を要求すると、シヤム人中にも支那食料品を嗜むものが少くないからである。

農業 牧畜

シヤム在住の支那人中牧畜を業とするものは少くない。衛生局が店内に豚を飼ふことを禁じてから、バンコック附近の田園を借り入れて養豚を行ふものが少くない。牧畜者の多くは廣東人と客籍のものである。鵝鴨の飼養者も廣東の潮州人の獨占に歸して居る。養鶏には大きな飼養場がなく、鶏種は支那内地から持つて來たものである。養鶏業に従事して居るものには廣東の瓊州人が多い。養豚の方はシヤム人も盛んにやつて居ると。

田園の方はシヤムは氣候が溫和で農作に適して居るが、シヤム人は米作に従事する外、他を顧みないために、園藝は多く支那人が經營して、之に従事して居るものには廣東の潮州人が多い。近年客家のものも亦之に従事するものが増加し、廣州人も之の業を始むるに至つた。藍の栽培等は非常な利益を得、瓜類の栽培も亦有利であると、歐洲大戰後シンガポール方面から盛んに野菜類の需要があるため園藝に従事するものが俄かに増加した。

シヤムは平地が約七割を占めて居るけれども森林が多いため、まだ開墾中のものが多いが、給水の便がなく、農家は降雨に待つ外はない。耕作者はシヤム人が七八割を占め残餘は支那人である。シヤムの農業は極めて粗笨であるから、支那内地に於ける數倍の土地を耕作し得ると。

支那人がシヤムで田地を賣買する権利はシヤム人と同じである。其他の國民にして田地を賣買するものは其領事からシヤムの農務省に照會して其許可を得た後に始めて田地賣買の手續を行ふことが出来る。即ち支那人だけが特權を有つて居る譯である。賣買の手續きは、双方で賣價を定めた後、買ふ方から若干の手付けを渡し、契約書を造り、日を定めて登記する。

工業

シヤムに於ける支那人の工業も漸く發達して來て、中には外國模倣品を製造するものも出來た。例へばベンコツクにある劉生昌では工場を三部に分け、革製品製靴部では職工四十餘人を使用してシヤム國內市場に供給するだけでなく、官衙軍隊にも供給して居る。始の軍靴は日本で供給して居たのを競争の結果、遂に割込みに成功した。造服部は職工三十人を置きシヤムの官廳軍隊にも供給して居る。造帽部では職工二十人を置き、其製品は警察官は一般人に需要されて居る。製品の原料は外國品及支那品を用ひて居る。かうして手工業の方面では支那人は次第に外國品に對して其地位を進めつゝある。然し何んと云つてもシヤムに於ける支那人工業の主なるものは精米所である。シヤムは米を主要産物とする、其輸出貿易でも、實に米が全部の七八割を占めて居る位である。然るに之の米の取扱ひは全く支那人の手に握られて居る。即ち精米業から輸出に至るまで皆然りである。輸出先

の主なるものは香港、汕頭、シンガポール、和蘭領東印度、日本、白耳義、馬來半島、埃及等であるが、これを支那人が握つて居るため、支那人のシヤム貿易に於ける地位は動かすべからざるものである。シヤムにある精米業の大部は支那人に依つて占められて居る。一九一九年シヤムには大なる精米所六十六個を算したが、其中五十六個は支那人の所有であつたと。左に一九二三年九月に於ける支那人所有の精米所を列記して見やう。

名	稱	毎日車數	名	稱	毎日車數
寶	泰 興	二九	華	興 棧	四九
陸	興 棧	八〇	永	興 棧	四九
寶	泰 盛	一〇〇	松	興 利	一九〇
元	豐 泰	四〇	元	泰 泰	四〇
榮	和 發	四〇	永	泰 合	一九
徐	榮 豐	三九	萬	興 盛	四〇
泰	和 盛	三〇	萬	利 發	二〇
阜	豐 豐	九〇	炎	茂 棧	二九
和	豐 豐	二九	恒	豐 豐	六〇
謙	利 興	七〇	永	利 興	一九〇
成	南 豐	三〇	孫	合 興	二九
順	和 成	二九〇	崇	德 盛	二〇

廣裕盛	元章盛	萬豐盛	裕發盛	錦源盛	鳴興盛	溢利	南興利	廣源利	元興利	群興隆	德興利	隆興利	泰源利	南發	人豐萬利	成興利
一八〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	一三〇	一四〇	一二〇	一八〇	一二〇	八〇	二〇〇	二四〇	二〇	一九〇	四九〇	二〇
源隆得	廣隆盛	豐俊發	乾利棧	元得利	常記棧	兩發利	錦泰盛	豐隆發	振隆盛	廣茂盛	宜成發	廣長盛	和興盛	祥豐隆	萬豐盛	錦盛源
一三〇	一〇〇	一八〇	一三〇	一八〇	二二〇	五〇	一〇〇	四九〇	三四〇	一一〇	八〇	一四〇	一六〇	四九〇	二〇	六〇

元豐盛	乾興利	南隆	豐利	泰茂盛	福和
八〇	一六〇	一二〇	七〇	九〇	六〇
元和盛	廣興昌	廣興盛	霖興棧	鳴源盛	福源利
一二〇	七〇	二二〇	二〇〇	三〇〇	一三〇

以下内容不明の分左の如し

錦源盛、元得利、乾利棧、金成豐、裕發盛、祥豐隆、豐俊發、永順、南發、夏茂棧、順和成、永利興、阜豐、泰和豐、崇德盛、萬盛、孫合興、泰元利、恒豐、萬盛興、仁豐、謙利興、錦盛源、成興利、成南豐、泰豐利、福和、廣隆盛、廣合盛、隆興盛、廣裕盛、元興利、廣茂盛、得源、溢利、鳴源盛、福利、錦太盛、豐利、元豐盛、豐隆發、霖興盛、元和盛、振盛、南隆、常記棧、南興利、乾興利、隆興利、廣發利、元章盛、和興盛、廣源利、祥興隆、宜成發、鳴興盛、南發利、全精、榮昌泰、兩發、寶泰興、華興棧、永豐、隆興泰、盛棧寶、松興利、元泰、元豐泰、榮和發、永泰合、徐榮豐

精米所の經營者には潮州人、廣州人、瓊州人等、廣東省のものが大部を占めて居る。精米所の所在地は概ねベシコツクにあるが、地方から運んで來た米穀はこの精米所を通つて外國に輸出さるゝ。然して此等の事業は概ね支那人の手に依つて行はれて居るが、支那人がシヤムの米に關係したのはかなり古い歴史的基礎を有つて居るら

し。製材所、シヤムは米に次いで木材を産する。之等の木材は建築其他の雜用として英佛日及香港、シンガポール等に輸出さる。従つて製材業はシヤムの産業中精米業に次ぎ主要なるものであるが、之の製材業も以前は殆んど全部支那人の手に握られて居た。然るに最近になつて英人、丁抹人等がこの事業に割込んで來たけれども、其數に於てまだ、支那人に及ばない。工場は機械を以て製材を行ふものである。その數はかなり多いらしいが確數を知ることは出来ないから、左に主なる製材所の名稱だけを掲げる。

合盛、裕成隆、公記、廣俊記、成元發、長和隆、同泰興、泰興盛、永盛隆、毛娘公司、元發利、福和成、瓊茂、廣金隆、南興隆、成元豐、譚和盛、泰興、泰興盛、泰恒盛

右の外英人の英暹會社、丁抹人のエソチー會社等がある。製材所經營支那人の多くは、瓊州人にして、尙一部廣州人が居る。

尙製材に伴ふて木器製造業に従事して居る支那人も少くない。その一覽表左の如し

商店名	成立年	職工數	職工賃銀(一ヶ月)(單位末)
網略木器公司	民國五年	六〇	九〇—七〇—五〇
福利木器號	宣統元年	一五	一〇—五〇
泰昌木器號	宣統元年	一〇	一〇—五〇
順興木器號	民國四年	一五	一〇—五〇

順利木器號	民國四年	一五	一〇—五〇
上海木器公司	民國七年	二〇	一〇—五〇
東方鋼琴洋行	民國十年	五	一二〇—七〇
瑞康木器號	民國十一年	一〇	七〇—五〇
同和木器號	民國四年	一五	七〇—五〇
公益木器號	民國四年	一〇	七〇—五〇
同昌木器公司	民國元年	二〇	八〇—七〇—五〇
鳴記木器號	民國元年	二〇	八〇—七〇—五〇
林記木器號	民國三年	二〇	八〇—七〇—五〇
義泰木器號	民國十一年	一〇	八〇—七〇—五〇
運興木器號	民國九年	一〇	八〇—七〇—五〇
協豐木器號	民國十一年	一〇	八〇—七〇—五〇
深記木器號	民國九年	一〇	八〇—七〇—五〇
鴻聯木器號	民國十一年	一五	八〇—七〇—五〇

木工業に従事するものには江蘇、浙江人が多いと、浙江人のシヤムにあるもの七八十戸に達するが、彼等は人數少きたため未だ子弟を教育すべき學校さへ所有しない。

次には各種器具機械の製造工場も少くない。その主なるものを左に表示する

第二章 支那移民の狀態

名稱 職工數

新	福	陳	協	協	蔣	黃	李	松	廣	同	正	壽	健	廣	恒
昌	盛	宗	泰			永	源		成	協	發	南	和	同	興
隆	隆	盛	隆	和	興	昌	昌	永	昌	興	利	興	隆	泰	隆
三六	二〇	一〇	四八	一〇	一〇	二〇	二〇	一六	一〇	八	一〇	三八	三〇	二五	三五

製造品の種類

車 輛
電 氣 具
車 輛

生産額(單位末)

一〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	九,〇〇〇	八〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	一二〇,〇〇〇
---------	---------	--------	---------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	--------	---------

八〇

第二章 支那移民の狀態

公	義	彭	廣	廣	廣	周	協	廣	新	廣	公	黎	萬	陳	安	滿
益	興	昌	順	發		復		福	旂		源	煊	泰	耀		
隆	隆	盛	隆	隆	華	興	隆	昌	昌	昌	號	記	隆	隆	興	泰
三一	一四〇	七	一〇	二〇	二七	五〇	一一	一三	一七	一八	一八	三	一一	三〇	一二	三五

車 輛

電 氣 具

一〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇	五,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇	一〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇
---------	---------	-------	-------	---------	---------	---------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	---------	--------	---------

八一

廣順利	八	車輻	七、〇〇〇
大成盛	七	車輻	七、〇〇〇
工成昌	二〇		一〇、〇〇〇
合泰和	一五〇		四五〇、〇〇〇
聚盛	一九		七〇、〇〇〇
和發	四	鐵	五、〇〇〇
羅隆記	六	鐵	八、〇〇〇
溫成財	一〇		五、〇〇〇

シヤムの工場が未だ手工場の域を脱しないため、手工業に慣れた支那人の小規模工業がシヤムの工業界に大なる勢力を振ふて居ることは自然であらう。

労働者

シヤムに於ける労働界でも支那人は優勢を占めて居る。殊に職工として彼等は動かすべからざる位置を有つてゐる。以下各種支那人労働者の概況を述べて見やう。

車夫、自動車運轉手の賃銀は毎月約四五十末であるが、之に従事するものは多く暹羅人及爪哇人であつて支那人は少い。馬車の馭者は支那人が多い。賃銀月に三十末、近來自動車の發達につれて漸次衰微して來た。人力車夫は支那人が大多數を占めて居る。支那人中にも潮州人が一番多い。シヤムでは人力車は多く二名乗りで其上に

小供や品物を載するため車夫の労働はかなり苦しい。車夫の多くは賭博、阿片、飲酒癖であり、それに過激な労働とで中年以後廢人になり乞食の群に入るものが少くないと。殊にベンコックではシヤムを知らず通路を知らないもの及び老年のものは之に従事することを禁じて居るため失業者の數は更に増加してゐると。ベンコックにある車夫の數は晝間三千、夜間二千人で賃銀月に三四十末である。

精米工、白米はシヤムの主要なる輸出品であるから精米所が到る所に設けられて居ることは既に述べた通りである。その數は百二十餘に達すると云はれ、これに使用して居る労働者の數は、大きい所では百人以上、小さい所では五六十人から二三十人に及んで居る。これに従事して居る労働者は支那人が大部を占めシヤム人は一部に過ぎない。支那人の中でも潮州人が最も多く廣州人が之に次いで居る。精米工は定雇と臨時雇とに分れて居る。榨木工、シヤム産物の主なるもので、この業に従事して居るものも支那人が大部を占めて居る。然しその輸出方面は殆んど歐洲人に獨占されて居る。歐洲人は更に數箇の製材所を設け木工四五百名から二三百名を使用し、その製品は歐米印度等に運んで居る。かくて支那人に取つては容易ならぬ競争者が出來た譯である。これに従事する支那人木工數は機械工の約二倍である。

機械工業聯工、シヤムに於ける機械工業中稍々完備して居るのは五十に過ぎない。工場の大なるものとしてはシヤム政府の鐵道局及造船所、他に造船所一、英人のアジャ會社、其他歐米人の小工場數個であるが、歐米人の工場にも支那職工百餘名を使用して居るのがある。支那人工場でも大きなのは職工百以上使用して居るのがあり其他は五六十乃至二三十名である。此等の工場に雇はれて居る支那人職工の總數は約一萬人以上であるが、その

中常に職を得て居るのは約八割であると。鐵工は最も多數を占め、次は火夫である。機械工の賃銀は最も高く、毎日三末乃至四末、車輛工と同じである。その他臨時雇は二末以下である。毎月の勞働日数は二十五日乃至二十日である。シヤムの鐵道工場は休日が最も多く月平均二十一二日である。シヤム政府の造船所は毎月六十末から八十末百末に至り、雜役夫でも四十末である。其他此等工場の附屬勞働として使用されるものも少ないが、最も多く使用するものはシヤム政府の工場や英人工場であるが、之れに従事するものはシヤム人が多く支那人は二三割に過ぎない。賃銀は一日一末以下である。

米の積卸夫、船舶に對し米の積卸を行ふ人夫は潮州人が最も多く廣州之に次いだが今日では潮州人獨占の觀がある。それは之の事業が多く潮州人によつて行はれて居るからでもあるが、又一つは排他的な組合の結果である。彼等の間には秘密結社が造られて居て、各々一黨一派を樹て、其黨派のものでなければ仕事に従事させない。且つ彼等は阿片窟や淫賣窟に巢造らうて各々黨派争ひをやり、時に血の雨を降らす。又汽船で歸國者を脅喝して金を掻き上げたりする。民國以前は廣州、肇州人が多く秘密結社を造り八角、廣東、明順、聯義、創義、東安等の名でシヤムの各地に黨を樹て、居たがそれが廢れ、今日では潮州人の秘密結社が獨り勢ひを逞ふし、相對立して居るが、其の勢力は又従前のようにはない。

木工、シヤムに居る支那人木工は多く廣肇兩州のもので、主として建築に従事し、貯蓄して一廉の資本家になつたものも少くない。建築工以外の木工は餘り振はない。建築工は親方を求めて住込んで居るのは少く、各々個人でやつて居るのが多い。模型工、造船工も以前のやうに振はず、木挽工は廣瓊人が多い。以前は生活も裕か

あつたが、製材所がバンコックの兩河岸に林立してから、人力で挽木するものは淘汰され従前の三四割に過ぎない。製材所の職人は大製材所には少くとも百數十人のものが居り、その中にシヤム人が六七割を占めて居る。賃銀は臨時雇でシヤム人〇・八末、支那人は其二三倍である。

左官、廣肇兩州人が多く之に次いで瓊州人が多い。賃銀は日給で〇・七末から二末以上に至り著しき等差がある。近來木造家屋増加のため需要が減じ機械工業に轉職するものが多い。

牛皮工、牛皮業に従事するものは支那人が最も多く、工場も五六箇所あり、職工數百を算する。賃銀は普通である。鞣牛皮は輸出品の主要なものである。

煉瓦と石灰工、バンコックの煉瓦製造業者は支那人が其八九割を占めて居る。シヤム内地にも煉瓦業が盛んなために職工の需要が甚だ多い。賃銀は月に二十五末から四十末である。最近は稍々需要が衰へて居る。又支那人中には屋根瓦の製造に従事するものが五六戸あり職人合計三四百人を算する。石灰燒の經營は廣州潮州人が多い。賃銀は練瓦工と似たものである。

印刷工、印刷業は近年次第に盛んになつたが、歐米人及シヤム人を除き支那人の印刷業に従事するもの十數戸を算するに至つた。石版刷も一戸ある。印刷工總計三四百人、賃銀月二十末、三十末、四十末内外で、五六十末を得るものは極く少ない。

玻璃工、バンコックには玻璃製造業者は四五軒あるが、職工は廣州肇州人で、全部で五六十名居る。其中には定雇と臨時雇とがある。賃銀は優秀工が五十末、其他は二十五末から三十末である。事業は順調に發展しシヤム

の各地方に需要され輸入品と競争的の立場にある。

河船工、バンコックには湄南河を通じて數十萬隻の舟が集つて來るため、是等河船の製造は頗る盛んで、造船所の數も極めて多い。之に従事するものには瓊州人が多く、廣州人之れに次ぎシヤム人もあるが、シヤム人の技術は支那人に及ばないと。河船工は計六七百名を算する。シヤム内地の耕地開拓と共に穀物船が増加し、この事業は益々發達しつゝある。

洋式家具工、これに従事して居るものは全部寧波人で七八戸を算し職工五百人以上を有して居る。近年シヤムの富豪や官吏に洋式家具を使用するものが殖えた爲めに、事業が發達し、職工の賃銀の如き月平均五十末以上に達する。寧波人が此業を獨占して居るのは寧波が上海に近く外國の影響を受けて居るからである。

ペンキ工、二種あり一は家屋や看板の塗工で廣州人が多く、一は車の裝飾で潮州人が多い。職工合計七百餘名技術も優秀である。賃銀は不定で定雇と臨時雇とあるが臨時雇が多い。然し最も技術の巧みなのは寧波人である。電気工、シヤムには電氣局が二つある。職工が五六百人、機械手入工は廣州人が八九割を占め、機械の装置、修理工には瓊州人が多い。シヤム人の電工を學ぶものが増加し、今では支那人と同數位で、街上の電線工の半はシヤム人であるが、技術を要するものは支那人に及ばず、従つて賃銀の最も高いのは廣州人である。

製氷工、シヤムは氣候炎熱のため夏季氷の需要が多く、歐洲人が製氷所を設けて居たが、近頃支那人も二箇の製氷所を設けた。職工は少數の白人を除く外、支那人とシヤム人が相半し、合計二百餘名に達する。

清涼水工、シヤムの清涼水は歐米人が近年極力發展に努めた爲め、各種清涼水の賣行きが非常に盛んである。

その職工は多く支那人を使用し數十名を算して居る。近頃瓊州人がこの事業に従事するもの數戸を算するに至つた。

糖水工、製造業者五六戸、皆潮州人である。職工數十名、賃銀平均二十餘末。

石鹼工、シヤムで使用する石鹼は多く輸入品であつたが、數年前西洋人が製造工場を設け數十名の職工を使用した。職工の大部はシヤムの男女工で、支那人は一二名に過ぎない。

織工、シヤムの織布工場は一ヶ所で女工百餘名、賃銀月二十末以上、其他數名づつ集合して織布に従事するもの三百餘名、収入月平均二十末以上。

籐工、籐製品の工場は十餘箇所、職工二百名以上、賃銀平均一ヶ月三十末以上、この業に従事するものは香港から來たものが多い。

花盆工、工場一、職工二十餘人、安徽人が經營して居る。

染物工、絹染物業者は十餘戸、染物工約三百名、綿染物業者四五戸、職工百餘名、賃銀月三十末以上である。

鍛冶工、鍛冶家四十餘戸、職工三百餘人、賃銀月平均三十末以上。

木桶工、四十餘戸、職工七百餘人、桶、箱等を製造する。賃銀月平均二十末以上。

寫眞屋、支那人の營業者は各地に在るが、バンコックだけでも十戸に達する。近來シヤムでこの業を營むものが殖えて來た。

綿織工、シヤム人着用の縵と稱する綿物の織造染色を行ふもので、職人は支那人が多い。最近縵織造場の設立

さるゝもの多く、職工十人乃至五六人を使用して居る。

鑄鐵工、三十餘戸、職工二百人以上、釜、桶等の製造に従事する。賃銀平均一ヶ月二十末以上。

刻字工、約四十人、別に店がなく軒下で圖章、印等を刻んで居る。収入平均月五十末以上。

靴工、造靴業四十餘戸、職工七百餘人、平均賃銀月二十末以上、客家のもの多く、廣州人之れに次いで居る。

客家の徒弟は月八末の賃銀を與へ一年で業を終へるが、廣州人の徒弟は二年を要する。

銀製品工、約五十餘戸、職工五百人以上、賃銀月二十末。

金細工工、七八戸、職工三百餘人、賃銀月四十末以上。

裁縫工、洋服屋約五十戸、職工五百名以上、シヤム服仕立屋四十戸、職工三百人以上、洋服裁ち工月四十末以上、縫工月二十末、シヤム服仕立工賃銀は月平均三十末以上、これに従事するのは客家のものが多い。

女子労働、シヤム在住の女子労働者の多くは家庭の使用人である。賃銀は月十五末から二十末、最も多いので三十末、其他外人の家庭に雇はれて洗濯や子守りをして居るのがある。洗濯の方は賃銀月二十五末から三十末、四十末であるが、子守りは二十末から二十五末である。彼等の多くは廣州人である。

自由労働者、各地のものが皆混つて居る。彼等の總數は約八百人を越える。多くは定つた宿所もなく、破れた衣を着け、埠頭場や停車場で荷物を運んで生活して居る。

交通労働者、舟運の便が多い爲め舟夫が少なくない。ライターの水夫約五百人、賃銀月に平均三十末以上、穀物船の水夫は二萬人以上であるが、其中の幾何が支那人であるか不明である。賃銀一ヶ月三十末以上、パンコツ

クに於ける渡船の船夫はシヤム人を除いては瓊州人が多く次は潮州福州人である。支那人の船夫は獨立營業者が多く雇はれて居るのは少ない。収入は一日三末、少なくとも二末を下らない。汽船の乗組員水夫雜役夫中には潮州人が三四割、寧波人が一二割を占め、其他は廣州人である。パンコツクに定住する船員廣州人二百餘名を算する。近來汽船乗組員に次第にシヤム人を採用するやうになつて、支那人の領域は胃されつゝある。

其他の雜業労働者としては次のやうなものがある。

洗濯夫、洗濯業は次第に盛んになつて居るが、之れに従事するものには瓊州人が最も多く、廣州人が之れに次いで居る。潮州人は少ない。洗濯夫の賃銀は月に最優秀者で五十末、次は三十末、二十末である。近來シヤム人の洗濯業者が殖えた爲め支那人側は大いに打撃を受けて居る。

理髮業、理髮店は約二百戸、理髮工の中には店内で仕事をすると街上を歩くのと二種ある。この二つを合して七百餘名、店内にあるものは店主と利益を折半する。平均月に四五十末から三三十末、街上にあるものは二十末以上である。彼等の間には早くから相互扶助のための組合が組織されて居たが其後解散した。理髮業者は廣州人と客家のものが多い。

屠工、屠殺業者の中には屠豚、屠羊等があるが、屠豚の方は潮州人が多い。廣州瓊州、福建人が之れに次いで居る。屠牛羊は廣州人が十餘戸ある。屠工の賃銀は月二十五末から三十末、他國人の屠殺場にも支那人を雇はれて居る。

パンコツクの喫茶飲食店は廣州人の經營にかゝるものが多く、その使用人も百二三十名ある。使用人の賃銀は

月二十五末から四十末位に毎月數末の利益配當がある。潮州の茶店では給仕に若い女を使用して居るが、日給二三末である。

代書人、街頭の代書人は潮州人が多い。

漁夫、支那人漁夫は潮州人が一番多い。次は廣州人で其他各地のものが居る。

支那人の言論機關

バンコックにある支那新聞は左の三種である。

系 統	發行部數
華 暹 新 報	九〇〇
中 華 民 報	七〇〇
中 立(潮州人系)	七〇〇
僑 聲 報	七〇〇
商 工 業 者	七〇〇

最初に出來たのが華暹新報で次が中華民報、次が僑聲報である。各新聞のニュースは汕頭、香港各新聞から轉載したものである。僑聲報は香港からの特電を有つて居る。新聞にも郷土觀念が強く現はれて居る。殊に甚だしいのは潮州人であるが、同じ潮州人でも各小地方毎に旗幟を樹てゝ居ると。

慈 善 事 業

在住支那人は郷土に依つて相争ふが慈善事業には一致して之れに努むる。バンコック支那人の間には貧困者の施療機關として二つのものを設けて居る。一つは天華醫院であつて、一つは中華贈醫所である。天華醫院は規模

も大で二百名近くの患者を收容して居る。中華贈醫所の方は醫員も義務的に、患者に無料で出張し、贈醫所の方から無料で醫藥を與へるものである。

華 僑 の 結 社

南洋華僑の大半は福建人で次は廣東人であるが、彼等の間に移住が盛んに行はるゝ原因として或る支那人は次のやうに見て居る。

- 一、明太祖の南洋視察には福建人が多く水夫として隨行し遂に蘭領瓜哇等に移住した
 - 二、鄭成功が戦に敗れ其殘黨が英領マラッカ等に繁殖した
 - 二、清末福建人は生活難から多く南洋に渡つて開墾に従事した
 - 四、近年福建の富豪は官僚軍閥の誅求に堪へずして資本を携へて南洋に移住し發展の道を講じた
- かくて今日の大發展を遂げたのだが、其中には種々な黨派があり、歴史的に根據を有つたものもある。

表面的な總商會や各職業者間の組合、職人の組合等は支那の他の地方と同じやうに存在して居るが、それと共に秘密結社も相當に發達の歴史を有つて居るやうである。秘密結社は「洪門」の支流である。洪門は興漢倒滿を目的としたものであるため、極めて秘密裡に發展して來た。然るにシヤムにある秘密結社はかゝる目的から全く遠かり、無頼の徒の集團であつて、賭博と女に耽り、互に復讐のために血を流し、地方を擾亂し眞面目な在留支那人を苦しむることが少くなかつた。シヤムにある秘密結社の標榜して居る洪門は明朝滅後、鄭成功等福建に據り、秘密結社を組織したに始まると。南洋に洪字會黨が出來たのは何時の時代からか分らないが、道光年間には

シヤム、シンガポールに三合會が出来た。成豐年間雙刀會が起り清朝に抗したが敗られ、殘黨が安南に走つたため洪門會が南洋各地に擴がるに至つた。

シヤムの會黨は始め義興公司といふのが勢を得て居たが、シヤム現朝第三世の時、會黨が地方長官の苛虐に反抗して二回に亘り反亂を起したためシヤム兵に討伐された。然し其根柢は依然として残つて居た。ために第五世の初め又々旺んになつたが、シヤム官憲は彼等が全國に黨徒を張り其討伐の困難なるを見て之を利用して歐洲勢力の侵入に當らしめんとした。その結果彼等は官許を得て我儘勝手を振舞ひ、阿片、賭博、飲酒を一手專賣とし各種雜業商人等を其爪牙とした。

義興公司の黨員は福建人と潮州人であつたが、其後廣東人の間に粵東及八角の二派が出来、客家支那人の間に明順、羣英の二派が生れた。瓊人は義興なる一派を組織した。又潮州人は義福、壽禮居の二派を造つた。其後各派互に相争ひ、各派頭目は各々權勢の門に結び他を壓伏せんと試みた。當時最も勢の好かつたのは義福と壽禮居とであつた。彼等は各々勢力範圍を定め、途中で遇つても互に殺傷し合つた。彼等は又力を頼んで金錢を強要したため勢力争ひは益々甚だしくなつた。殊に慘酷なのは壽禮居の一派で、移民の歸國者を乗船場に要して之を敵黨と稱して捕殺し或は水に沈め或は火に焚いた。其後義英なる新派が生れ、シヤムの婦人を首領とし工場を根據としたが、シヤム前皇帝の時に、壽禮居と労働者の地盤のことから相争ふて互に慘殺を行つた。其他の各派も亦戰闘に参加し、居留地を戰場となすに至つた。ためにシヤム政府は軍隊を派遣して之を包圍し、數百名を倒し、千人計りを逮捕した。其後取締令を發布し、支那商の宴會にも警察の取締りを行ふことになつた。

現在シヤムにある支那人の秘密結社は其名稱は二十以上に達するが、大部は娼妓、賭博、演劇の請負をやり、又は汽船に行つて歸國の旅客から金錢を強制し、氣に喰はなければ殺傷する。數年前の如き一つの通りだけで一年間に暗殺事件が三十餘も起つた。これは結社の連中が役者のことから相争つたのである。時には局外者にも及ぶことがある。シヤムには元來支那人の國外追放の法律はなかつたが、秘密結社が盛んになつて地方の治安を害するものが増へたため、特に追放條例を定め、警察に放逐權を與へ、洪字會黨は出獄後入れ墨して本國に送り歸すことになつた。最近シヤムに於ける支那人排斥論が起つたのも、其一部の原因は秘密結社が地方を擾亂するからである。然し將來正式の労働組合でも組織さるゝやうになつたら少しは改まるだらう。

第十四節 馬來半島

馬來半島は世界で最も富みながら農業鑛業交通の最も發達して居ない一つである。實に其面積の七割はまだ未開拓の山林だと云はれて居る。従て礦業及ゴム栽培に支那人労働者を要すること少くない。馬來半島ではサー・スタンオード・ラツフルの昔より、サー・フランク・スエーテン・ハムに至るまで、支那移民に對する英國の統治は好意を有つやうに見えた。一七九五年には三千の支那人がベナンに居たが、一八二六年には六千人以上の支那人がシンガポールに住んで居た。貿易及半政治的關係が約百年の間續いて來た。さうして此の間に幾多の永住移民が流れ込んで來た。一九一八年英領馬來半島の支那人總數は約一百万と稱せられた。即ち馬來聯邦に四十三萬二千七百六十四人、植民地にも略々同數の支那人が居た。其他英國の保護下にあるジョホレ、ケダー、ペルリス、ケラ

ンタン、トレンガヌー等にも散在して居る。シンガポールの支那人は正確には分らないが約二十萬人にして全市人口の三分の二を占めて居る。

馬來半島の支那人は之を二つに分つことが出来る。一つは其家族を本國に残して移民したもので、彼等は數年に一回故郷を訪問する。他の一つは祖先の家庭とは全く關係を失つたもので、土地生れ又はババ(Baba)と稱ばれ、ババの祖先は福建移民で馬來婦人と結婚して生れた混血兒を支那人として教育したもので、回教を信奉する關係上、同一混血種とのみ結婚するといふBabaの大部は支那語を話したり書いたりしない。彼等は今日馬來の商店語市場語であるピツチン馬來語なるものを使用する。この階級からは多くの外國商館の事務員を出して居る。支那との接觸は前者即ち遊動移民により保持されて居る。馬來半島と支那本國間に於ける移民の移動狀態を見るに、シンガポールと支那各港間に於て、一九一五年には支那各港から海峽植民地に向つた支那移民は九萬五千七百三十五人、同じく一九一九年三月一日から翌年二月二十九日に至る支那定期船によつたものは植民地官憲の報告によれば、四萬三千六百九十七人、同期間に支那に歸つたもの三萬八千七百九十七人、廈門米領事の報告ではこゝから出發する大部の移民は海峽植民地に向ふものであつて、其數年平均八萬人に達すと。又同じく福州米領事の報告では、こゝから毎年海峽植民地に移住するもの三千五百名であると。又海南島の瓊州からシンガポールに向つたもの、一九一一年から一九一四年までの間に八萬四千六百七十四人、同じく歸國したものは二萬五千九百五十四人、其後三年の間に汕頭から海峽植民地へ行つたものは十四萬九千八百四人である。又一九二六年の正月から十一月までの間に馬來半島に入國した勞働階級は各國人を合して五十八萬七千人、歸國者三十三萬二千人であつて、二十五萬五千人の増加を來して居る。この數は一九二五年より十三萬七千人、一九二四年よりは八萬四千人だけ増加して居る。その中で支那から來た者の確數は分らないが、一九二六年に於ける支那人勞働者總數は三十一萬四千人で、一九一一年よりは四萬五千人だけ増加して居ると。一九二七年に入つてから、支那の混亂狀態は一層移民數を増加せしめた。一九二七年の正月から五月までの間にシンガポールに到着した支那移民數は前年度の同期に比較して次の如く増加して居る。即ち前年度の一五五、六二八人に對し一九二七年度は二〇〇、八八三人となつて居る。又同期間に前年の歸國者四〇、四八四人、一九二七年五六、八五八人である。

尙大戰勃發前と一九一七年以降十ヶ年間の支那移民のシンガポール到着數及其百分率は左の如くである。(一九一一年を百とす)

	移民到着數	百分比
一九一三年	二四〇、九七九	八九・二
一九一七年	一五五、一六七	五七・五
一九一八年	五八、四二一	二一・六
一九一九年	七六、九一二	二六・二
一九二〇年	一二六、〇七七	四六・六
一九二一年	一九一、〇四三	七〇・七
一九二二年	一三二、八八六	四九・二

第二章 支那移民の狀態

一九二三年	一五九、〇一六	五八・九
一九二四年	一八一、四三〇	六七・二
一九二五年	二一四、六九二	六九・五
一九二六年	三四八、五九三	一二九・一

一九二六年の到着移民を地方別に見れば左の如し

	香港	汕頭	廈門	海口	廣東	計
男	六四、三八六	九、三五八	一六〇、九〇二	一八、一二〇	一一二	二五二、八七八
女	一六、〇三六	一、七七三	三〇、八九三	一、一八八	七	四九、八九七
男兒	五、一八一	一、一三九	二五、六二七	二、〇七五	一	三四、〇二三
女兒	二、六四六	五二〇	八、四二二	二一六	一	一一、七九五
合計	八八、二四九	一二、七九〇	二二五、八三四	三、五九九	一二一	三四八、五九三

移民を輸送した船は合計三百五十三隻で、其國別左の如し

	英船	日 本	ブラジル	諸 威	支 那	一 五	和 蘭	暹 羅	九
英 船	二一六			四一	一五				
日 本		二九		五	六				
ブラジル			一						
諸 威				一					
支 那					一				
一 五									
和 蘭									
暹 羅									
九									

又女子及男女兒の出身地別左の如し

	福建人	潮州人	廣東人	客家	海南人	湖北人
女子	二二、〇七二	四、二二四	一五、〇三〇	七、八九四	六五一	三五
男兒	二〇、一八八	二、九一九	四、七四九	四、一八四	一、九五七	二六
女兒	六、〇二七	一、五一〇	二、二〇〇	一、九二二	一一四	二二

ペナンの移民到着数は一九二六年四九、三九〇人、内ラングーン行三、一五五人、カルカッタ行一〇八人、殘留移民四六、一二七人である。

經濟上では支那人は印度人と共に、マレー土人が之の半島に居を占めた後、第一に交通貿易を始めたのであるから、其位置は印度支那や蘭領東印度以上に鞏固で、政治的支配者たる英人の力を以てするも、容易に其經濟的勢力を覆すことは出来ない。彼等は日雇労働、職人、契約労働者、ゴム製造者、商人等歐洲人と土民との仲介業者として確乎たる地位を占めて居る。

ケランタン、トウレンガヌ、ブルーネイを除いた英領馬來では、支那人は取引商、小賣商、労働者の一大部分を占め、市街地では最も優勢なる人種である。馬來聯邦州では錫鑛の労働者が殆んど皆支那人である關係から彼等の數は馬來人のそれに匹敵して居る。

英領馬來に於ける支那人は、殆んど皆福建、廣州、潮州、客家、海南の何れかに屬する。福建人は廣く農業を營み、小商人、大取引商をも出して居る。廣東人は鑛業に従事せる人口の大部分をなし、又栽培業に従事して居るものも少くない。客家は廣州人と同じく馬來聯邦錫鑛労働に従事して居るものが多い。市街地に於ける海南

島人は主として家庭に於ける使用人として働き、歐洲人家庭の大多數は僕婢として彼等を使用する。市街地外では彼等はゴム園に關係して働いて居る。英領馬來に住する支那人の總數に對し、前記五種族の百分比は左の如くである。

福建人	三二・八
廣州人	二八・三
客家	一八・六
潮州人	一一・一
海南島人	五・八
計	九六・六

在留支那人中最も富裕で且つ慧敏に能く教育されて居るのは海峡殖民地生れの支那人である。ババ (Babas) である。ババは半島到る所に在存するも、彼等が特に多く住んで居るのは歴史的因縁の深いマラツカである。南洋華僑の本據は實に之の半島にありと云はれて居る位で、シンガポール、マラツカ、ベナン、チンチング、クラム、ラムプール、タイピン等には華僑の富豪が軒を並べ、宏壯な邸宅と華麗な別荘とを有つて居る。半島到る所の町には支那風の建築があり、街上は支那人で満たされて居る。一九二一年の國勢調査によればシンガポールの總人口約三十五萬、其中支那人二十七萬二千、馬來土人三萬四千、白人が二千、印度人が二萬八千、歐亞混血兒五千、其他五千で支那人は總數の三分の二を占めて居る。ベナンの人口十四萬の中、支那人九萬、印度人四萬、

馬來土人及白人其他合せて一萬、(白人は千二百)で支那人は約三分の二以上を占めて居る。其他の都市又同じである。かくて支那人は其他の地方と同じく、主として都市に住し、都市經濟の中樞を握つて居る。従つて海峡殖民地と支那との經濟關係は極めて密にして、其貿易額も急速なる増加を示して居る。左に一九一八年から一九二〇年に亘る貿易額を示す。(單位元)

支那より海峡殖民地へ	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
シンガポール	一五、〇六〇、五二六	一九、三二四、三七五	三四、二六一、一七七
ベナン	一、九九八、七六五	二、一二三、七九九	三、九八一、八二二
マラツカ	四七、八四三	四八、五二〇	五八、三〇四
計	一七、一〇七、一三四	二一、四八八、六九四	三八、三〇一、二〇三

海峡殖民地より支那へ

海峡殖民地より支那へ	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
シンガポール	二、四七一、六一四	七、九一〇、八六五	五、六三一、三〇六
ベナン	七五、八〇三	二二七、二四三	二二九、四九七
マラツカ	—	二、四一四	—
計	二、五四七、四一七	八、一四〇、五二二	五、八七〇、九〇三

以上は支那との直接貿易であるが、更に間接に香港を通じて行はるゝものは左の如くである

香港より海峽殖民地へ

	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
シンガポール	二五、六七二、九八八	四一、三一八、六九六	一二五、三八五、〇六三
ペナン	一一、五八七、六〇〇	三三、二〇七、七二五	四〇、八二七、〇〇七
マラッカ	二五〇	五六〇	二八八
計	三七、二六〇、八三八	七四、五二六、九七一	一六六、二二二、三五八

海峽殖民地より香港へ

	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
シンガポール	一四、一九三、四三八	一八、〇八八、七三二	二〇、七五二、三九五
ペナン	七、二二三、五八四	八、六九七、六二二	七、五五六、〇二七
マラッカ	—	—	—
計	二一、四二七、〇二二	二六、七八六、三五四	二八、三四二、九〇二

支那より海峽殖民地への輸出が驚くべき勢を以て増大しつゝあることが分る。従つて海峽殖民地華僑と本國との聯絡に就いても次第に考慮を拂はれるやうになり、シンガポール華僑總會は嘗て上海總商會に對し相互連絡に就いて注意を促して來た。

馬來半島に於ける支那人の經濟的優越位置に就いては英國官憲でも少からず注意を拂つて居るが、海峽殖民地最近の總督にして、馬來聯邦の最高委員たるサー・フランク・スウエーテンハムは支那人の位置に就いて次のやうに述べた。

今日馬來各州の防護には、其主たる収入をなす錫鑛の發展に政府は第一の注意を拂はなければならぬ。然しそれを始めたのは支那人であつて、今日まで續いて居る。彼等の努力は酬われ、世界錫需要の半を供給して居る。彼等の精力と企圖心とは馬來に於ける彼等今日の位地を造り上げた。馬來政府及人民は法律により鞏固にされた聯合と能力とを以てしても之に及ばない。白人が既にベニンシュラーに來る前に、支那人は鑛業、商業栽培、漁業に従事して居た。初朝に於て道路其他の公共事業及統治上の施設に基礎を與へたものは支那人であつた。彼等は荒地を耕し森林を拓き、各種の危険を冒して時に大なる利益を得た。彼等は又酷烈なる氣候と闘つた。彼等は單に鑛山採掘だけでなく、自ら熔鑛を始め同時に炭燒業もやつた。又伐木、大工、煉瓦等の建築業に従事し、政府建築の大部と、橋梁、鐵道、海港工事の大部分を擔任した。彼等は國內の各方面に投資し、貿易や商業に従事した。馬來の各港間に定期航路を始めて開いたのも支那人である。支那人が馬來聯邦の改造に如何に盡したかは、これにより諒解さるだらうと。

其他の英國殖民地統治者の意見も亦同様のことを裏書するものである。

これを以て見るも馬來半島に於ける支那人の經濟的位地が如何に鞏固なものであるか分る。實に支那人の馬來半島と稱するも過言ではない。彼等はこの地で英人統治の下に生命財産の安固を得、本國の争亂を餘所にして

安樂なる生活を送つて居るのである。従つて彼等の中の資産家はこゝに定住するものが多く、既に五代六代を経て居るものが少くない。彼等はこゝに本國と同じく大なる寺院を設け、學校の設備も次第に整ひつゝある。最近では大規模の女學校まで新築されて盛大なる開校式を擧げた。とにかく馬來半島は經濟的に支那人が最も成功した所であらう。

次に彼等の團體として最も有力なるものは商會である。對内的には居留支那商民の争執を調解し、對外的には交渉の機關となる。即ち華僑のためには最高の管理機關である。南洋各主要都市には皆支那の領事館はあるが、支那人及外人の之れに對する信用がなく、重大事件があれば外人も領事館を相手にせず商會を相手にするから領事館は全く用がないことになる。其他の團體として商會の外に閱書報社及俱樂部等がある。

華僑の學校は概ね公立で、其經費は各商店又は各個人で毎月か或は一時に醸出する。華僑は公益事業に對しては極めて熱心で、學校費の如き忽ち數十萬元を集め得る。南洋各地の支那人學校は本國に較べては割合に發達して居る。シンガポールだけでも高等及尋常小學校の数が三四十ある。中學はシンガポールとペナンに一つ宛あるだけである。英人設立の學校も多いが、これに入學するのは僑々の子弟である。僑々といふのは代々南洋に住んで南洋で育つたものである。支那から新しく來たものを新客と呼んで居る。僑々は支那の土地を踏んだことのない連中で支那語を知らず、支那といふ國家觀念はなく、純乎たる外國の順民であるが、新客の子弟は多く支那人學校に學び、祖國に對する考へは支那の國內にあるものより強く、祖國の義捐に對して一擲巨萬を投じて吝まなう。國民黨が南洋華僑を大事な金庫にするのも之れがためである。

華僑の娛樂場所、第一は妓女である。華僑は僑々と富商を除いては單獨出稼者が多いから、自然妓女に戯るゝものが多い。従つて妓館も大に盛んで、シンガポールだけでも妓女數千人に達する。其中には閩粵二幫があるが閩幫は堂子班といひ、粵幫は上等を琵琶仔といひ、中等を老學といふ。第二は阿片の吸飲である。阿片の吸飲所は之を煙館といひ、到る所林立して居る。官憲はそれから莫大な税が取れるために敢て禁止を加へない。華僑中には阿片の中毒者が非常に多く、富者はもとより、貧苦な労働者までも感染して居る。第三は俱樂部である。華僑の上流人士は種々の俱樂部を組織して居る。宴會の外にも娛樂等をやる。第四は劇場である。華僑は廣東と福建人が多いために、南洋の劇場には閩班と粵班がある。この外にも活動寫眞館が少くない。支那製の映畫も少くない。

南洋華僑の生活程度は極めて高く、之を上海に較べて約三倍である。然し収入も従つて多く、商店員及學校教師の如き其俸給は上海に三四倍して居る。従つて此等の連中も二三年節約すれば二三千圓の金を持つて歸國し得る。況んや南洋に店を有つて居るものゝ獲利の速なるは驚くばかりで、商品は多く歐米及日本から來るが、其値段は餘り高くないのに南洋の物價は非常に高いから、商人は安く買つて高く賣れる。従つて其儲けは莫大で、華僑に富有なものが多いのはそのためである。行商人、労働者に至るまで其生活は樂で、錢を得ることも容易である。行商、車夫と雖も一日純益二三元に當ると。

南洋の華僑は多く廣東福建人だから、料理も郷土のものを用ひる。福建人は三食、廣東人は二食である。僑々は多く西洋料理を用ふる。彼等の生活は完全に歐化されて居る。

福建人と廣東人は表面は相融和して居るが裏面は必ずしもさうではない。時に競争が行はるゝ。其居處も街衢により區域を分つて居る。これは言語が通ぜず、ために感情が巧く行かないからである。ために華僑間に國語熱が盛んになり、各學校では皆國語を教へて居る。従つて國語を知つて居るものが次第に多くなつた。國語に次いで流用されるのは英語と馬來語である。英語を語る華僑は少くない。殊に僑々に至つては流暢に之を操る。馬來語は僑々の外は馬來人と取引する商人が能くするだけである。

第十五節 ビルマ

ビルマは以前支那の附庸進貢國として、支那の人民が絶えず流れ込んで居た。この二箇國の關係は中世紀から續き、進貢國としての使節は、一八九五年ビルマが英國に合併された後までも行はれた。

下ビルマは一八六二年に英帝國に併合され、上ビルマは一八八六年に併合された。そしてビルマと支那に關する英支間の條約は一八九四年三月一日ロンドンで調印された。それによると、支那は領事をラングーンに駐在させ、支那人民にしてビルマに入ることを希望するものは英領事の許可を受け、且つ双方の國民は相手國の領土内に於て他國民が現に受け或は將來受くべき凡ての特許、免除、便宜を享受すべきを規定して居る。其後支那土匪の横行により秩序を紊され問題を起したが、英國は支那居留民の懷柔と新渡航を促すために、前記條約に續いて更に第二の條約を結んだ。支那人はイラワチー谷地に大發展を遂げた。ビルマの進歩と驚くべき大發展とは、苟安を貪るビルマン土着人の功勞ではなくて、勤勉にして經濟的な支那居留民が無制限に入國を許されたからであ

ると。ビルマに於ける支那移民の數は確實なる統計を得難いが、十六萬又は十三萬五千人と云はれて居る。ビルマにある支那人の大部は熟練工及商賣に従事して居る。彼等は實際的に取引、商業、勞働、製造に従事し、經濟上優越地位を占めて居ることは他と同じである。

第十六節 南洋群島

南洋群島は蘭領東印度諸島と英領ボルネオとである。此等の群島は熱帯に位し、面積約七十三萬七千方哩、人口五千萬人を有し、各島嶼により氣候と地理を異にして居る。ジャワとスマトラは面積五萬五千方哩に過ぎないが、人口は蘭領東印度全部の五分の四を占めて居る。和蘭從來の殖民政策もジャワに主力を集中して來た。然るに最近では漸くボルネオに眼を向けて來たやうである。

支那人が始めてジャワに來たのは彼等が南方諸島を訪れたのと相前後してであつたらしい。西曆六百七十一年に有名なる巡禮者アイシンは廣東からスマトラのスリビシヤアまで二十日間で航行した。又支那人は第十世紀に中部ジャワの北海岸で日本人と貿易を行つた。ジャワのチャオワと名づくる所は島の東北部と支那との初期貿易に使用された。従つて支那とジャワとの貿易は約一千年間續いて居る。和蘭の東印度商會が一六〇二年に印度の統治を始めるや、こゝに天然資源の開發に就いての一つの問題に逢着した。一六二三年エツキスガバナーのジョン・ピーダーゾーン・コーエンはガバナーゼネラルのピーター・デ・カーペンターに一つの訓示を残した。それは次の如く述べてある。

バダヴィヤ、モラツカス、アムボイナ、バンド等に住ましむるため多くの人民が必要である。又ニザーランドに支拂ふため、尙以上の金が必要だ。吾人の使用に最も適するのは支那人である。貿易は友情の意味で行はねばならぬ。又このモンズーン期に他の艦隊を支那沿岸に送つて、多くの男女及小供を捕ふことが必要である。若し支那と戦争でも始まれば、バタビヤ、アムボイナ、バンドに殖民するために、特に婦女小供を成るだけ多く捕へることに注目せねばならぬ。支那人の身代金は六十リヤルと定めて置くが、婦女を決して支那に歸したり、會社の管轄區域外に出すことを認可してはならぬ云々。

かうした計畫は富裕なる南部地方に於ける自由移民の増加を誘致し、支那移民は激増した。ために和蘭は支那人の増加により和蘭移民の数を減少することが出来た。

移民の重要な第一期は明朝時代であつた。當時多數の福建人は漳州及廈門から到着した。其他一部廣東から來たのも居た。第十七世紀の後半に清朝が支那を統一したので、多くの福建人はジャンクでヒリツピン、マレイベニンシュラ、印度に移住するため海に航した。

第二期には彼等は海岸の都會に居住し、且つ内部の土民と通商を行つた。彼等の蘭領印度に於ける繁盛は大に本國に於ける移民熱を煽つた。それは國內に於ける戦争の結果といふよりも、福建に於ける彼等の故郷より人口が疎で富裕な地方に彼等の幸福を求めんがためであつた。かゝる状態は第十九世紀の後半まで續き、廣東からも多くの移民が到着した。これ等の地方からの移民は、現在に餘り劣らない程度にまで發展した。最近即ち一九一七年の政府の發表によれば、和蘭領東印度に於ける支那移民の数は七十萬人に達し、今日では八十萬九千人と

云はれて居る。ジャワに三十萬人以上のものが住んで居ると。そして彼等の大部はこの半世紀に到着したものである。ジャワに於ける支那人の中、五萬人はバタビヤ、スラビヤ、サマラングに、六萬人以上のもは其他の十の大都市に住んで居る。彼等がかく都會に住む傾向の著しいのは、數年前まで和蘭の法律が支那人の居住地を制限して居たからで、この法律の撤廢後、彼等は多少諸方へ分散した。

支那人は主としてジャワ、ボルネオ、ベンカ及スマトラの東海岸に住んで居る。ベンカに居る彼等の大部分は廣東の嘉應地方から來た客家 (Hakkas) である。

ボルネオは政治的には四つの部分に分れて居るが、説明の便宜上之を一括して論ずる。北部は英領北ボルネオであつて、西北海岸には外交方面だけ英國の保護を受くるサラワーク州がある。サラワークと英領北ボルネオの中間に英國保護の下にあるマレイ・サルタン統治の土人州ブルネイあり、第四には最大最富の蘭領ボルネオがある。

こゝには正確完全な人口統計が行はれたことがないから、人口の如きも不確實であるが、蘭領ボルネオに西部區域を主として四萬人の支那人があり、英領北ボルネオには一九一一年の調査で二萬六千人の支那人が居た。現在でも其數三萬を越えないと。サラワークのダンソン牧師は英領ボルネオに就いて次のやうに述べて居る。

支那人は全地域を通じて發展して居る。その總數は三十五萬から四十萬に達すべく、分布の地域は北ボルネオ十五萬、ブルネイ二千、サラワーク二十五萬である、と。

支那人は始めてボルネオの土民を取扱つた文明人であつた。この關係は第七世紀の唐の時代に始まつて居る。

記録によれば、南洋との主要貿易品の一つは陶器であつた。初期に於ける支那とボルネオとの接觸を證明すべきものとしては、今日ボルネオ奥地の土民間に使用されて居る物品交換の仲介物である土製の壺は支那から持つて來たものだと言ぜられて居る。

支那人のボルネオ移民に關する一の重要な時機は、第十五世紀と第十六世紀との中間であつた。當時支那移民と土人の間に盛んに結婚が行はれた。Dugang と呼ばれる内部の人民は支那人の血を混じて居る。今日でもブルネイにある指導階級の或者は、支那人の血を引いて居るのを誇つて居る。ブルネイのサルタンは十五世紀に胡椒の栽培輸出に努力させるため支那移民を奨励した風習が十八世紀まで残つて居た。當時の土人の支配者は、支那人の勢力に嫉妬を感じ、漸次彼等を迫害し始めたので、この世紀には多くの支那人がこゝを去つた。現在でもボルネオに於ける支那人は多少騷擾の要素と見られ、英蘭當局の取扱ひも他の地方のやうに宜しくない。初期の移民は鑛山を探して各地に入り込み、屢々馬來人と闘つた。彼等の特質としては、力強い秘密結社を造ることである。この秘密結社は遂に政治的に注意すべき難物となつた。嘗て一度は蘭領ボルネオで彼等は官憲のために驅逐された。サラワークでは支那人の秘密結社を絶滅すべく強硬な手段を執つた最初のラジャ・ブロークに對して猛烈なる反抗を起した。一八五八年一月十八九日に上部サラワークに叛亂が起り、多數の英人は殺され、首都クーテンは掠奪され、官憲は捕へられ、ラジャ・ブロークは辛ふじて身を以て脱れた。然しマレー人やデヤーク人二十萬が官憲に味方したために、四千に足らない支那人は失敗した。叛亂は最初のラジャの後を承けたサー・チャールズ・ジョンストン・ブロークの時代まで續き、其結果三千五百の支那人は殺された。然しラジャ自身は嘗て

蘭領から逃げて來た數千の支那人を保護してやつた。支那人を發見次第殺すマレー人やデヤーク人の上には彼れの威力は及んで居たのだ。それから約二十年の後、ラジャであるサー・チャールズ・デュークは云つた。支那人無くては吾人は何事もなし得ない。彼等に秘密結社の組織さへ許さなければ彼等は甚だ御し易いと。かくて支那人の秘密結社は死刑の嚴罰を以て禁ぜられて居る。同じ友情的態度が現在のラジャ・ブローク及彼れの家族に依つて現はされて居る。彼れは支那人は國に大なる富を増すものだと言つて居る。

次は南洋諸島に於ける支那人の經濟的地位であるが、蘭領ボルネオに於ける鑛山採掘は多く支那人の手にあるが、英領北ボルネオでは支那移民は多く漁業(輸向鹽漬乾魚の製造)、市場向菜園の栽培、商業に従事し、商業の大部分は支那人の手に占められて居る。彼等の商店は内地の到る所に見出さる。最近英蘭兩ボルネオでゴム椰子、棕櫚、米、煙草の栽培を始め、土地は原始林から開かれて農業に適する如く改造されつゝある。阿片、酒の輸入小賣からこれに附隨する商賣は支那人に獨占されて居る。此等の獨占業は北ボルネオ政府の大財源をなすから、ボルネオにおける支那人の經濟的地位は、他の南洋諸國と同じく甚だ重大である。

其他の蘭領東印度諸島に於ける支那人の經濟的地位もボルネオと大差なく、バンカ島には一九一七年の國勢調査によれば、約五萬五千人の支那人が住んで居たが、その中の約二萬人は錫鑛に於ける政府の契約勞働に従事して居た。又ピリトン島の個人錫鑛にも一萬五千七百五十の支那人が居る。然し其他にも多くの商業従業者や鑛山所有者が居る。スマトラには一八七六年から一八九八年の間に、日本の勞働者が不結果に終つた煙草栽培のため、汕頭から政府の奨勵で入國した五萬六千の勞働者が居た。農業と共に貿易商業方面に於ても、蘭領東印度に

居る支那人の地位は強固である。彼等の大部分は商人と土地所有者である。土着マレー人には野心なく、歐洲人には氣候が餘り暑くて産業の管理指導と人民統治以上には手が出せない。蘭領生れの支那人及び *Pradaks* と呼ばれる土人との混血兒は廣大にして非常に價値ある土地を有つて居る。そこには椰子、甘藷、タバコカ、藍、ゴム、茶、珈琲、玉蜀黍等を産する。東部ジャワではシヤムと同じく支那人は砂糖工業の獨占者となつて居る。仕事の方面でも支那人は全蘭領印度に根を張つて居る。彼等は又小賣業を獨占し、和蘭の輸出入業者と土人の生産及消費者の中間にあつて媒介者として働いて居る。然し富裕な支那人は仲介者の位置から脱して輸出入の卸賣の分野に入り、更に進んで歐洲人と競争するまでに至つて居る。支那人の成功は餘り恠巧でないインデヤ馬來人の前途に悲觀すべき現象を呈して居る。若し土人が和蘭の土地法で保護されて居なければ、彼等の土地の大部は支那人に取られるだらうと云はれて居る。それは支那人が土地を擔保に土人に貸し付ける金の利子は、月に一割から五割といふ減法な高利だからである。かゝる傾向はシベリヤ、シヤム、ヒリツピンにも見られる。彼等が本國でやつて居ることを無智な土民に施して居るのである。

次に支那人の南洋群島に於ける企業上の位置に就いて見るに、製糖業は全く和蘭人及馬來人の手にあり、其生産毎年二百萬噸に達する。煙草の栽培も多く和蘭人と馬來人が取扱ひ支那人の栽培して居るのは極く一小部分に過ぎない。和蘭は以前その富源を他國に對し閉鎖して居たが、近年其態度を改めて多少開放的にはなつた。然し外資の投下者は多く英米人に限られて居る。珈琲の栽培は以前は政府の專賣であつたが、其後民間の自由競争を許すやうになつて生産高が増加した。ジャワに於ける珈琲事業の資本投下は和蘭及馬來人が大部を占め、英人其

他が一部を占めて居る。茶の投資では和蘭に次ぎ英國が多い。椰子油、棕樹油では佛白が最も多く、和蘭、馬來人が之に次いで居る。ゴムは和蘭、英國最も多く、次は佛、白、獨、米、支であるが、支那人の投資は全投資額公稱資本五八九、〇〇〇、〇〇〇義の中二、六〇〇、〇〇〇、拂込資本一七三、一〇〇、〇〇〇義の中、二、六〇〇、〇〇〇義である。然し其貿易は主に支那人の手で行はれて居る。又労働者には支那人多く、一九一八年大ゴム園にある労働者一四、六七四人中に、支那人四割七分、爪哇人二割六分、土人二割七分であつた。

錫の採掘は馬來では其六割は支那人の手にあるが、蘭領では主として歐人の企業に屬して居る。然し採掘作業は主に支那人が使用されて居る。此等の支那人は一つの帮を造り、採掘に従事する労働者を使用して歐人監督の下に従事し、請負採掘を一手に引受けて居る。金鑛にも支那人の關係者が多い。かゝる大企業の投資方面では支那人の地位は低い、彼等の中心勢力は商業方面にあり、其競争者たるアラビヤ人と共に中間商人を形成し、歐洲人が土人の農産物を輸出するには必ず支那人の仲介を経て内地から品物を買集めなければならず、歐米又は日本からの輸入品は大部分支那人問屋及び小賣商の手を経て土人小賣商又は消費者に賣掛かる。これ土人の大多數は農夫にして商人少く、加ふるに土人商人は信用及資力の點で歐商の取引相手となるものが極めて少いからである。然し中間商人以外に米と砂糖では直輸出入業者として相當の地位を占めて居る。之に反して農業其他の産業では支那人は大した根柢又は勢力がない。企業家としては少數の大資本家を除けば他は資本も少く經營方法も支那流の舊式を墨守して居るに過ぎない。要するに商人としても企業家としても、支那人の活動は地方的で國際的には達して居ない。支那人は組織的の頭腦を缺き、資本を合して大規模の企業を經營するに適しないと云はれ

て居る。彼等の頭腦は打算的で商業的常識に富むも企業經營は合理的でなく、其企業組織は外形上洋式を加味するも實際の運用は依然たる支那式であつて、計畫粗笨投機に走る傾があるため信用が厚くないと、殊に投機取引の最も盛んなのは米、珈琲、胡椒、砂糖である。

支那人の農業労働者も少ない。スマトラ東岸では外來農業労働者十九萬に達し、嘗ては支那人が其大部を占めて居たが、永住性なきために、近年瓜哇人の數が遙かに之を超過するに至つた。一九二二年に於けるスマトラ東岸苦力は左の如くである。

支那苦力	二七、五〇〇
瓜哇男	一一〇、三〇〇
女	三九、四〇〇
其他	二、一〇〇
計	一八九、三〇〇

右の中、自由労働者は九千九百人に過ぎず、他は契約労働者である。

蘭領にある支那人は純粹な支那人、即ち新家と、混血兒及蘭領生れの *Pernakian* (土語混血の意) の二種に分たられ、八十萬人中兩者の比例は不明であるが、瓜哇では混血兒が大半を占め、外領には新家が多い。雜種は福建人で殊に商人の血統が多く、廣東人、主として労働者には新家が多い。彼等の中數代を経たるものは支那語を知らず、馬來語、瓜哇語を使用して居る。雜種も支那人固有の氣質を失はず、數千年來の傳統的な思想と習慣と

を保存し、眞に土人と融和することはないと。

支那人は同種及郷黨の團結強く、特に廣東人は猛烈なる排他的で、時に盲目的一致行動に出で、政廳に向つて猛烈に反抗することも少くない。蘭領に於ける支那人の待遇は從來餘り良くなかつた。數年前まで支那人の位置は行政上並に司法上、土民と同等の待遇を受け、歐洲人と區別され、租税は土人と制を異にして土人より重く、教育では疎外され、旅行居住も制限を受けた。又經濟上からは、主として支那人が營んで居た質屋と阿片の小賣は政府の直營に化し、彼等の利益が土人のそれと牴觸する場合には事情の如何を問はず支那人を壓迫して來た。其後支那人の待遇は改善されたが、民國革命後華僑も亦自覺して機會ある毎に法律上經濟上の地位改善を計ると共に、教育機關の増設を要求したので、蘭領政廳でも支那人代表を國民議會に列せしめ、彼等の言に耳を傾くるやうになつた。一九一八年蘭領に於ける支那人就學兒童數は三萬二千人にして、全學齡兒童の約三割に當る。又支那人特別學校は二百八十四を算する。

かくて支那人の地位は次第に向上しつゝある。彼等の中には千萬長者もあり、百萬から數十萬の富を有する者に至つては其數極めて多く、これを支那本國の商人の貧弱さに較べて見たならば、實に雲泥の差である。

第十七節 ヒリツピン

ヒリツピンと支那との關係が始まつたのは極めて古く、西曆紀元前支那の周秦時代にヒリツピン人と支那人とが往來し、ヒリツピンから支那に朝貢したと。又支那の商人はヒリツピンに行つて絹物や米の貿易をやり三ヶ月

か五ヶ月位で歸つた。従てヒリツピン人には多少支那人の血が混じ、風俗、農具、宗教儀式にも似た所がある。次で第十四世紀に至り福建人林旺なるものヒリツピンに航し、始めてヒリツピン人に耕作を教へたので、ヒリツピンは遊牧時代から農業に入つた。故に今日でもヒリツピン人の家具や農具の名稱には福建省漳厦の音と似たものが多い。その後はヒリツピン人の日用品は支那南方諸省から持ち込まれたものが多く、支那南方の商人も相繼いで渡航したが、支那からの輸入品の主なるものは、棉花、鐵器、紙等であつた。

其後西班牙管轄以後一五七四年十一月支那人李馬芳なるもの木造戰艦六十隻、兵三千を率ゐてヒリツピンを襲ふたが失敗し、尙附近に留まつて再擧を計り、一五七五年三月に至つて漸く平定された。この役により西班牙は大に支那人を敵視したが、不毛の地を開くにはどうしても支那人を使用する必要があるので、一五八五年及一五九〇年ヒリツピン總督は人を遣して廣東福建各地で支那人勞働者を募集したが、當時明滅びて清朝が起り、人民戰亂を避けて居た時であつたから、ヒリツピンに渡航するもの漸く多く、一六〇〇年には支那人勞働者の數は土着人よりも多かつた。然しそれはやがて西班牙人の忌む所となり、支那勞働者を一つの大きな建造物に集めて監視を嚴にした。次で一地域を劃して支那人の居住地とし、その中に商店百五十戸、商人六百餘人、勞働者數千人居た。支那人は主に生糸、棉花、及家庭用雜品を賣つて居たが、忽ちにして全市の商權を握つたため再び西班牙官憲の嫉視を受くるに至つた。當時清朝の華僑に對する態度は極めて冷淡で、化外の民として之を取扱ひ、外人の勝手に處分することを默認した。それは明朝の敗兵が多く海外に脱れ潜かに復讐を企て、居た關係もあつたかも知れない。然しその結果はこゝに支那人虐殺が相繼いで起つた。

一六〇三年には支那人が官憲の嚴重な取締に反抗し、相集つて教會堂を焼き西班牙人及馬來人を殺し、九月五日には城を攻めたが、西班牙側でも充分準備し、ヒリツピン人も西班牙を助けて支那人を敗り、之を包圍して殺戮したが、その數二萬三千人に達した。次で一六三七年の虐殺が起つた。それは貨物を滿載した支那船二隻が西班牙人のため撃沈されたので、支那人は内心不平を有つて居た。そこで事を起したといふ罪名で全島に命令し、支那人の切捨て御免をやつたために、この騒ぎで殺されたものが二萬人あつた。西班牙政府はかく支那人を嫌ひながら、全部驅逐するに至らなかつた。これ支那人は能く勤勉で鑛山を開き道路を造り、荒地を拓くに必要な人であるのと、西班牙の必要な物品は之を手近な支那から仰がざるを得なかつたからである。かくて支那人は矢張り一部ヒリツピンに存在を續け、種々な苛税に堪へて來たが、米國がヒリツピンを占領するに及んで支那人勞働者の入國は全く禁止された。

十九世紀以前に於ては西班牙人はヒリツピン人を視ること牛馬の如く、商業は概ね支那商人が西班牙官憲及大僧正に運動して一手に引受け、壟斷により巨利を博した。當時土人は全く無教育で數の計算さえ分らず、日常用品は野菜から油醬油に至るまで支那商人が取扱つて居た。清朝同光年間ヒリツピンの西班牙に對する革命が失敗したが、當時支那人のヒリツピンに來るもの多く、商業上の勢力も大であつた。當時支那には水害旱魃相繼ぎ、飢に迫るものは最も近いヒリツピンに脱れた。當時西班牙は支那人の自由入國を許して居たので、福建人は親戚朋友相誘ふて續々押し渡り、單に商權を完全に其手に握つただけでなく、各地の勞働界も支那人に獨占され、ヒリツピン全島にある支那人數は約十萬を算した。然し當時はまだヒリツピンの産業が開けず、勞銀が安くて年に

百元を得るのは宜い方であつた。西班牙はヒリツピンの支那人を治むるには甲必丹制度を採り、支那人中より甲必丹を任命し、それに華蘭を統治せしめて居た。當時の支那人は深く西班牙官憲と結び、全島政府機關の用品から商業貿易、労働者の雇傭まで支那人の一手引受けであつた。ために支那人は皆財を造り、體一つで来たもので十數年後には數十萬の富を得るといふ有様であつた。かくて獨占の結果はヒリツピンに於ける支那人全盛時代を出現した。次でヒリツピン人の米國に對する革命亂に際し、擾亂により商賣が停頓したのに乘じて支那人が大活動をなした。今日ヒリツピン華僑の富豪は當時其基礎を築いたものである。然しヒリツピンの革命では支那人まで側杖を喰つた。西班牙時代の革命で第一に革命黨の鎗玉に擧つたのは西班牙の僧侶であつたが、その次は支那人であつた。これは支那人が商業上の權利を壟斷して居るからである。革命黨は支那人を殺して其財産を沒收し軍費に當てたため、全島各都市に散在して居る華僑の生命財産は全く脅かされ、南方の或る都市では百名も同時に殺された。此等の争亂を経た後には、各地方の需要品は飲食物に至るまで凡て支那人の手に歸し、米の輸入販賣から椰子、麻の買集め外人への賣込み等により數千數百萬の財を積んで居るものが少くない。

然るに歐洲戦後不景氣の來襲とヒリツピン人の購買力減少に加へて日本人の有力なる競争に遭ひ、之に加ふるにヒリツピン人のヒリツピン主義により、全島の商權を支那人の手から奪ひ返さうとする運動が盛んとなり、支那人排斥の聲は到る所に聞かるゝやうになつた。その結果は支那商權驅逐のための種々な條例が發布さるゝに至つた。その主なるものを擧げて見れば

一、汽船會社條例、數年前支那商の間に汽船會社組織の議があつたが、議會は一の條例を通過して内河航路の

汽船は比米國籍の者でなければ株主たるを得ざることとした

二、禁米條例、三年前ヒリツピンに米不足を生じた際、これは支那商人が賣惜しみをして暴利を貪るため、ヒリツピン人の生活の脅威だといふので、議會は一の條例を通過し、米價を制限し、何時でも必要であれば政府は之を公賣に歸せしむることとした。ために支那商人は以前のやうな暴利は貪れなくなつた

三、歐文簿記條例、ヒリツピン各國商人で資本金一萬圓以上のものは現行商律に従ひ、簿記には英文又は西班牙文を用ふることとなり、支那商人は少からず不便を感じるに至つた

支那人のヒリツピン永住が始まつたのは一五八〇年からで、スペイン官憲は支那貿易業者の定住地としてアルカセリアを指定した。彼等は一定の季節を限つて主に交易し、移住者は砂糖の製造を教へて信用を得た。支那人は石の破砕器や鐵の煮釜を造つた。それが今日まで或る地方では支那名のまゝ残つて居る。支那人は又ヒリツピン人に鍛鐵、銅の製造、大工、織布其他種々の仕事を教へた。スペインの政權は最初の保護時代に續いて輕侮と寛大の政策が交互に行はれたことは既に述べた通りである。かうした状態は一八九八年米國がヒリツピンを併合するまで續いた。ヒリツピンが米領となるや、一八九八年十二月支那に關するパリ條約が結ばれた。支那政府の命令により一八九九年一月支那駐米公使吳廷芳は米國國務卿ヘイに對し、米國のヒリツピン在移支那人に關する政策を質問した。即ち彼れは西班牙の管下にあつた時の支那人の位地を評論し、一八八〇年と一八九四年の條約は北米のみに適用され、ヒリツピンには適用されるものでないと述べ、且つ條約締結に至つたやうな原因が一つもヒリツピンには存在しないことを擧げ、米國が賢明なる策に出でんことを求めた。當時吳は一八九八年九月

二十六日オチス將軍が既に軍令を以て米國移民排斥法をこゝに適用することを發布したのを知らなかつた。ヘイの一月六日の回答は吳をしてヒリツピン委員の報告あるまで支那人に對して何等の行動も執られないことを知らしめた。然るにマニラの支那總領事からは、吳公使に種々な報道が到達し、一八九九年十月の移民排斥の軍事命令も傳へられたので、彼は之に對し最も熱心且嚴重なる抗議を提出した。其論據は第一問題が軍事的に取扱ふべきものでなく、且つ支那人は絶えず友誼的であつたこと、第二マツキンレー大統領は軍事上の要求なき限り、ヒリツピンの現狀は議會が米比間の關係を決定するまで變更しないと聲明したこと、第三は多數に不正を働くことは兩國の友情關係に害あること、最後にかゝる命令は國際公法と情誼に悖り、現行條約の精神に反し國交に害あることを以てした。然し何等の回答なく却つて一八九九年十一月十五日マニラ支那總領事から次の如き報告を受取つた。即ち商人たると勞働者たるとを問はず、凡ての支那人は船でマニラに入る場合検査を受けねばならぬ。以前からの居住者は上陸を許す。従つてヒリツピンを去るもので再入國を希望するものは皆寫眞を取らねばならぬと。支那公使は之に對して時を失せず更に第二の一層嚴重なる抗議を提出し、條約の直接破壊であり、合衆國の如何なる法律でも許されて居ないことであるとし、條約第三條に規定された商人及其他の自由階級の排斥は、一八九四年の條約の破壊であるから、其中止をオチス將軍に命ぜんとを要求した。この抗議は効を奏し、十二月五日ヘイは之に回答し、司令官に對し條約破壊を許さざる旨の注意を與へたことを以てした。最後に一九〇〇年五月七日、支那公使は本國の訓令により、「ヒリツピンに於ける支那勞働者の狀態は、米國の排斥政策により良好でない。然るに歐米の旅行者及觀察者の意見は、ヒリツピンの發展上支那人の缺ぐべからざることを説いて居

る。この報道は議會に報告されんことを望む」と述べた。同月二十二日大統領により議會に報告された。ヒリツピンに幾何の支那人が居るか正確な統計がないから分らないが、一九一八年の國勢調査によれば、マニラ市には一萬七千八百五十六名の支那人があり、全群島内に約五萬、最大限に見積つて七萬人位だと云はれて居る。その中の約八十五パーセントは福建人であつて、殘餘は主に廣東人である。彼等の經濟的地位は偉大で、内地稅收入の方面から見た政府の統計に依れば、島内小賣業の約九割は支那人の手に歸し、卸賣の大部も彼等の支配下にある。佛蘭英領に於けると同じく、彼等は仲介者として鞏固な位地を占め、歐米人は彼等なくては殆んど仕事が出来ない。彼等の間には富豪が多い。彼等は主にコ、ア、煙草、米、麻、砂糖、葡萄酒、椰子、材木、反物等の業務に關係して居る。尙之を各業務に就いて見るに、呂宋島中部は米粟等の産地で、全島食糧の半はこゝに仰ぎ、他は安南から取つて居る。米官憲の調査では、各所にある精米所三十一の中で二十八は支那人のものである。米商中では支那人は實に其主要部を占めて居る。呂宋島の西北部は皆煙草の産地であるが、以前は煙草買集めの權は支那人の手にあつたが、今日では歐米の大會社が巨資を擁して自ら直接買上げをやるため價格を釣り上げ中間商は昔のやうな利益は得られなくなつた。

呂宋島東部及中部内湖地方は盛んに椰子を産する。該處に於ける椰子の買集め權は支那人の手にある。内湖のセントローには支那人四百人居て營業盛んに會館學校等を有つて居る。ミンドロ島のイラスム港には海關があり外國貿易が盛んでマニラとも近い。支那人はこゝでも商業界の覇權を握り、學校商會等種々の機關を備へて居る。この地附近には多く砂糖を産するが、その買集め及輸入港への運搬等の權は凡て支那人の手にある。支那人商業

の盛んなるマニラに劣らない。サマル、レテイ島には多く麻を産するため支那人の其地にあるもの多く、専ら雜貨を販賣し麻を買集めて居る。その經營資本も多きは數十萬を有して居る。數年來麻は歐洲の工業界で重要な位置を占むるやうになつたため販路日に廣く、價格も高く、支那人中には數百元の小資本から數萬の富を積んだものが到る所に居る。大資本を有するものが巨利を博したことは云ふまでもない。パラワンにはナマコ、燕窩(燕の巢)を産するが支那人のこゝに住するもの數百人、概ねゴム、麻等を業として居る。ミンダナオ島は山が多く住民は回教を奉じて居る。古木の森林が多い。支那人は各地に散居して居るが、其多くは海岸に沿ふた所で麻を商つて居る。其ザンボアングに居るものは材木商を經營して居る。この地には居留證を有たない支那人が二千人居る。ミンダナオ島内のズールー群島に居る支那人は麻や眞珠等の土産を買集むるのを業として居る。麻は盛んだが眞珠の方は日本人が來て採取するやうになつて土人の之を業とするものは壓倒され、ために支那人の方の仕事もなくなつた。要するにヒリツピンは到る所支那人の足跡を留めざる處なく、概ね日用必需品を土地の者に賣付け、土産を買収するのを業として居る。彼等は如何なる山間僻地でも單身入り込んで居る。ヒリツピンの最南端に龜島と支那人が呼んで居る直徑數吉米の小島があり、そこにはモロ族十數戸が住んで居るが矢張り支那人が二人居住し龜の卵を搜すのを業として居る。彼等の發展性は實に驚くべきものがある。

ヒリツピンは米人が教育を奨励してから言論機關も非常に發達して新聞の如き一般民衆にまで廣く讀まるゝやうになつたが、在留支那人の間にも言論機關の必要が感ぜられ、十七八年前益友新聞及建鐸新聞なる日刊新聞が生れたけれども其發行部數は四五百部に過ぎず、収入償はず數ヶ月にして停刊した。其後マニラに同盟會が成立

し、次で民國元年の革命が成つて公理報が生れ、各地支那人購讀者千部以上に達し、更に平時支那人を得意とする英米大商店まで廣告するやうになつた爲め經濟上立つて行くやうになつた。公理報は株式組織で多數の華僑が株主になつて居るが、役員及經營者は純國民黨員であつて、實際は國民黨の宣傳機關に過ぎない。第二革命の失敗後支那本國では國民黨の機關紙は全部影を潜めたが、公理報は相變らず國民黨のために氣を吐き「宋教仁を殺したるものは袁世凱なり」と論ぜるため外交部から領事を通じて訴へられ一年半を経て無罪となつた。公理報の外其他の日刊新聞左の如し

一、民號報、廣東籍國民黨の機關で民國三年の創刊、發行部數一千部以上
二、平民日報、支那人労働組合の機關紙であつて、階級闘争の宣傳機關である。發行部數一千以上、民國八年の創刊である

三、華僑商報、商會の機關紙であつて、不偏不黨主義を標榜し民國十年の創刊、發行部數一千以上
以上の外に中華日報、新福建報、華僑公報があつたが、現在は廢刊して居る。

其他週刊又は月刊物としては、

一、心聲、平民日報社内に布設され、平民日報と同趣旨である。寄贈するので代を取らない
二、晨鐘報、華僑各學校學生聯合會の出版で、一年間國恥記念日にだけ發行する。國內各學校に寄贈するものである

三、東方月刊、留學生各大學生の出版物で、英支兩文とし、比支親善の提唱を目的とするものであつたが停

刊した。他にも停刊して居るものには教育叢刊(年報)、教育月報、華潮半月刊、勞働週刊等がある。要するに人民生活程度の向上に伴って新聞購讀者の數は次第に増加しつつある。新聞は内容外觀共に極めて貧弱で經營も困難であるが、華僑は輿論を尊重するので、新聞の鼓吹により慈善事業、教育、賑災等に對する出資者が多くなつて來た。

次は教育である。スペイン統治時代、支那移民の家族を携行するもの百人中一二人にも足らず、従つて教育機關もなかつたが、米領になつてから勞働者の入國が禁ぜられ、商人の子弟は未成年時代に来て居なければ財産を繼承することが出來ないので、家族の渡航者が増加した。そこで華僑商人から公舉した甲必丹制度が廢せられ政府が領事を派遣するに至つて、第一回の領事陳綱は中西學校を設けたが生徒僅かに二十餘人、私塾に少し氣の利いた位のものであつた。民國になつて華僑従來の勢力を保持するには教育を興すことが甚だ必要なりとし、學校を改組し、教員を聘し級數を増し課程を改良するために、各商店に三年間の經費を負擔せしめ、年長無學者のために夜間授業を行ふこととした。かくて華僑教育の基礎が漸やく出來た。生徒數も百餘名から六百餘人に増加した。三年後教育會議を開き校舍を新築することとしたが、忽ち十三萬元の寄附が集つた。更に經常費としてはヒリツピンでは商店の營業高每百元につき年一元の營業税を取つて居るが、それに附加税をかけて教育費に充つることとし、政府の同意を得、營業税一元につき四仙を取ることとし年七八萬元だけ集まることになつた(マニラだけで全島支那商の半を占めて居る)最近では華僑の家族を携行するものが非常に増加し、従つて學齡兒童數も多くなり、一二校では間に合はず、各地に華僑學校が設けられた。之れを表示すれば次の如くである。

ヒリツピン華僑教育會が設けたもの、

校名	教員數	生徒數	毎年經費
華僑中學校	三	五四	八、五〇〇
中西學校	三四	七七五	四二、〇九二
普智學校	二八	六〇五	三二、一二〇
愛國學校	八	一六二	一三、六六五
閩商學校	八	一八七	一四、三四一
華僑公學校	一三	二七〇	一六、三九〇
淡亞波中西學校	五	一六九	一〇、三七二
中西學校	位置	晝間生徒	夜間生徒
第二中西學校	マニラ	三八二	四一〇
普智學校	マニラ	七九	九八
閩商學校	マニラ	三二五	二六六
愛國學校(廣東)	マニラ	一一〇	一八〇
華僑公學校	マニラ	一一〇	六〇
	マニラ	一三〇	二一〇

以上六校の經費は營業附加税を以て之れに充て華僑教育會が監督の責任を有つて居る。

第二章 支那移民の狀態

一二四

所在地	晝間生徒	夜間生徒
華僑女學	一五四	
(乘公會支那人會員の設立)		
尙蠟女學	五二	
專備女學	五〇	
(以上一部華僑の設立)		
工餘夜校		一一〇
布商夜校		四〇
(以上二校は一は支那人労働組合の設立、一は布商會の設立である)		
次に各州府に於て設立したる學校を示す		
乙種商業學校	晝間生徒	夜間生徒
當仁學校	一八〇	六〇
興華學校	一一〇	
中華學校	六〇	
中和學校	五〇	
平和學校	五二	三一
	二五	一四

各地でも皆マニラに倣つて營業附加税で學校を經營して居る。課程は半日英文、半日漢文とし、この地商務の實際に合するやうにして居る。年限は七年、卒業後はヒリツピンの公共中學校や支那の中學校に入校する。學生の成績は良好だと。

金融機關、支那商が資本金一千萬元を以て設立した中興銀行がある。各商店は多く之れに預金し、商人は資本の救済を受けて居る。

又最近十年間には閱書社だとか支那人労働組合等が多く生れ出た。

支那人移民の團體、ヒリツピン群島でヒリツピン人が住んで居るやうな所には必らず支那人が其間に割込んで居る。これ等の支那人は百人位も一つの町に居れば必らず何等かの團體を造つて居る。従つて大都市例へばマニラ、グロイロ、チェブ等には是等の團體は林立して居るが、是等相互の間には殆んど連絡がないから纏つたことが出来ない。然るにヒリツピン政府の簿記案が起つてから各都市の華僑は痛切な利害關係からこの機會に各地の團體を召集して一の聯合會議を開くこととした。その目的は第一華僑相互の連絡を計り、第二は簿記案に對して對策を講じ、第三には簿記案抗爭の費用を準備するにあつた。次で第二回の聯合大會を開き次の三箇條を決議した。

共濟學校	六二	四三
大同學校	七五	五〇
愛國學校	四二	二五

- 一、歐文簿記案に就いては各地華僑が後盾となつて徹底的に争ふこと
- 二、汽船會社の促進、香港厦門からヒリツピンに入港する船は毎週二三艘あるが、その貨物の大部は支那人のもので乗客も殆んど支那人であるに拘らず、汽船は日英米人の手にある。支那人は商權を握りながら一噸の船も有たないのは大いに不便だから、汽船會社を造る案がセブ在住華僑の間に起り既に十五萬元の株式を集めたから、更に五十萬元の資本として營業を開始する
- 三、作業時間の短縮、華僑の南洋經營には一個の行李を肩にし無資本で飛出して來たものが多く、今日百萬の富翁も皆勞働者から叩き上げたのである。故に勤儉の二字は實に支那華僑成功の鍵である。従つて其營業時間の如きも殆んど年中無休息で、毎日朝の七時から夜の九時頃までも働らいて始めて店を閉める有様だから、餘暇に勉強が出来ない。この習慣は數百年間續いて來たが、最近華僑の間に勞働組合が生れ出たから、時代の要求につれ、勞働者に代つて屢々勞働時間の短縮を申込んだ。その理由は長時間の勞働では精神が疲れて仕事が出来ず、勞資双方共に損である。且つ勞働者は多く無學だといふにある。所が資本家は之れに反對し、支那人の學識は外人に及ばないが勤儉で勝を制して來た。外人は日曜には宗教上の修養をやり或は體育に努むるが、我が國人はもし日曜及夜間を休ませたならば、たゞ女買ひ、賭博、飲酒に耽るだけだ。この双方の理論に對し前者に同情するもの多く、且つ一般の風潮に抗し難く、聯合會議に提出の結果は午後七時までと店を仕舞つて店員に勉強させることにした。(華僑學校の多くは夜學部を有つて居ることは既に述べた通りである)

この外支那人娼妓の問題は提出されたが議題に上らなかつた。それはヒリツピンが公娼廢止をやつてから、支那人中の或る者は臺灣厦門から土娼を買ふて來て商人の家族と稱して入國し、密淫買をやつて居たのは、支那人仲間の公約を破るといふのである。それは西班牙時代に甲必丹が支那婦人の娼妓となることを禁じ、數十年來この禁が守られて來たからだ。

かうしたヒリツピン全華僑の聯合と共同が生れて來て對内對外問題を解決し、一致して全華僑の發達を計りつゝあることは注意すべき現象である。

次には僑と支那本國との關係に就いて少しく説いて見やう。

華僑の久しく國外にあるや、其祖國に對する觀念は次第に薄らぎ行くとは支那人一般の觀察である。華僑と本國との經濟其他の關係で重要なものは、

- 一、支那は通商開始以來入超多く、更に賠償借款の利息等で金は海外に流出するだけであるが、之れを多少でも償ふものは華僑の本國に對する仕送りである。厦門だけで見ても、華僑が毎年仕送る金は三四千萬と云はれて居る。其中ヒリツピンが八百萬、英蘭各屬地が約三千萬である。その外に香港、汕頭及其他に入つて來るのも決して少くない。もしこれだけの收入がなければ廣東福建人民の生活はどれだけ困るか知れない

- 二、民國になつてヒリツピンだけでも、政府の公債や義捐に應じたことが少くない。六厘公債、民國四年公債の購買でも合計百數十萬元に上ると。其他水災及學校等の義捐金は毎年數回に上り、毎回少なからざ

る金を送つて居る。ヒリツピンだけでもさうだから、其他を合せたら大したものだらう
三、支那が將來大いに産業を起すことになれば、第一に必要なのは資本である。然るに國內で集むるにして
も支那の現狀ではとても集まらない。従つて華僑の力を借る外ない。歐米人の文明や事業を能く知つて居る
し、それに充分の資本を擁して居るからである

四、最近支那國內でも華僑問題を重視するやうになり、政府も種々華僑に對する命令等を出して居るが、大
資本の華僑は國に歸つても官吏も之れを尊重し、彼等も租界に居を構へて居るから安全だが、中小資本家
の華僑は年少故郷を離れ、一旦萬金を腰に纏ふて田地でも買ひ邸宅でも造つて故郷に納まらうと思つて歸
つて見ると、忽ちにして酷吏に剝がれ、土豪に詐取され、土匪に強奪され、折角苦心した蓄へもなくなる
ので、こゝに故郷に對して嫌氣を生じ、家族を伴れて逃げ出すことになる。マニラに入港する汽船には皆
家族が同伴されて居ると。彼等と雖も故郷を離れたくはないが、生命財産が不安では止まるを得ないので
ある

かうした故郷の現狀に對してこゝに南洋福建出身華僑の間に救郷會といふのが生れ、ヒリツピンのマニラを中
心に英蘭領各屬領地を宣傳して廻つた結果、各方面の贊助を得たのである。福建は民國七年以來軍隊土匪に蹂躪
され、人民は焦熱地獄の苦しみを受けて居るから華僑には歸るべき故郷もないが、一方では各地に排支運動が盛
んとなり、こゝも永住の地でないから、故郷の禍亂を救ふことが必要だといふので、十四年の五月にマニラで正
式に成立大會を開いた。其後南洋各地にある福建人の團體に檄を飛ばし、十五年三月廈門鼓浪嶼で各屬地華僑の

代表大會を開いて救郷問題の進行方法を講ずることとした。彼等の間には漳廈の境界點嵩嶼に大規模の新村を造
つて各種の事業を起さうとする計畫がある。又一部では自治の精神を省民に鼓吹して居るのもある。彼等は久し
く他國にあり國內の政府及社會は彼等が祖國に投資し産業を開發して、人民の生計に資せんことを希望して居た
が、今度は彼等自ら救郷を計ることになった。それには第一に生命財産の安全が必要だから、郷團を造つて充分
に自衛の方法を講じ、次に先づ交通から手を入れ實業を盛んにして國を富ませやうとするのである。かくて華僑
にして故郷に歸るものには安全に生存の道を謀らせやうとして居る。然るに之れに對する大なる障碍は福建省の
官吏軍閥の徒であつて、郷團を擴張し郷村自治を計ることは自己の地位を脅すものとして不安を感じ、救郷の意
義に就いても省民自決の運動として喜んで居ないらしい。従つてその企ては宜しいが、實現は中々困難なことだ
と思ふ。

支那人とヒリツピン官憲及住民との關係は最近だん／＼複雑して來たが、一般に支那人に對しては好感を抱い
て居ない。十三年の十月に支那人排斥が起つてから、中下級社會では各地支那人居留民に對し惡感を有ち、政客
記者は制する所で支那人の驅逐を高調し、支那人から經濟權を奪取すべきを説いて居る。ために法律問題や衛生問
題を藉りて嚴重な取締を加へて居る。殊に近年福建南部地方の争亂はこの地方の人民を驅つて家族を携へてヒリ
ツピンに渡航させる。廈門から汽船が着く毎に平均三百名位な支那人が乗つて居るが、毎月三四回往復するの
平均一ヶ月千人位移住して來る。この支那人の大移住はヒリツピン人を刺戟し、支那人入國制限の運動となつて
現はれた。即ち支那人商人の資格を高くしようと云ふのである。元來支那人は資本四千ペソ、毎年の營業一萬二

千ペソに達するものは商人の資格ありとし家族を携へて入國することが出来た。そこで支那人は之れを巧に利用し、例へば一萬四千ペソの資本があれば、三人が組んで登記し、海關を宜しくやつて各人が各々親戚等から頼まれた未成年子女五六人位つれて来た。これは従來支那人少年入國の大原因であつた。これを知つた比島政客は商人資格を資本一萬ペソ、一年營業高二萬四千ペソに高め、新來者は必らず一萬ペソの現金を所有し、入國後登記料二十ペソを納むべきことを提案した。米支條約で労働者の入國は禁じてあるが、商人には制限がない。然るに厦門、福州の米領事館では商人の資格でヒリツピンに渡航するものに對しては凡ゆる調査方法を探り、且つ商業常識の試問をやる。例へば米商をやるものには東亞に於ける産米地方、販路の狀況等を詳しく聞くため合格者は極めて少いと。又十四年には支那人登記案が提出され、二年内に全部再登記せしめんとするものであつた。

次に支那人を苦しめたのは衛生問題である。支那人中小商人はために大打撃を受けた。厦門の米國醫師は比島在住者で歸國後再渡航するものに對しても第一寫眞、第二指紋を検し次に種痘を施し更に頭瘡を検査する。又比島各都市衛生局では衛生検査を行ひ、殊に食物販賣者には一層嚴格な検査が行はる。各地方では米鹽薪炭等の日常需用品營業は支那人の獨占であるが、商賣が小さいため朝から夜晩くまで働いても大した利益がなく、且つ奥地は生命財産の危険も少くないが、ヒリツピン人の商權回收運動はかゝる小營業から手を入れるために、衛生局の手を通じて督勵し、古新聞で食物を包めば營業許可證を取上げられるし、商ひをする時前掛けを忘れても罰金を取られる。食品と雜貨を兼賣するものは二個の營業許可證を受け、店を二つに區分せねばならぬ。珈琲茶とパンは主な食料品であるが、最近パンは賣らせるが珈琲茶を賣らせない。氷店も土地の新聞が支那人小商店の不

潔を攻撃したため千七百軒からの氷店は駄目になつた。醤油製造も支那人の一手販賣で、製造家十數軒あつたが製造場を市區以外に移轉させられた。清涼水製造所はマニラだけで大小五十六の中四十二は支那人のものであるが衛生検査が喧しくて時々營業證を取上げらるゝことがある。又支那移民の汚點である阿片と賭博に就いては探偵局では中小商人の嫌疑者を捕へては告訴する、それが半年に百近くもあり、裁判費用で産を傾くるものが少くない。

比島人の商權回收熱は衛生問題で消極的に壓迫するだけでなく、更に積極的に自ら之に代らんとする運動が起つて来た。彼等は最近聯合して一大會社を設け、資本金十萬を集め、小商店營業者に營業費を融通せんとして居る。又比島の新聞は各區ヒリツピン人が小商店を組織して米薪炭日用雜貨を賣り、区内の住民は比島人の店から購買すべきこと、小商店向きの家は比島人には直に之を貸し、支那人が高價で借りに來ても借さないやうにせよと説き勸めて居る。マニラには支那人の小商店が二千軒あるのである。

次に農業方面であるが、この方は餘程他と趣きを異にして居る。ヒリツピン南部は土地肥沃であるが、現に一割しか開かれて居ない。故に全島農會には何時も外國労働者の輸入問題が起るが、労働黨が反對する。それは外國労働者を招けば其多數は支那人である。然るに支那人の生活程度はヒリツピン人より低いから、其賃銀も安くヒリツピン人の生活の道を奪はれるといふのであつて、政黨も之に賛成して農會の案は毎度葬らるゝ。十一年の農會常會で決議された案の概要は次の如きものであつた。

一、外國労働者二十五萬人を招く、それには南方支那人が宜い。それは人種も風俗習慣も大差ない

二、契約によりヒリツピン到着後三年の期限が来たら之を本國に送り歸し再び渡航を許さない
三、もし期限になつて歸りたくないものは次の條件を守ること

1. 支那に歸つて妻帯せずこの土地で結婚することを明言するもの

2. 如何なる地方にある農業労働にも従事し、ヒリツピン人團體又は個人の命を聽くこと

3. ヒリツピンに歸化するには第一體格試験に合格し假證書を渡し、一年後契約を實行すれば五年後に正式證書を渡す。この五年内は農業雇傭労働、小作、自作、鑛夫、漁夫、其他の天然資源開發の外従事すべからず

4. 正式證書を受領するまでは商業に従事するを得ず、其後は比島人として其子女は本島の教育を受くる權利がある

四、宣誓歸化後は一公有地を選んで寄留することが出来る。これが氣に入れば自分の所有となる

五、正式歸化後歸國して郷土を訪問するのは宜いが、支那で妻帯することは出来ない

六、この契約労働者で歸化せずにヒリツピン人を娶らないものは三年後支那に歸し再渡航を許さない

七、二十五万人以上の數には決して上らせないやうにする

八、この方案の目的は優秀なる労働者を得て天然資源を開發するにある

九、其管理及募集方法は支那の商會領事館及び比米商會が協議の上定むる

この方法が實現されたならば、現在軍閥と土匪の横暴に苦しんで居る人民は争ふて應募するだらう。三年の期

限が来ても歸國せず、土着して新家庭を造るものが多いだらうと見られて居る。南洋各地にある支那人の多くは福建省の漳泉人であつて、全數の七八割を占めて居る。然るに漳泉地方に於て海外へ出稼するものは多く壯年のもので、少し巧く行けば數萬の金を持つて意氣揚々として故郷に歸るので親戚朋友の羨望の的となり、南洋には金が道に落ちて居るやうに思つて居る。従つて田地を有つたものも之を耕さず、親戚朋友のつでを求め田園を賣つて南洋に渡る。十七八歳の青年がヒリツピンに行くには、商人の子供であるといふ證書を買ひ取らねばならぬ。その權利が五六百元もするといふのである。現在泉厦一帶は百戸以上もある村では、男は老弱者かモヒ中毒者だけが残り、田園は荒れ、農繁期に壯丁十人も傭ふことは容易ではない。従つて泉州には温州人の労働者が二千人も入り込んで居る。以前南洋が景氣の好かつた時には収入も多かつたが、今日ではヒリツピンでも月三十元の労働は、いふ方だと、然るに漳厦地方では各種労働で一日一元が普通である。然らば何のために海外に出るかといふに、彼等の頭に金儲けといふ觀念が刻り付けられて居ると、一つは洋客（外國歸り）と云ふ虚名を得て威張りたいからだ。

尙ヒリツピン支那人に就いて外人が如何なる觀察を下して居るかを見るために、左にウォールター・ロツプの記述を掲げる。

ヒリツピンの華僑は安居樂業、勤にして敏、殊に利を謀る本能に優れて居る。現に七八萬人居るが、その中の七割五分は厦門から来たもので、其他は廣東人である。全島商工業の八割は彼等の手に握られて居る。マニラには支那人商店三千、アーチ・ペラゴ各州には七千餘戸を有して居る、小さいのは雜貨店から、大きいのは製造工

場、輸出入會社まで備はつて居る。支那人は能く致富の秘訣を知つて居ると見えて、今日の小賣人も明日は忽ち巨萬の富を抱いて居るものも少くない。マニラの富商は皆貧家から家を起したものである。支那人が南洋に於ける商業の樞軸を握つて居るのはその天性による。支那人は勤にして儉、怠惰な馬來人に較べては非常な差である。馬來人は自ら働く本能を缺き娯樂を好むから収入は支出を償ふに足らず、貯蓄は出來ない。支那人が土民の女と結婚して生れた子供は其父の財産を守り得ない。然しそれは一概には論ぜられず、混血児の子孫で實業界や政治界に花々しく活動して居るものも少くない。比島の支那人は全力を商工業に盡し政治には何等の注意も拂はない。純粹の支那人血統のものに於て然りである。然し混血の子孫には才能あるものが多く、現下院議長セルギオ・オスマナの如き其適例である。

こゝに支那人致富の徑路を知る一つの話がある。これは陸新といふ華僑の身上話であるが、彼れは云ふ。人は事業に熱心であれば暴利を食らずとも好く人の信用を得、缺乏の憂はない。二十年前自分は香港からマニラに來た。當時スペインの治下で自分は全くなす所を知らず、その中に少し英語を覚え漸く僅かな資本を雜貨店に投じたが、やつて居る中にだん／＼金が出来、その店を自分一個の所有とした。其後雜貨店を人に賣つて其の金で一の清涼水製造所を購入したが、其資本は三萬ベソ（一ベソは支那の七八十仙）であつた。然るに其後營業は次第に發展し、自分で工場を二つ設けたが、資本合計五十萬ベソである。マニラにある工場十餘箇の所有管理人は皆支那人で、資有は五十萬乃至二三百萬ベソである。

マニラの支那商は富豪ばかりでもなく、小資本の商人が大部であるが、彼等は毎日三四十ベソの賣上高から次第に利を得て行く、彼等は種々と日常の小さい品物を賣つて居るが、營業税一割を課せられて居る。然るに一割は安いとの意見もあり、又其一割の税を胡麻化すものが多いため之が取締の必要を感じた。所が支那商店の帳簿は支那人で破産或は訴訟の際に之を取調べる必要から一の新法律を造り商店の帳簿には英文、西班牙文又は馬來文を以てすべしといふことになつたため、即ち西文簿記案問題を惹起した。これが實行されるれば、支那の大商店は簿記のため人を雇用出来るが、小さい店では其資力がなく大に困るだらう。支那の食糧店主がこの法律に抵抗して同業者の罷市をやれば、一週間以内にヒリツピンは飢餓に襲はるゝだらう。彼等は平時暴利の親玉見たやうに罵られて居るが、彼等が無くては食物を得られない。又ヒリツピン人に必要な野菜も皆支那人が植ゑたのである。其用ひて居る肉や海外からの食料品も皆支那人の手を借りて居る。従つて支那人はヒリツピン人の生命の綱を握つて居るとも云へる。

ヒリツピンの華僑は全島の卸賣買業の百分の七十、小賣業の百分の八十を其手に收め、工業界でも重要な位置を占め、大部分租税を其手で納めて居るが、皆政治に關與することを嫌ひ、たゞ其業に安んじて居れば宜いのでから、政府の命令は黙つて守るが、たゞ徴税が苛重になれば其時だけ立つて反抗する。即ち彼等は集會して抗議書を造り、ヒリツピンで目的を達しなければ米國の議院や大統領に抗議して撤回を迫る。彼等は頗る團結力があつり、種々な團體や劇場を設け娯樂の方法も講ずる。又他の種族と雜居を嫌ふ。彼等は法律上の差別待遇を受くれば沈黙の態度を捨て、抗争するが、身他境にあることを知つて冷靜の態度に出で過激な行動に出ない。然し有利なことは飽くまで力を竭して之を達成しようとする。町の到る所皆支那人の小雜貨店があり、マニラ、ザンボ

アンガ、イロイロ等商業の中心地には皆支那人の大きな百貨店や小工場がある。支那人は法律上の制裁や不法行為を受けて居るが、然しそのために少しでも其業務に對する勇往邁進の氣勢を殺がるゝやうなことはない。彼等は多くの大製材所を設けて居るが、其資本合計は億萬ペソを突破すると云はれ、支那人労働者の之れに依つて衣食するものが甚だ多い。支那人労働者は賃銀が安くて勤勉だから到る所で歓迎される。大工、鐵工、造船工、飲料水、コーヒ、コ、ア等の労働者は大半支那人である。

ヒリツピンに於ける支那人洗濯屋は非常に發達して居る。其方法にも蒸氣及人工の兩種を用ひて居る。店主は管理と共に自ら作業するといふ有様であるから其洗濯代も低廉である。彼等の労働時間は一日十四時間にも及ぶが、洗濯夫の賃銀は月九十ペソに至る。但し其中には食料も含まれて居る。華僑の中家族を郷里に残して居るものは二三年に一回歸郷し數週間を一家團樂の中に暮らすのが常である。

支那人は賃銀が安く仕事に勤勉であるから、支那人労働者の入國を奨励しようとする議もあるが、ヒリツピンの労働組合は之れに反對し、もし支那人労働者が多數入り込めば労働賃銀は俄かに低下しヒリツピン労働者は競争が出来ないといふのである。現在では支那人労働者の収入はヒリツピン人より多い。且つ比島商工業の牛耳を握つて居るのは支那人だから、労働者を雇入れる必要がある場合には必らず支那人を取る。ヒリツピン労働者で支那人と同じ賃銀の者なら不熟練者である。ヒリツピン人でも却つて支那人を歓迎する。ヒリツピンの農會は嘗て屢々支那人を輸入して耕作に従事させ、其取締も衛生問題の外は制限しない方が宜いと請願した。現在は米國移民法案により嚴重な取締りを受けて居る。然し年々入國者と歸國者の數は大體相等しく大した増加はない。或

る人はもし支那人労働者の自由入國を許したならば、ヒリツピンの發展には大いに裨益するだらうと論じて居る。

ヒリツピンの支那人中には不良分子も居るが、全體から言へば良好である。彼等は毎年營業税の百分の二を集めて學校を設け其子女を教育して居る。英語に米人教授を用ふる外は支那人が教育して居る。又共同墓地や施療醫院等を設けて居る。彼等は又ヒリツピンの公共事業に對しても相當に盡し、ヒリツピン政府の自由公債募集には支那人の應募も少なくなかつた。支那人のヒリツピン商業の發展に盡して居ることは米國人がよく之れを知つて居る。支那人が米國人と同一商業組織に共同投資する場合には能く互助の精神を發揮する。中國銀行 (China Banking Corporation) を創設した際にも一米人を總理とした。該銀行は資本一千萬ペソで、其目的はヒリツピン及極東支那商人に資金を補助するにあつた。其他米支合辦の會社は其數決して少なくない。

中國銀行等の大規模のものゝ外に、規模の小なるものは數ふるに邊ない位だが、其取引には凡て帳消し或は交換制を用ひ、取引物品の範圍は凡てに亘つて居る。アパリーはローザン北岸の商業地であるが、其地は煙草の產地であるカガン・バレーに近い。アパリーに於ける支那人の煙草業に就いて見ても、彼等の商業狀態が分る。アパリーには支那煙草商の煙草倉庫が林立して居るが、各倉庫は皆カガン・バレー内各區煙草生産者と密接な關係がある。煙草商は先づ各種の物品を煙草生産者に賣付け、煙草の成熟を待ち、其賣込品未拂代金に應じて之れに相當する煙草を受取る。煙草の葉を市場に出すのは皆支那人が之れを取繼ぐ、ジョロの水産物、例へば眞珠貝等も支那人の手で市場に出されるから、支那人はこゝに出張所を置いて居る。又食糧品、果物、棉布、其他の日用必需品及スル・シーの著名な水産物も多く支那人の手により各地に販賣さるゝ。支那人と土人との取引は全く信

用を根本とし、之れにより能く富を造る。然し支那人の信用は單に土人に限らない。麻が市場に出る頃には、銀行は一言の承諾を以て數百萬ペソを貸出す。歐文簿記案に反對して議會に上書した際にも、其中に次の文句がある。ヒリツピン支那商人は五十年來破産により損失を蒙つた總額は、恐らく最近數ヶ月間に於ける他國商店の破産額にも達しないだらうと。信用の厚きを以て自ら誇るのは之れで見ても分る。

ヒリツピン群島各生産品の第一次購買者は皆支那人である。彼等が一九一九年に買集めた麻は九千一百萬ペソ又同年米の買上げ高七千五百萬ペソで、其他煙草、珈琲、コ、ア及各种農産水産林産物に至つては尙莫大な數に上る。支那人のヒリツピンに於ける商業的位置はこれを以ても分る。

支那人の中にも大きな商人が居る。ヒリツピン最著名の支那商で徐公平といふのが居る。彼れは米、麻等の販賣を業として居るが、自ら船舶を所有して運送に従事し、支店を各大都市に設け、公司内には保險、航業、銀行の各部を設けて居る。ヒリツピンに於ける米取引の中心地カバナタン及ロサレスには精米工場及米倉庫を多く設け、又大なる百貨店を經營して居る。土人との取引には、前半年には貨物を土人に賣付け、新穀が市場に上る時に、米を以て賣掛け代金に充てる。従つて米の收穫時期には彼れの倉庫は新穀を以て充され、彼れの精米所は夜を日に繼いで動いて居る。かくて精白された米は先づ一旦マニラに集まり、次で麻及煙草の産地に運ばれ、其地の生産物と交換される。かゝる大規模の仕掛けだからその營業は益々發展し基礎も鞏固である。

徐公平と並稱さるゝものに葉鐵可公司がある。これも亦農産賣買を業として居る。六十二年前の創立である。鐵可は十四歳で厦門からヒリツピンに来て、労働者から身を起したが、二十七年前鐵可は國に歸り、イロイロに

於ける其事業は弟に譲り、マニラにあるものは其子に譲つた。葉氏の公司是米の輸入と麻、砂糖の輸出を主なる業として居る。マニラ、イロイロ等三ヶ所に大なる倉庫其他を有し各地に支倉庫六を設け、香港、上海、厦門、寧波、鎮江各地に支店を置いて居る。該公司も亦航運、保險、銀行の各部に分れて居る。

ヒリツピンにある支那商店は約一萬戸、其資本總額は毎戸平均一萬七千ペソとして一億七千萬ペソであつて、全ヒリツピンに流通する貨幣五千萬ペソを超過して居る。これは普通の商店だけであるが、之れに大商店の資本を加ふれば其額は更らに大なるものがあらう。

以上ロツプの記述は一九二四年に書かれたもので、今日では多少狀況を異にするものがある。然しとにかく一個の觀察として充分參考の價值があるものと思ふ。

第十八節 移民狀態概論

各地に於ける支那移民の狀態を概観して吾人は次の事實を知ることが出来る。

一、華僑分布の狀態。支那人は今日世界到る處に發展して居るが、土地により自ら濃淡がある。即ち歐洲アフリカには僅かに少數を止むるのみで、たゞシベリヤに若干多數の支那移民があり、米大陸には北米及西印度に數萬を有する外、中南米に僅かに少數づつを有するに過ぎない。濠洲も其數多からず、大部は所謂南洋に集つて居る。即ちシヤム、馬來半島、蘭領東印度、安南、ヒリツピンには百萬以上から數十萬人、合せて五六百萬人の多數を有して居るのである。支那人が自ら「支那人の南洋」と稱して居るのも誣言ではない。これ等の國は多く皆

て支那の朝貢國其他の關係上、古くから支那と交通して居た爲め、支那の地盤はいづれも鞏固である。

二、華僑を出身地別に見れば、全く相異つた二つの系統がある。一つは北方シベリヤ方面に發展する山東人にして、一つは南洋及其他米大陸、濠洲等太平洋岸到る所に發展する南方支那、殊に福建及廣東人である。是等福建及廣東人も土地により福建人を主とした所と廣東人を主とした所とある。米大陸等には廣東人多きも、南洋では福建人が優勢を占めて居るやうである。然し同じ福建、廣東といつても、移民を出して居る土地は其中でも限られて居て、福建では漳州、廈門附近、廣東では潮州、廣州、瓊州等が其主なるものである。この二者が特に多くの移民を出して居るのは、南洋と地理的に接近して居ること、兩省が海岸に沿ひ、且つ古くから他國の船舶が來航して海外思想を涵養されて居ること、福建が山地多く土地瘦せて生活に困ること、廣東の人口過多、それに加ふるに近年軍閥の横暴、土匪の跳梁に苦しめられて居たこと等であるが、更にこの二省人だけが多く移住する有力な原因としては、支那人の國外移住は全く政府の補助を受くことなく、人民の自發的に行はるゝからである。さうなると、渡航手續、費用及渡航後の就職等多く親戚郷黨相引くに非ざれば行ひ難い。殊に支那人の自由移住の行はれて居る所は少なく、多くは移住に制限を設け、少なからざる入國税を課せられて居るから、益々同郷の先輩其他を頼つて入國するの必要が増した。それと支那人は商店と工場とを問はず、使用人は多く同郷人を用ふるのと、同郷觀念が鞏固で、或る種職業を同郷人で獨占せんとするから、他郷人は渡航しても仕事に就けない。是等の關係は相よつて華僑の大部を廣東人と福建人とで占むることになつたと思ふ。今後とも恐らくかうした傾向は續くだらう。

三、移住地の狀態から云へば、支那人が最も容易に發展し得るのは、位置或は氣候の關係から、白人の移住が困難であつて、然も土人の知識の程度が低く、經濟思想が發達せず、産業が未だ開けない地方である。既に文明が高度に發達せる地點では、たゞ労働者として使用し得らるゝのみなるも、労働組合の發達と支那人労働者の移住禁止になり發展の餘地はない。支那人は氣候其他の天然狀況のためには其移住を阻碍さるゝことはない。たゞ距離の遠近と、歴史的關係が多少の支配力を有つことは勿論である。其他支那人の移住を阻止して居るのは人爲的の移住法案である。もしこの人爲的の障壁がなかつたならば、支那人の移住は非常な勢で行はれ、其移住地方も擴大さるゝであらう。

四、支那移住民の發展は全く經濟的のものであるが、凡ての地方を通じて其特性を發揮して居るのは、住民と輸出入業者との中間に在つて經濟的の中間層を造ることである。即ち小賣商人及住民から土地生産品の買集めを行ふことである。南洋地方では支那人は殆んど小賣業の大部を其手に收め、更に卸賣の範圍から輸出入業にまで手を延して居る。然し經濟組織の充分に發達した國では、支那の小賣業者も侵入するに道がないのである。又彼等は單簡なる工業方面でも、有力なる地位を占めて居る。即ち近代的大規模工業の未だ行はれて居ない國では、支那人發展の餘地は充分に残されて居る。シヤム、ヒリツピンの如きこれである。農業方面には支那人は大した發達を示して居ない。たゞ都市に供給する野菜、其他ゴム等の特殊のものを栽培して居るに止まる。要するに支那人の最も發展して居るのは營利的な商工業である。これ支那人渡航の目的からしても、支那人の特長からしても自然なことだと思ふ。然し支那人が最近次第に大規模な産業に眼を付け、又金融機關や航業等の整理に心を向

けるやうになつたのは注意すべき現象だと思ふ。

第三章 支那移民問題

支那人の偉大なる海外發展力は到る所で移民問題を惹き起した。歐米がアジヤの半にも満たない人口を以て、世界陸地の大半を永久的に領有せんとする時、こゝに最も恐るべき競争者はアジヤ人である。殊に四億の人口を有する支那人は大なる脅威となつた。又南洋一帯に於ける支那人の經濟的獨占勢力は南洋土着民の自覺と共に其排斥運動となつて現はれた。それに一方では人種的偏見と、勞働組合の低賃銀勞働者排撃等の運動が混淆して、支那移民の排斥乃至制限運動は到る所に起つて來た。これは勿論支那人ばかりでなく、東洋人全部に對する排斥もあるが、又支那人のみに對するものもある。

二十世紀に入つてから白人の領地に於ける東洋移民の問題は極めて重大化して來た。彼等は入國先に於て歓迎されなかつただけでなく、侵略的な恐るべきものとさへ認められた。然るに東洋移民が白人領地に渡航したのは自ら進んで行つたのでなく、却つて此等諸國から招かれたもので、關係國內の協定は寧ろ東洋諸國政府の移民禁止を除去せんがために行はれた。一八六〇年十月二十四日に締結された英支條約は其一例である。該條約によれば支那政府は各省督辦をして、英國殖民地にて勞働を希望する支那人は、自由に雇主と契約を結び、支那の港灣を出帆する英國船で渡航する權利を有することを規定せしめ、同時に支那移民保護規則の制定を見るに至つた。次で一八六八年米支間に締結せるバーリンゲーム條約により、米國太平洋岸に支那移民を送ることとなり、米支何れの國民も、相互に一方の地に移住し得る權利を認められたが、この條約の締結を見るまで、支那に於ては純

然たる自發的移民にあらざるものゝ移住は明かに禁止されて居た。東阿弗利加及米國太平洋沿岸乃至は南洋各地に至るまで、その最も困難なる第一期の開発は白人の開拓者の指導下に、東洋移民の使用に俟つものが多い。もし當時東洋人労働者が居なかつたならば、此等諸地方の開発は尙多大の困難と時日とを要したであらう。米國の如きも其大陸鐵道又はウーギヤンダ鐵道の敷設大工事の如き速成は思ひも寄らなかつたであらう。然るに開發功成り業績の漸く擧るに至れば、之を排斥し去ることは、所謂狡兎死して良狗煮らるゝものである。

然るに支那の爲政者は海外にある此等の移民に對して殆んど注意を拂はず、又責任感も起して居ないことは、十九世紀の後半に於ける支那の通商條約が如實に之を物語つて居る。此等の條約の多くは片務的である。それは白人の東洋に對する壓迫もあつたらうが、支那が相手國に幾多の權利や特權を與へながら、自ら受けやうとして居ないのは、政府當局の無智と、そんなものを受けやうとする考へもなかつた無頓着さが分る。然し支那國民の生命財産の保護だけは概ね各條項に含まれて居る。十九世紀の半頃、英國は支那の鎖國を破り、歐洲人を支那人と同様に取扱ひ、又他國に許す特權は英人にも與ふべきを以てした。これは條約に最惠國の待遇を要求した始めで、一八四三年十月の條約に現はれて居る。然し海外に在る支那人には何等言及する所がなかつた。其後一八六四年十月スペインとの條約で始めて支那人に言及し、支那の商船は無制限にヒリツピンに出入して自由に貿易を營み、且つ最惠國の待遇を受くべきことを以てした。それから四年後に米國は無條件で最惠國待遇を支那人に許す條約を結んだ。この條約で始めて白人國が支那人にこの種の十分なる特許を與へたのである。商船及關稅の對等な適用を認めたとは一八七四年のペルーとの條約が始めで、次には一八八一年のブラジルとの條約である。一

八八六年フランスもスペインに倣つて安南に於ける支那人に最惠國の特權を與へた。メキシコとの一八九九年の條約には十分にこの權利が含まれて居る。一九〇八年支那とスウェーデン間に結ばれた條約では、單に相互人民の生命財産の保護だけでなく、最惠國條款により貿易、事業、製造に従事し、土地家屋の購買借用を許すことになつた。英領アジア、シヤムでは支那人の權利は保護され満足すべき状態にあるが、佛米領アジア、オーストラリア、ニュー・ジールランド、英領南阿等では種々異つた情況を呈して居る。制限的許可、拒絶、驅逐の法律、支那人の經濟生活に關する法律、支那人の居住、教育、結婚の權利に關する法律命令、差別的制度があり、經濟、人種、社會、宗教上の偏見から起る暴徒的行動も時々起つたが、通商條約の締結により減少した。以下各國別に支那移民問題に就いて説いて見たい。

第一節 北米合衆國

太平洋沿岸諸州のアジヤ移民排斥問題は一八四九年に加州に金坑が発見された時から始まつて居る。支那人はこの時から之の採金地を目がけて加州に押し寄せ、一八五二年には二萬五千人も入り込んだ。當時加州の開拓者は大陸を横斷して遠隔の地に出掛けて來た報酬として、高い賃銀の支拂ひを受ける資格ありと考へた。又彼等は太平洋沿岸が東洋からの移民に開け放しになつてゐるから特別の保護が必要だと主張した。所が支那人は其本國で單簡な生活状態に慣れて居るから、低廉な勞銀で満足した。ために西部の白人労働者は其理想郷を建設する上に支那人を第一の障礙と見なし、彼等を野蠻人として輕蔑した。かくて太平洋沿岸の白人労働者は自衛上相團結し

てアジア移民に對する強き反感と猜疑とを向くるに至つた。間もなく彼等が加州議會で優越なる地位を占むるやその結果支那移民を禁止する法案を通過したが、同法は大審院により憲法違反と認められたので、彼等は聯邦議會に向つて移民排斥法制定を求めた。一八七六年加州議會と聯邦議會と双方で調査委員が任命され、その報告は双方ともに甚だしく排支的であつた。かくて一八七九年に支那人排斥法案が聯邦議會を通過した。時の大統領ヘイズは之を労働黨中の過激分子の要求に過ぎずと認め右の法案の裁可を拒否したが、其後加州の輿論が支那人排斥に一致して居るのを知り、米國は一八八〇年支那と條約を結び、必要に應じて支那移民を制限し又は停止し得ることゝした。その翌年條約に準據した形式で、向ふ十ヶ年間支那移民を停止する法案が可決された。この法律は一八九二年に廢止される筈であつたが、更に十ヶ年間繼續され、一九〇二年に再び繼續されて無期限に効力を有することゝなつた。これにより條約中の「停止」なる語は永久的禁止の意味に解釋されたのである。

支那移民排斥に關して種々な事件も起つた。一八五二年と一八五五年に加州知事ビツガーは支那移民の排斥を宣言し、立法部は外人礦夫に課税することにした。一八五八年六月十八日の米支間の天津條約で兩國全權は、兩國にある双方の人民に關し「相互間に感情の阻隔を來さざるため些細なことで他を輕侮壓迫しない」ことにした。次いで一八七六年にカーニーの「砂山」の騒動が起り、その結果結ばれたバーリントン條約の締結に續いて起つた支那人の流入に對し、一八八〇年十月猛烈なる支那人排斥騒ぎがコロラドのデンバーに起つたので、同月米支兩國政府間に支那移民問題解決のための會議が開かれ、その結果一八八〇年十一月十七日の條約が調印された。米國人の意志は一九〇二年上院で述べられたロツチの演説に最もよく現はれて居る。米支労働者の執争に就

いて彼れは云ふ「孰れが最も生存に適するかといふ問題でなくて、生存に最も適當なるものを生存せしめんとする問題である」と。とにかく合衆國にある支那人の地位は米支間の協約で決定さるゝのでなく、合衆國の法律で決定され、合衆國が勝手に法律を解釋するのである。

一八八二年に制定された支那人制限法案は、次いで一八八四年に修正追加された。政府の意見は支那労働者の入國は米國の或る地方の安寧を害するといふにあつた。それにより既に述べたやうに、労働者の入國は十年間禁止され、之を犯せる船長は五百弗以下の罰金、一年以下の禁錮に處せらるゝことになつた。労働者以外の支那人の入國には、本國政府から證明書を貰ひ、出發港にある米國領事等の裏書を受け、これを到着港の支那人検査官に提出し、且つ法規により要求さるゝ時は、何時にても米國官憲に提出しなければならぬ。證明書は官憲の嚴密なる検査を受け、之に對して充分の説明が與へられねばならぬ。官憲は検査の結果之が無効を宣告することが出来る。法を犯して米國に居住する支那人は米國に居住する資格なきことを判定されたる後に本國に送還さるゝ。この法律は治外法權を有する外交官及其従者を除く凡ての支那人に適用さるゝ。支那人にして一時米國を去つて再び歸來するものゝためには、一八八二年の法令及其後の一九〇二年及一九〇四年の修正法により、支那移民検査官は一年間有効の證明書を發行することが出来る。一八九二年の法令は支那人にして不法に米國に居住するものは確實なる實證を得て始めて逮捕し得ることゝなつた。その罰則といふのは一年以内の苦役に處した上に追放することである。一八九三年の法令は労働者と商人につき嚴密なる區分を設けて居る。即ち労働者といふのは、熟練及不熟練の筋肉労働者全部を含み、鑛山、漁業、行商、其他の雜業、洗濯夫及び魚類製造者に雇はれて居る者

も皆其部類に属するのである。商人といふのは商品の賣買に従事し、一定の店舗を所有し、自ら自己の名で經營指導し、其期間彼れは商人として活動し、永久に筋肉労働に従事しないものである。嘗て商業を営みしもので再入國するものは、支那人以外の外人二人以上の證言を添へて許可を乞はねばならぬ。

支那人排斥法が布哇や比律賓に適用されたのは一九〇〇年と一九〇二年の法律である。この後の方の法律は一九〇四年に修正され、其後は全く變更を見ずして今日に至つて居る。一八九八年七月七日議會は「布哇は此後米本國の法律が許可する場合を除き、これ以上支那移民を要しない。又如何なる理由を問はず、布哇から米本國に入るを許さぬ」と決議し、米西戦争の結果ヒリツピンが米國の手に入つてから、更に支那人に關する包括的法律が審議されたが、一九〇二年四月二十九日の法律により次の如く規定された。「米國市民に非ざる支那労働者が米領諸島から本國に入るを禁ずる。又米領の一島から他島へ行くことも禁ずる。然し同一所屬島嶼間の移動はこの限りでない。アラスカは米國の一部と見る」と。

此等の特別立法の外に、支那人は一九一七年の一般的移民法の適用を受けねばならぬ。もし法律を潜つて入國したものがあれば直に追ひ出される。法律の適用は非常に嚴格で、或る商店經營支那人は其歸國際に舊主人の家にボーイが居なくなつたため、一寸加勢に行つたので労働者と見做され、或る料理店の持主は一寸した料理をして客の前に持つて出たため労働者と見なされた。又再入國の手續きをせずしては、數日間國境を離れても罰せらるゝ。

移民業務は一九〇三年以前には大藏省の管轄であつたが、其後交通省及労働省の管轄に移り、一九一三年以後

は労働省の手に入つた。然しヒリツピンだけは總督の管理下にある。

一九〇九年から一九一六年までの間に、四千二十二人の支那人が米國に不法滞在して居る隙で捕へられた。内千二百十二名は證據不充分で放免され、二千九百二十八名は本國へ送還され、百六十一名は判決前に死亡或は逃走した。

加州では憲法に示せる「州の平和と安寧に有害或は危険なる外人」なる條項の下に、支那人は州、國家、市其他の公共事業には一切使用されない。一八八〇年桑港では市の命令で、洗濯屋を開業するものは、煉瓦又は石造建物内に設くるに非ざれば、管理局の許可なくては營業出來ないこととしたのは、支那人洗濯業者を目標としたものである。一九一一年マサチューセツツ州の立法部では、二十一歳以下の婦人が支那人經營のホテル又は料理店に入り、又支那人持主がかかる婦人の入るのを許すのは共に不法だとの立法を企てた。

合衆國各州に於ける土地法は、ニュー・サウス・ウエールズ及びクイーンズランドに於けると同じく、外人の土地に關する權利の獲得は、其の基礎を市民となるべき意圖と能力を有つた外人に限つてゐる。ワシントン、アリゾナ、ミネソタ、カリフォルニアには皆此種の法律があり、ミソリー、ケンタツキー、オクラホマ、テキサスにも同様な法律が出來て居る。オレゴンでも既に制定されんとし、イリノイスでは土地權を六箇年に限り、それ以内には米國の市民權を得なければ、土地は賣り拂はねばならぬことになつて居る。

二十六箇の州では憲法が法律で人種の混淆を防いで居る。これ等の大部は、始め白人と黒人との結婚に關して制定されたものであつたが、西部諸州では蒙古人種及支那人も其中に含まれて居る。従てかかる有色人と白人と

の間になされた結婚の結果は、假令それが差別的法律を有たない州で合法的に行はれたものであつたにせよ、かかる結婚を禁止して居る州では、かうした夫婦關係で生活する權利を拒まる。

支那移民側から見れば、米國の移民取締りには甚だ苦痛を感じて居るらしい。商人側は其妻子を迎へるのに種々面倒があり、多少でも曖昧な點があれば追返される。醫者の検査が嚴重であるといつて居るが、更に新移民法により學生に對する取締は一層嚴重で、勞働者の混入を防ぐため學生の入國には次のやうな規定がある。

一、米國勞働省の承認した大學の證明書或は電報を所持して居ること。従て本國出發前に一切の入學手續を済して置かねばならぬ

二、上海から天津米國領事の證明を持つて居ること

三、米人或は支那名醫の證明書を持つて居ること

四、米國船に座乗すること

五、一等船室に乗つて居ること

二等三等客として渡米したために本國に追返されたものは決して少くない。

米國移民局の拘留所は支那人にかなり不快の感を與へるらしい。之に就いて在米支那學生會副會長は次のやうに云つて居る。

拘留所は移民局の地下室内にあり、光線の通らない薄暗くて空氣の混濁した所で、内部に入るための二つの戸は米國の監獄にも見られないやうな嚴重な扉である。飲食物も極めて粗惡で口にするに堪へないのだが、外か

ら購入するのは容易でなく、買入るゝにしても番人から數倍のコミッションを取らるゝ。親友が來訪しても番人が監視して居て十分間以上は話させない。

かうした支那移民の取扱ひに對しては、米人の間にも非難の聲が起つた。それは單にサンフランシスコやニューヨークに限られて居なかつた。シャートルでも移民取扱の不當に對し、市のチャイナ・クラブの特別委員會が熱心な研究を續けた。このクラブは米支關係や貿易に興味を有つた多數の米人により組織されて居る。一九二三年このクラブの委員會は支那人側の不平に就いて討論した結果、次のやうな結論を得た。

吾人は不幸の原因は土地の官憲に關するよりも、支那人制限法を管理する移民局から來るものゝ多いことを考へ、支那人自身の不幸と、當クラブに於て考慮の價値ありと認めた事項を次に要約する。

一、シャートル移民集合所に於ける不適當なる停滯抑留

二、支那人制限法の度を過ぎたる嚴刻なる適用

三、支那人の權利に反する勝手な衛生規則

四、シャートル移民集合所に於ける醫師及病院設備の缺乏

五、制限法の變更を考慮すること

六、支那人ボイコットの脅威

七、外國輸送航路の利益に關する規則と條件

當クラブは官憲の取扱ひの不當、殊に上記の諸件に就いて次の如き希望を有つて居る。

- 一、もつと大きな快適な移民宿泊所を設け、各種の異なる階級の移民のため隔離せる設備を整ふること
- 二、移民制限法の運用が餘り苛酸なる現狀を改めしむ
- 三、現在甚だしく移民を苦しめて居る衛生規則を改正し、特に傳染の虞れあるものを除き、なるべく其不便を去るため衛生規則でA級に入つて居るトラホームの如きは之をB級に移すこと
- 四、支那移民の健康に貢獻するため常任の健康官吏を任命すること
- 五、支那人制限法の變更を防ぐこと

然し支那移民排斥は最も早く始まつただけに一八八二年の法律で一段落を告げ、その後はその排斥法が持續されたに過ぎず、一九〇五年からのアジア人排斥の目標は日本人であつた。それは支那人が排斥法により移民數を減少したと反對に、日本の移民數が増加したからである。即ち米人トレバ一の一九二四年の米國移民法要略によれば日支移民の消長は次の如くである。

	一八八〇年	一八九〇年	一九〇〇年	一九一〇年	一九二〇年
日 本 人	一四八	二、〇三九	二四、三三六	七二、一五七	一一一、〇一〇
支 那 人	一〇五、四六五	一〇七、四八八	八九、八六三	七一、五三〇	六一、六三九

尙一九二〇年布哇には十萬九千二百七十四人の日本人が居た。その結果最近米國のアジア人排斥は主として日本に重點を向け、支那人に對しては従來の移民法を嚴重に實施して其効果を持続せしめんとして居る觀がある。

第二節 加 奈 陀

支那人の移民は始め自由であつたが、其數の増加するに従ひ始めて立法者の注意を促し、始めは許可をするにとつしたが、次で一八八六年一人に人頭税五十弗、船舶毎五十噸に一人といふ制限を設けたが、殆んど効果なかつたので、一九〇一年一月から人頭税が百弗に増加され、更に一九〇四年一月一日以降五百弗となつた。次で一九〇六年に支那移民取締法が制定され、一九一一年の條例では商人として入國するものは充分の證據を提供せねばならぬこととなり、更に一九一三年十二月八日の參事院令で英領コロンビア諸港に於ける勞働者の入國を禁じた。この命令は始め支那人に對して施行されたものではなかつたが、一九一四年六月一日から支那人にも適用された。次で一九一七年と一九二一年に移民取締法の修正が行はれたが、それは絶對排斥ではなく、たゞ支那に生れたもの、又はその父が支那生れであるものは、市民權の有無にかゝらず加奈陀入國の際五百弗の入國税を納めることになつて居た。勿論これには除外例はある。しかし一九二三年六月三十日右の入國規定が廢せられて新法律が制定された結果、従前五百弗の入國税で上陸許可になつて居たものまで、排斥されることになつた。

尙加奈陀では身體上、精神上、或は道徳上好ましからぬもの、又は無教育者及び無政府主義者、或はその團體員、並に加奈陀又は米國或はその他の國から、如何なる原因たるを問はず、追放されたものは一切入國が許されぬと定めてある。除外例の支那人でも、支那生れ、又は支那人の子孫は凡て一定の港を限り上陸を許され、商人學生にありては、バンクーバーとヴィクトリア兩港より上陸を要求されて居る。又支那人にして現行移民法又は

一九〇六年及び其後の修正移民法の規定に反して入國し、又は留まりたるものと認められたる時は、拘引状なくして檢査され、その反證を擧ぐる能はざる時は、國外追放に處せらるゝ。然し上告し得ること恰も上陸の際の入國拒絶と同じである。

ブリチツシュ・コロンビヤの炭鑛管理規則では、一八九〇年に支那人の地下労働を禁止して居る。又支那人は選舉に於て凡て無能力者と見做されて居る。一九〇二年に討議の結果、東洋人即ち日本、支那、印度人等は如何なる選舉區の選舉に於ても選舉權なきことに決定した。

一九一二年に制定されたサスカツワンの條例では、如何なる事情を問はず、白人の女を雇用し、又は白人の女を宿泊居住せしむることは、東洋人の支配し所有するレストラント、洗濯屋、其他の職業及娛樂を通じて許されない。その後この法律は改正され、支那人だけに適用さるゝことになつた。この案は白人婦人を保護せんがために作られたといふが、支那人排斥を目的としたものに過ぎない。

支那移民排斥のためには、語學檢査、入頭税の外に種々な制限法が英領の各地に行はれて居る。最惠國條款は存在して居るとは云ひながら、支那と英國間のいづれの條約にも之れを許與しては居らぬ。個人の生命財産の保護も、單に形式と御座なりに過ぎない。たゞ支那人の保護が多少講ぜられて居るのは、土民の力が強くして、暴行の虞れある所だけである。歸化支那人が僅かに自衛のため主張する選舉權は、カナダでは選舉權は一の特權で歸化に附隨して發生するものではないといふ見解の下に之れを拒絶し、オーストラリアでは全然歸化權がない。

カナダの支那移民排斥、殊に一九二三年の支那移民條例は最も支那人の反對を招いた。該條例は全文四十三箇

條よりなり、支那移民に對し禁止的制限が加へられたゞけでなく、既に資格あるものまで再檢査を受けねばならず、且つ不法入國者の自由逮捕等が含まれて居た爲め、カナダ在住の支那人は拒約會を組織し、カナダ駐在領事が本國に運動したが、國內が混亂續きの時で大した抗議も行はれなかつた。

第三節 メキシコ

メキシコと支那が始めて條約を結んだのは一八九九年十二月十四日である。この條約は支那の對外條約では平等條約に近いもので、兩國國民は相手國內で完全に旅行、居住、通商貿易の自由を得、彼等の生命財産は確保され、且つ最惠條約の待遇を受くることとなり、相互に外交官を派遣して通商が開かれた。労働者の移住は家族を携行すると否とに拘らず完全に自由となつた。又支那人の意志に反して之れを驅逐する目的で行はるゝ凡ての欺騙及暴擧は許されないことになり、契約労働は凡て兩國間に定められた規則に據ることとなつた。又支那人の法律上の權利も次第に認められ、彼等の合法的な權利を守るため裁判所の裁判を自由に受けることを得、メキシコ人及最惠國國民と同じ權利と特權を享受することとなつた。この條約は十年間期限のものであつたが、一九二二年九月二十六日に更に之れを繼續する協定が成立し、同時に若干の條項が増加された。即ち舊條約中の自由往來は相互禁止となつたが、實際は支那労働者の入國禁止に終つた。即ち第四條では雇傭され又は無資本で筋肉労働だけにより生活するものは労働者を以て目された。かくて労働者の入國は禁止されたのである。又第七條では兩國國民は労働者たるを否とを問はず、其締約國境內を一時離るゝ場合には、自國公使館の證明書を得、それに駐在國

外務省の署名を受けなければならぬので交通不便な各地に散在して居る三萬の支那移民は非常に不便を感じて居ると。然るにこの條約も一九二六年メキシコが自ら廢棄した後、未だ新條約は結ばれない。然し大體に於てメキシコ人の支那人に對する感情は良好でないから、支那人のメキシコ發展には大きな望みはかけられない。

第四節 中南米諸國

中南米が莫大なる天然の富を有するに拘らず、其全人口が極めて少ないことは、アジア移民が大規模に南米に移住するやうな結果を來しはしないかといふことが屢々議論されたが、西海岸に於ける支那人、ブラジルに於ける日本人の數も極めて少なく、今日では大した問題にならない。

アルゼンチン、ブラジル、チリーでは東洋移民に對して今日まで何等の差別的取扱ひが行はれて居ない。支那とブラジルとの通商は一八八一年十月三日天津で調印された條約による。その内容はメキシコとの最初の條約と同じく、相互に外交官の派遣、生命財産の保護、旅行通商の權利、最惠國の待遇、正式の裁判を受くるの件等であるが、たゞ自由或は強制移民、又は契約労働者のブラジル入國に就いては何等觸れて居ない。

ペルーは一八七四年六月二十六日に兩國の通商條約を天津で調印したが、其内容は大體メキシコ及ブラジルのものと同じで、双方共に歸化權を認めて居た。然るに二十世紀の最初の十年間に支那人が盛んに移住して來たので、遂に一九〇九年五月十四日の大統領令で五百磅の現金を所持しないものは入國させないことにして、より以上の入國を防止しようとした。其後政府は更に新しい規則を發布して支那の體力労働者の入國を禁じた。支那政

府はこの五月十四日の命令に對し、一八七四年の兩國通商條約に牴觸し、國際法に反するものとして抗議し、命令の取消しを要求し、吳廷芳をペルーに派遣して協議させた。其結果一九〇九年八月十七日と二十八日に二つの議定書が吳とメリトン・エフ・ポラスとの間に調印された。前者は一八七四年六月二十六日の天津條約の繼續を認め、後者は支那移民の自發的中止と、今後ペルーに入る支那人は、支那及香港にあるペルー領事のパスポートを受け、英貨一磅の手續料を支拂ひ、それをペルー貿易局に提示して筋肉労働者でないことを證明せねばならぬ。そのパスポートはペルーの到着の港務官が登記して抹消する。議定書にある移民は、ペルーで筋肉労働をしない支那人と規定してあるだけである。支那の官吏及其従者はパスポートを要しない。又支那人で一度ペルーを去つて再び入國を希望するものは、支那領事館からパスポートを受けねばならぬ。筋肉労働者にあらず、仕事又は旅行の目的で外國からペルーに行くものは、公使領事の證明を受ける。文書はペルーの公使又は領事に依つて檢査さるゝ。若し支那人民を世話する官憲がなければ、ペルーの領事が五ソールの手續料を受取つて文書を調製する。是等の議定書の調印により、支那政府はペルーへの支那移民の自發的制限に同意し、ペルー外務大臣は五月十四日の命令の効力停止を聲明し、且つ今後兩國人民の衝突を防ぐべき訓令が下された。

ウルグエーでは一九一五年の大統領令で、アジア人と阿弗利加人を排斥する權能を移民官憲に與へてある。又パラグエーでも黄色、黒色人は排斥されて居る。

イクワドルでは一八八九年九月十四日の大統領令で支那人の移住は禁止されて居る。

グワテマラではアジア人の排斥をやつて居る。

パナマには支那人、シリヤ人、トルコ人及北アフリカ土人の排斥が行はれて居る。始めて支那移民の取締が行はれたのは一九〇三年パナマ獨立の時にあつた。當時支那人の入國を禁止、現住者は皆登記を行ひ、離國者には一年期限の許可證を與へ、それ以内に歸國しないものは無効とすることにした。其後支那移民の懇請によりこの期限は二年間に延期された。一九〇六年、支那移民が妻子を迎ふることを許したが、弊害ありとして一九〇八年に禁止された。一九一三年になつて議會は支那移民の取締條例を通過した。その中にはトルコ人、シリヤ人等も含まれて居た。支那側は度々抗議したり罷市をしたりしたが、結局泣寝入りとなつた。一九一七年には一九一三年の取締令第十四條が實行されんとした。それによると省から省への旅行には地方官憲の證明が必要だし、商店は轉居を許さず、三日店を閉ざれば再開が出来ない。六ヶ月毎に營業許可を受け、其度に一弗半の印紙を貼らねばならず、許可を受くる際曖昧な點があれば二百五十弗の罰金、六ヶ月の禁錮を喰つた上に國外に追はれるので、支那人側は極力運動の結果、一九一七年正式にこの條項を取消した。然るに其後再びこの條項を復活させたので、支那商人は之れに反抗して従はず、逮捕下獄したものが數十名に及んだ。一九二三年の條例で入國税一人三百弗を納むることになつたが、支那人の入國者が依然として多いので、一九二六年十月更らに嚴酷なる取締法を制定した。それによると支那人、トルコ人、シリヤ人等の入國を禁止、支那人の現住者も離國すれば再入國を禁ずる。但しパナマ婦人と結婚せるもの又は正式に實業に従事して居るものは證明書を與へ一ケ年間ならば歸還を許すこと。密入國者は五百弗の罰金又は一ケ年の禁錮に處し退去させる。支那人を密輸入した者は第一回は六ヶ月乃至六ヶ月の禁錮、再犯以上は三ヶ月乃至一年の禁錮に處し、官吏にして之れを犯すものは免職、處罰の上、五年間

公權を剝奪さるゝ。其他種々の罰則が設けられた。其他支那人の結社等に就いても嚴重な取締法が設けてある。支那人がパナマでかく排斥さるゝのは、パナマの支那人は大部商人で、數十年前運河の開かれるまでは、商業の實權は支那人に握られ、英米人はたゞ銀行業等に勢力を有つて居たに過ぎない。この支那人の商業界に於ける勢力がパナマ人の反感を買ひ、次第に排斥さるゝに至つた。

キューバは其革命當時から支那人とは密接な關係があつたため、從來支那人の入國は自由であつた。その手續としても、始めて入國するものはキューバ政府から下附された入國許可證を持つて居れば自由に入國が出来、再入國はキューバ政府の許可證を持つて居れば滞在期限に制限なく出來たのであるが、一九二六年になつて支那移民取締條例が制定された。それは一九〇二年五月十二日の軍政府命令による入國し得べき支那移民の種類は一九一五年十一月十一日の總統命令で實行されたが効果が少いので、更に大總統令により、一九〇二年政府命令に根據して入國し得る支那人の種類を限定せんとするもので、入國し得る支那人の種類は左の如くである。

一、支那政府の公務を有つた外交官、領事、館員使用人、商務處理のため歸來せる商人にして、移民局が其商業の價値及種類を證明せるもの、來遊の支那人支那商人にして一千元の保證金を有し六ヶ月以内に離境するもの、支那俳優の招聘せられて入國するもの、支那商人と勞働者にして、一八九九年四月十四日以前既にキューバにあつたものが、一度離國して再入國するもの、その他の者は本國に送還する。又既にキューバにある商人にて商務に より歸國するものは、十八ヶ月の期限内は再入國を許す。一九〇二年五月十五日以前の支那人勞働者も同様の權利を有す。其後渡來せるものは一旦離國すれば再來を許さずと、かくて支那人が最も古くから根を張つて居たキ

ユーバからも支那人は漸次驅逐されることゝなつた。

第五節 南アフリカ

南アフリカに於ける人種問題の主なるものは黒人問題であつて、アジア移民に第二次的の意義を有する。そのアジア移民の中でも、印度人問題が主で、僅かに千數百人を有する支那移民は、今日では大した問題にはならぬ。一時支那移民は五萬にも上つたが、それは契約労働者であつたために、契約期限が満つると共に歸國したのである。支那移民の大部はトランスバールに住んで居るが、アジア移民に對する最初の法律が制定されたのは一八八五年であつた。即ちアジア人は到着後八日以内に登記し、二十五磅の税を納めねばならぬ。その税は後に三磅に減ぜられた。

南阿に於ける支那人移住の制限に關してドクター・チョーは次のように言つて居る。

アジア人及有色人の範圍の下に、彼等は自治政府の指示した町や地方に居住して業務を営まねばならぬ。彼等の移住は不正に取扱はれ、歐洲人と同じ郵便局、電車、客車を使用することは出来ない。又公衆のための歩道は通れないし、鑛山や貴金屬鑛業には従事されない。政府は絶大の力を以て彼等の營業の許否權を行使する。彼等は市民の選舉權を有たず、夜九時後は町に出入れないと。

ケープ・タウンでは一九〇四年に支那人排斥法案が通過し、支那人成年男子は全部禁止され、彼等の登記が行はれた。その結果始め千三百九十三名居た支那人が、一九一七年の始めには七百十一人に減つた。南阿聯邦の政府

の年鑑にも、アジアの合法移民は法律上及政治上の權利なきため困つて居るとある。

南阿聯邦に移民取締法が制定されたのは一九一三年であつた。内務大臣は其の入國は經濟上及其他の關係から好ましからぬと云ふ理由で、移民を禁止するか否かの決定權を與へられた。一九一三年から一八年までの間に六十四名の支那人は語學試験や「好ましからず」と云ふ名目で移住を禁ぜられた。移民官は港に駐在する外、聯邦内の各地にも居て、制限逮捕、監禁を行ふ。これに對しプレトリアとダーバン、ケープタウンの三ヶ所に上告機關がある。南阿の合法移民で一時其地を去るものは、種々の手續料を拂つて三年期限の證明書が貰へる。一九一三年の聯邦移民法の結果は、土地で生れない支那人の各階級の閉め出しとなつた。彼等は住所を現住地に制限された。政府の意圖は彼等が最後に本國に引上げることが希望して居る。アジア人の土地所有制限法も、一八八五年の法律で定められた。然しアジア人を株主とする土地會社が生れて此の法律を潜つたため、一九一九年には修正法を通過し、一九一九年五月一日以降の土地會社は認めないことになつた。

第六節 濠洲及ニュー・ジールランド

濠洲を白人が占有した當時、土民の數は極めて少く、其程度は低かつたために、濠洲開發のために有色人種の輸入が行はれた。支那人も亦ノーザン・テリトリに於ける鐵道敷設と採鑛のために移住したが、彼等は其後空虚な北部よりも白人により既に開かれた東南濠洲に多く移住し、其數は次第に増加し、ニュー・サウス・ウェールズだけでも一八八七年には六萬人、總人口の一割五分に達し、尙續々増加の形勢を示したので、こゝに支那移民の間

題が起つて来た。當時ニュー・サウス・ウェールズへの支那移民に対する制限は、移民一人に付いて十磅の人頭税と、汽船の登簿噸數百噸に一人の割を超へてはならぬといふ規則外は自由であつた。そこでニュー・サウス・ウェールズ政府は一八八八年三月に英國政府に向つて、支那移民禁止の目的を以て支那と商議を開かんことを電請したが、回答が來なかつた。支那移民禁止法案は五月十六日に議會に提出され、一月の間に通過し、その後間もなく本國政府の裁可を得た。ヴィクトリアも既に同様の政策を採用して居たから、濠洲への支那移民は殆んど停止の状態となつた。然し北濠洲は勞働力の不足からまだアジア人に開放されて居たが、有色勞働者の増加に伴ふて漸く不安を増し、一九〇一年の濠洲聯邦議會のバシフイツク・アイランダス・ビルの可決により禁止され、爾來二十五年白人濠洲主義の信條が堅く守られて居る。

現在行はれて居る一九〇一年の聯邦の共同法例は、一八九七年のナタル・ロー(Natal Law)に基づいて居る。タスマニアは賣春婦に關した條項を除外し、ニュー・サウス・ウェールズは語學討論に關するものを全部を除いて居る。その後この共同法例は一九〇五年と八年、十年、十二年、二十年に修正された。

其第三條「a」項はアジア人移民に關するもので、聯邦に入國せんとする移民は、語學の口授筆記試験に級第しなければならぬ。それは試験官の面前で五十字以上の口授を筆記し得なければならぬ。でなければ移民を禁止さる。禁止移民にして之を脱れ或は背いた場合には六箇月以下の禁錮に處せられ、且つ追放さる。移民にして試験に合格しないか又は其資格なきものは、百磅の金を試験官に供託し、三十日以内に聯邦の大臣から免除の證明を得るか、或は濠洲を去らねばならぬ。さうでないとい供託金は沒收さる。

この試験の効果は充分に現はれ、東洋移民は一九〇二年から一九〇四年の間には僅かに三十二人、一九〇五年には一人、一九〇五年から一九一四年までには一人もない。一九〇七年から一九一七年までの間に、支那人が移民を拒絶されたもの五名から百二十八名に及んだ。又この期間に試験なしに入國を許可されたものは同期間一年平均千九百八十六人、同じく歸國せるもの千八百四十六人であつた。支那人の權利に關しては其他幾多の裁判上の判例があつて、海關の收稅吏は彼等の入國を妨碍するため之に訴ふるのである。移民の語學試験は始め「歐洲語」とあつたが、その後「歐洲」の二字は除かれた。然し如何なる語學を試験するかは試験官が撰擇するので、移民に撰擇權はないのである。

濠洲に於ける支那移民制限に就いては尙外人土地問題がある。ヴィクトリアとウエスト・オーストラリアだけには斯うした制限はない。ニュー・サウス・ウェールズには土地法があつて、外人の土地所有は住宅地か條件付購買及租借、住宅地租借、條件付租借に限られ、然も五年以内に歸化すべき意志表明をしなければならぬ。クイーンズランドにも同じやうな法令がある。サウス・オーストラリアでも灌漑地方に於けるアジア人の土地永租を禁止タスマニアでは外人の土地の眞の所有權を認めず、二十一年間以内の所有を許してゐる。又一九〇三年の鑛山法は、北方諸省を除き金及其他の鑛山區の所有を許さない。支那人がオーストラリアに歸化する權利を有たない以上は、ニュー・サウス・ウェールズやクイーンズランド等に於ける土地所有權を有ち得ないことも明かである。

アジア人の移民に對し、濠洲の制限條項は、「凡てのアジア人は商人、學生、旅行者、眞珠採取に従事する勞働者等を除く外、一切入國を禁止す」となつて居る。支那人學生の入國に對する取締は嚴重である。即ち一九〇一

年の法令により、支那學生の留學するものは年齢十七歳以上なるを要すとあつたが、一九二〇年支那政府は濠洲政府に交渉の結果、この年齢の制限を撤廢したために、支那學生の濠洲に来るもの四百人に達した。そこで議會の問題となつたが、一九二四年に次のやうな留學規則を修正された。即ち「支那學生は年齢十四歳乃至十九歳にして、初等英文の知識を有するものに限る。且つ其滯濠期間は滿二十四歳を超ふるを得ず」と。その後支那在住商人團體等から種々と運動した結果、上の規定の外、十歳乃至十四歳のもでも、その父母と同伴して來濠するもの、或は濠洲に來つて父母と同居するものは學生として入國を許し、且つ英文初歩の知識を有たなくとも宜いといふのである。

ニュー・ジールランドに於ける支那移民排斥は、重税を課したに拘らず、充分の効果がなかつたので、一九〇八年には一般的移民制限法及び其修正法が發布され、一九一九年には *Undesirable Immigrants Exclusion Act* が現はれ、一九〇八年には歸化支那人を除くナタル法令に列擧された一般制限以外の制限が附加された。それによると、支那人は一百磅の人頭税を拂ひ、税關吏により選ばれた一百字以上の印刷文書を読む能力を有つて居なければならぬ。但し支那の軍艦及商船の船員は例外である。かくて税關長は絶大の權威を振ふて居る。英語の試験に及第するため、若き廣東人等は盛んに教科書を暗記する。若し移民にして試験官に不満な時には、長官に上告すれば再検査をやるが、それは終決である。支那移民にして離國するものは、登記して置けば四年間は有効である。一九一七年に外人の登記法案が制定され、十五歳以上のものは、出生により英人となつたもの、及歸化したものを除いては、全部届け出ることになつて居る。住所の變更も届けなければ二十磅以下の罰金に處せらるゝ。登記

を怠つたものは五十磅以下の罰金である。濠洲に對する支那移民は、入港船二百噸に對し一人の割になつて居るが、ニュー・ジールランドでは人民と英國船主との間に衝突を來した。それは英國船が船賃を得るために制限外の支那人を乗せて來たため、船長と船主は條令違反として重く罰せられ、英人の利己主義は盛んな攻撃を受けた。

第七節 南洋東印度諸島

東印度半島に於ける支那人の勢力は、年代が古いだけ偉大なるものがある。移住民の數も蘭領だけで七十萬人を越へて居るが、土民の總數四千萬人以上であるために、土民との人口の割合は南洋の他の地方程に多くはない。従て土民の支那人に對する感情も悪くはないが、支那人に對するオランダ官憲の取締は最近多少嚴を加へて來た。これ土着マレー人は全く野心なく、まだ其生活程度が低くて、支那人と競争的位置に達するに至らない。土民と白人の間には大きな間隙があつて、支那人が其中間に入り込んで、こゝに一種の中間層を自由に造り得るからである。然るに支那人はこの中間層から伸びて次第に上層に達せんとして居るので、こゝに却て白人との競争を見るに至つたのである。

ボルネオでは既に十八世紀に於て支那人の勢力増大に嫉妬を感じた土人の支配者は、支那の迫害を始めたため、この世紀には多くの支那人がこゝを去つた。初期の支那移民は彼等特有の秘密結社を造つて度々マレー人と闘ひ英蘭領になつてからも、サラワークの叛亂等を起したために數千の支那人が虐殺されたが、今日でも彼等は多少騷擾の要素と見られ、英蘭當局の取扱ひも他の地方のやうに宜くない。殊に本年ジャワ島のサマランでは五月一

日のメーデーを支那労働者が舉行する計畫であつたが、オランダは法律で此種運動を禁じて居るので、之を探知した官憲は首謀者を捕へ書類を押収した。然るにこゝにも國民黨の勢力が入り込み中華會館も亦搜索を受けた。所が労働運動の中心をなして居るBPM石油會社の職工等約三四百人は警察に押しかけ拘引者の放免を要求して動かず、衛兵は發砲して支那側の死者十二名、負傷者二十八名を出し、更に十六名逮捕された。英蘭官憲が從來主に取締つて居たのは支那人の秘密結社であつたが、今日では労働運動や國民黨の反帝國主義運動等新たな脅威が加はつた譯である。然し華僑の多くはこゝでは却て資産階級か商人だから、この方は大したことはあるまい。然し移民制限の問題はまだ起らないやうで英蘭共に寛大な態度に出て居るし、土民の程度もつと向上して來なければ支那移民に對する取締運動も起らないであらう。

第八節 ヒリツピン

ヒリツピンと支那との交渉も古く、スペインのヒリツピン領有以前支那人は既にヒリツピンと貿易し相當の勢力を得て居たが、スペインの統治後李馬芳のヒリツピン攻撃あり、其後スペインの支那移民に對する態度は虐待と好遇とが交互に行はれた。即ち一六〇三年と一六三七年の二回に大虐殺が行はれた。

然るに米國がヒリツピンを占領するに及んで、支那移民は制限を受くるに至つた。即ち米國はヒリツピンを領有した年の九月二十六日オチス將軍は直ちに軍令を以て米國移民排斥法をこゝにも適用することを發布した。支那政府は之に對して度々抗議したが、一九〇〇年と一九〇二年の法令で支那人排斥法はヒリツピンにも適用さる

ゝことになつた。この後の方の法令は一九〇四年に修正され、以て今日に至つた。

スペイン時代には支那人は時々虐殺に遭ふたが、これは支那人の方にも秘密結社等が横行したからであつた。然し移民に就いては制限を受けなかつた。それが米國の領有に歸するや、米國移民法案の適用により、第一に労働者が排斥され、次で支那移民の主力たる商人に對しても、そろ／＼取締の手が加はつて來た。それは米國官憲だけの考へではなく、ヒリツピンの自覺に基く商權恢復運動が背後から大きな力を與へて居る。その方法としては、既にヒリツピンに於ける移民状態に於て述べたやうに、衛生問題から支那人の糧食飲食物商に壓迫を加へ、一方では歐文簿記法等法律上の制限を加ふると共に、自ら支那人に代るべき商業組織を造ることに努めて居る。又農業方面に於ける契約労働者として支那人を雇入るゝ問題も、常にヒリツピン労働黨の反對を受けて其目的を達し得られない。殊に最近問題となつたのは歐文簿記法である。ヒリツピンの商人は全部で八萬五千人であつて支那人商人はその中で一萬二千人を占めて居る。所が支那人の帳簿は支那人獨特の支那文の記入法によるために稅務署の調査員には分らない。所が營業稅は一ヶ年の營業高を標準にして課するために、支那人に脱稅者が多い。これを防ぐために出來たのが歐文簿記法で、凡て帳簿は英文、スペイン文又はヒリツピン文で記入することに規定された。これは支那商人には非常な打撃で、さうなれば、支那人の店には簿記係りとして特別に人を雇はねばならぬ。それは大きな店はいが小さい店ではとてもやりきれないといふので、支那商人の間に大反對が起り、その結果は在留支那人各團體の大聯合が企てられ、米本國に對して運動した結果、一九二六年終に米國大審院は之を憲法違反なりと判決した爲めに、歐文簿記案も葬られたが、そのためにヒリツピン人の對支感情は一層猛

烈となり、ヒリツピンの新聞は筆を描へて支那人を罵り、支那人を目して文明の敵とし、支那商人は脱税の奸商であり、支那移民は違法の苦力となした。かくてヒリツピン議會は更に第二の簿記案を準備した。それは舊簿記案が支那文を禁止した爲め憲法違反となつたので、新案では支那文の使用を許し、政府税吏の検査に便にするために、商人をして支那文で記帳したものは英文、スペイン文又はヒリツピン文に譯させることにしたもので、實を同じうして外觀だけ變へたものである。之れに對して支那商人側では、營業税に若干の附加税を課し、支那文簿記検査のため特に検査員を雇入るゝ費用に資せんことを求めて居る。

この簿記案が造り出した一つの産物は華僑聯合大會であるが、これには凡ゆる團體が參加して居る。例へばマニラ中華總商會を始めとして各地の商會、煙草商會等の同業組合、救郷會、同郷會、國民黨支部、中華醫學會、華僑仁義團等である。又其組織の概要は左の如くである。

比律賓華僑聯合大會會議規程

- 一、本會は海外に於ける事業を發展せしめ、居留民間の意志を疎通し、公共の利益を保護するを本旨とす
- 二、本會は比律賓に居住する支那人、各國體、機關の代表を以て之れを組織す
- 三、會議の地點は當分マニラ中華總商會事務所内に置く
- 四、會議の期間は本年（一九二六年）六月十五日より同二十二日までとす
- 五、議事事項は全華僑の商工業の利益に關するものに限る
- 六、議案は五日前までに中華總商會に提出すべし

七、會議の際は出席代表より一名を舉げて主席とす

八、本會提議事項は出席者過半數の賛成を以て表決とす

九、決議事項は本會より審査員を選び、その審査を経て發表す

以下省略

この會議は臨時的のものであるが、一般に華僑の大同團結の必要が感ぜられて居る時だから、恐らく今後も開かれるだらう。殊に注意すべきは、本會が對外問題だけでなく、華僑内部の問題をも審議して居ることである。かくて一方では華僑の大同團結が出来、一方ではヒリツピン人の排支熱がだん／＼と高くなるから、ヒリツピンに於ける支那移民の將來も、決して平穩ではないやうに思はれる。

第九節 馬來半島

馬來半島は最も支那人勢力の強大な所で、華僑の本場であるだけ、こゝには何等支那移民に對する制限も行はれて居ない。支那人が本國以外で自由に往來し歸化し得る土地は香港と馬來半島の外にはない。香港が始めて支那人支配に就いて規定を設けたのは一八四一年で、島民と他の支那人とを問はず、支那の法律と習慣により支配されるゝことゝした。（酷刑の使用を除き）然し其後次第に英國法律の適用と裁判とが始つて今日に至つて居る。第一には支那人は自由に合法の權利と儀式、社會的習慣を實施し、私産及事業の法律的保護を受くるに至つた。多年公的に、後には殆んど非公式に是等は彼等の村長により支配された。英國が後進國民族の支配に成功した最大

要素は、英國青年から選抜した者に、支配民族の言語、習慣、身體及能力を研究させ、之れを使用することであつた。この方法は香港でも馬來半島でも行はれた。支那人取扱法案は登記局長官ハークレス・ロビンソンの手に依つて行はるゝこととなり一八六一年から施行され、カデット案として知られ、香港で支那語を學んだ青年の手により先づ支那人に關する事件は取扱はるゝことになつた。英領馬來半島でも同じ方法が行はれ、一八八〇年海峽殖民地の法令により、支那移民保護局が設けられた。保護局の主なる仕事は支那人の問題に關し政府に勸告し、支那人指導の助言者たり友たるにあつた。又秩序維持のため種々な方法で警官を助け、面倒な事件の發生を防いだ。シンガポールには保護官の補助者が居り、ペナンにも二人の補助官が居る。其他若干の屬官を設けて居る。これと同じ方法は馬來聯邦にも採用され、支那事務官ハレーは支那人の鑛山、農園、部落を限なく巡視して、支那人に大なる感動を與へた。

かゝる官憲の外に、馬來に於ける支那人保護の方法としては、市民會議に支那人の優秀者を選擧することである。支那人は又種々の委員に任命されて居り、政府の會議にも支那人團體の代表が出て居る。かく代表と保護の方法が採らるゝため、政府壓制の聲は聞かれなかつた。

所がこの平和な馬來半島の移民國にも、一種の波動が起つた。それは廣東政府を中心に排英運動に努めたロシヤの活動である。大正十四年の五世事件に引續いて起つた香港封鎖、漢口事件に對し、英國が恨みを含んで居る時に、シンガポールにまで其運動が及び、十五年の二月シンガポールの學校教員を主體とした國民黨員により孫文一周記念を實施することになつて準備のため會合中に一網打盡に四十餘名が捕まつて、それ〴〵十八ヶ月から

四ヶ月までの禁錮に處せられた。最近此種の運動に對しては、英國官憲もオランダ官憲も相當に神経を尖らし、煽動的な支那人知識階級の取締りを嚴にし、曩には新聞記者中の國民黨系のものが逐はれた。各地華僑が支那の反帝國主義運動に對して盛んに聲援を與へ、又は多大の義捐金を出したことは英國官憲の喜ばざる所で、間接には土着民に對する影響をも虞れて居るのであらう。然しそれと移民問題とは大した交渉は有たないようである。

第十節 暹 羅

臺灣を除いて支那移住民の最も多いのはシヤムである。殊に移住の年代も古く、且つ幾多の混血兒を生じ、シヤム全人口の三四割を占め、商業はもとより、主要工業に至るまで支那人に獨占されて居る有様だから、支那移民に對する態度も他の地方とは異つて居る。

シヤムは支那人に對して全く開放され、移住、營業共に極めて自由であつて、土地所有の如きも支那人は特別の恩典を有つて居る。既にシヤムのやうに支那人勢力の鞏固な所では、他國のやうな排斥法は行はれないし、それにシヤム人は一體に溫和で勤勉性に缺けて居るのに、支那人の方は極端に營利心の發達した勤勉な民族だから、シヤム人は支那人に對して從來同化政策を採用し、その結果百萬から二百萬の混血兒が出來て居るが、彼等は全くシヤム化して、支那に對する國家觀念等殆んど有つて居ないとのことである。たゞ云々するのは家族を故郷に残して兩國間を往來する支那人だけである。この點からしてシヤムの教育令等でも、非常の注意を拂ひ、一九一八年の私立學校條例では、支那人の私立學校でも教員は必ずシヤム語に通じ、且つ學校では必ずシヤム語とシヤ

ムの歴史地理を教へることになつて居る。シヤムのかうした華僑同化政策は今日まで相當に成功して來たが、數年來シヤムには民族解放の潮流が及んだと見へて、支那人がシヤムの經濟的實權を握つて居ることに對するシヤム朝野人士の反感が漸く盛んになつて來た。その第一の鋒先は支那商人に對して向けられたのである。一九一八年には一の人頭税を設けたが、支那人だけが特別に多額の税を課せられたために、シヤムにある華僑全部が反對し、支那政府から交渉した結果、人頭税は取消された。然るに其後數年にしてシヤム政府の支那商人に對する取締りは再び開始され、華僑の營業税を設け、殊に貿易業に對して最も税率を重くした。又華僑の學校教授に對して制限を加へたことは既に述べた通りである。又關稅に於ても外人よりも支那人に對しては重税を課し不平等な取扱ひをしたといふので、支那人在住者は盛んに本國朝野に訴へたが、本國は相變らず争亂を續けて居るので、何等の手應へもなかつた。

次で一九二四年にはシヤム政府は支那商人取締りのための規則十五ヶ條を定めて一九二五年四月一日から實行することにしたと。その規則の主なるもの次の如し。

- 一、各貿易商は一々帳簿に取引を記入し検査に備ふべし
- 二、爲替業者は毎年の營業高を一々帳簿に詳記すべし
- 三、建築工業に従事するものは、絶えず營業許可證を携帯し、以て検査に便にし、其收支狀態を帳簿に記入すべし
- 四、各商店の毎年の營業高、利益高、費用等は帳簿に詳記し稅務官吏の調査に備ふべし、毎年三回検査す

五、各製革場には職工二人以上を使用すべからず

六、大商店にして各種絹織物外國品を販賣するものは五百元を納入すべし

七、期限内の營業許可證は前方に、期間を過ぎたるものは後方に貼り検査に便にすべし

八、營業許可證を受くるには取引營業證を所持するを要す

九、各商店には専門の帳簿方を置き以て誤謬を防ぐべし、検査に當りては之の帳簿方が責任を負ふべきものとす

十、各商店にして帳簿方を使用せざるものを發見する時は之を處罰す

支那商店に對して次第に取締りの手が伸びて來る一方、シヤム人の商工業に對する注意も昂まつて來た。從來支那人に獨占されて居た産業又は職業にもシヤム人がだん／＼入り込んで來た。かうなつて來れば、ヒリツピンと同じ傾向がシヤムにも起りはしないかと思ふ。

第十一節 佛領印度支那

佛領印度支那の情況はシヤムや馬來半島のやうに支那人に自由を與へて居らぬ。かなり種々な取締りが行はれて居る。安南の華僑に就いて佛支間に始めて取極めが行はれたのは一八八五年の佛支天津條約である。この條約で支那人は安南に居住し農商工業に従事することが許された。支那人の生命財産は安南人と同じく確保され、且つ支那は領事を派遣することになつた。安南、東京、交趾支那に於ける支那人の位地は疑ひもなく最惠國の待遇

を受け、土着民と同じく市民の権利を有ち、土地を所有し、自由に財産を處分し、徴兵と強制労働から免除されて居た。彼等は郷土毎に集團を造つて居た。フランスの支那人に對する遣り方は「自由」であつた。支那人の租税の納入、秩序の維持には團體が利用された。又支那人と土民との均衡を保つためにアジア人を適用する法律條例が定められた。

交趾支那では一八七四年三月十八日の命令で移民局が西貢に設けられ、移民は先づ移住のために一つの團體に加入することになつて居る。即ちサイゴンに到着した支那人は、移民検査官と團體長が立會ひ、衛生検査が済んだ後に、團體が之を受取り且つ保證すれば三十日間の假免狀を與へる。その後一年間の居住許可證が渡る。移民は移民集會所に送られ、そこで團體に加入する正式手續を取り、假許可證を得て自由になる。團體から受取らないものは本國へ送り歸す。西貢以外の地に上陸したものと同じ手續が要る。一時的滞在者には三ヶ月期間の許可證が與へられ、州内を自由に旅行し得る。又同じ目的で佛領事から六ヶ月期間の免狀も貰へる。歸國する者も矢張り證書が要る。一時歸國するものには一ヶ年期間の許可證が與へられ、他州に旅行する者も免狀が必要である。何處に行つても政府の監視があり、疑しいアジア人移住者の家宅は何時でも搜索される。一八九七年の總督命令で身體検査を受け、寫真と人相検査をするやうになつたが、それは支那人の大反對を招いた。一八九七年と一九〇七年の命令で、アジア人移民は十六歳から六十歳までの間を、婦女等の少數の除外例の外、之を若干級に分ち、人頭税數弗から四百弗、租税二弗から五十弗までを課した。その目的は支那移民の制限にあつたが効果はなかつた。カムボチャでも移民に對し免狀、居住、旅行に關し交趾支那と同じ方法を探つたが、租税の率は餘程

低かつた。トンキンでは狀況が多少異つて居るといふのは、支那と境界を接して居るからで、一八八五年の總督令で支那人だけに課税されたが、支那側の抗議により翌年アジア人移民全部に適用された。それは三百、百、二十五、十法の四階級に分ち、毎年課するものである。その結果支那人のトンキン行きが停止され取引が阻害された。支那人は南支諸港佛領事の證明があれば、安南トンキン間を二ヶ月以内旅行し得ることゝなつた。又海路トンキンに入るものは、到着港の官憲に届け出ねばならぬ。佛領事の證明ある者を除き、支那人は皆團體に入つて自ら保護した。そこに居れば逐ひ出されないからである。安南の方法はトンキンと同じで、課税は交趾支那より少い。即ち五十仙（農業労働者）から八十八ピアストレス（墨弗）の間である。佛領に於けるアジア人移民の取扱ひに對し、支那は絶えず抗議した。移民法や課税は歐洲人には適用されないのである。

印度支那に於ける支那に對する課税問題は最近になつて益々支那人の反對を受くることになつた。大正十五年末安南支那居留民は全居留民の名で本國民衆に對して訴ふる所があつたが、その大要は次の如くである。

安南は大體南北中に分れてゐるが、中部は地瘠せ民貧しく商業が振はないのに、佛國官憲は此等の事情を察せず重税を課するので、華僑は非常に困つて居る。目下人頭税は最高百五十弗、次は百二十弗、七十弗、二十弗、八弗、六十五歳以上の老人、十五歳以下の少年、婦女は五十仙を毎年納めねばならぬ。然るに大正十六年度からは、一等及二等營業税を納めて居る商店の雇人は毎年五十弗の人頭税、三等營業税を納めて居る商店の雇人は二十人、四五等營業税の商店雇人は十二弗を、老人婦女小兒は一弗を納めねばならぬ。然るに中部の華僑は大半労働者であるために之の重税には非常の苦痛を感ずる。前清時代に締結した通商條約第四條には「安南の支那人は

土地を購入し家屋を建て、店舗を開き、其生命財産を安全に保護され、決して拘束されることなく、最惠國の歐洲人と同じく待遇す」とあり。然るに歐洲人に人頭税なく、支那人のみに課せらるゝは不合理だから之を廢止し新たに平等條約を結び、且つ安南に領事を派遣されたいといふのである。

又十六年には人權運動大會なるものが組織され、言論、居住、移轉の自由、指紋の廢止、體刑の廢止等を要求して立つた。

又支那から安南への輸入品の主要部を占めて居るのは藥材であつて、一九二四年には輸入額一百六十萬元に達して居るが、外國藥店及醫師の反對から、其輸入制限のために、始め輸入税百キロ瓦に十五法であつたが、次で三十法、六十法、三百六十法と増加し、或種のものには九百法にまで及んだ。更に一九一九年七月に支那藥材貿易取締規則を設け、又醫務検査官を設けて嚴重なる検査を行ひ、處罰さるゝものが少くない。且營業税も非常な高率であるために、藥業公會は本國政府に其窮狀を訴へて來た。其他支那人の不平の種子となつて居る事項は次のやうなものである。

- 一、罰金罪が二回以上になれば警察は拘留の權がある
- 二、警察は一寸した罰金刑にでも文句を云へば拘留する
- 三、支那人が土人に品物を賣つた後で、もし買手が品不足を訴へて來た場合には之に應じないと拘引さるゝ
- 四、土人に殴られても殴り返すやうなことをすれば警察で酷い目に遭ふ
- 五、もし支那人が借りて居る店が焚くれば家主は賠償を要求し、官憲も之を認める

- 六、支那人の納むる地租は白人の倍額である
- 七、家主は勝手に家賃を上げ、且つ何時でも店の開け渡しを請求し得る
- 八、佛國の商業會議所はアジア人に經費を負擔させる
- 九、商務の往來、及官用文には歐文を用ひ、且つ自ら署名しなければならぬ
- 十、看板を多く掛けたものは、看板一つ毎に毎月五弗を納めねばならぬ
- 十一、電燈局が規約以上の電燈料を徴收する
- 十二、供水費を支那人にのみ負擔させる
- 十三、佛國公債を強制的に支那人に買はせる
- 十四、法の暴落救済のため維持費として支那人に一千萬法の援助をさせた
- 十五、支那人の白骨を持ち歸るのに六弗の税を課する
- 十六、戸籍其他の手數料の高きこと
- 十七、人頭税の過重、勞働者と雖も年三十弗取られるので負擔に堪へない
- 十八、病氣失業にて人頭税を納入し得ざるものは禁錮、笞刑、苦役等に處せらるゝ
- 十九、厠税を毎月一弗五十仙納入せねばならぬ
- 二十、歸國する場合には十五日以前から手續せねば出發出來ない
- 二十一、支那人が歸國する場合には、如何なる地方にあるものも一度西貢に立寄らねばならず、それに種々

の手續と費用を要する

二十二、支那人が白人か白人に殺されても相手は二三ヶ月の禁錮に處せらるゝだけである
二十三、支那人が西貢に上陸する場合には、行李は別に保管し携行を許さない。數日後に取りに行くが、新しい衣類には課税さるゝ

二十四、新入國者は言語が通ぜず、まご／＼して居ると毆られる。且つ囚徒のやうに指紋を取られる

二十五、關税の重課、海關では荷主の申告に従はず、法外に高く評價して課税するために、商人は非常の苦痛を感じる。税率も亦高い

二十六、裁判の遲滞と費用の大なること。一寸した商事でも判決まで早くも一年半、遅いのは三四年から十年もかゝることがあり、小さい事件で一二千元の費用を要する

二十七、辯護の費用が非常に高いこと

二十八、アジア人と白人との訴訟には普通法廷でなく、特別法廷を設け、白人の便利を計る

二十九、店舗が倒れた場合清查を終つても翌年位にならなければ債權者に金を渡さない

三十、西貢に數十萬の安南人支那人が居るのに醫師は二十四人しか許さないため、病氣しても充分の醫療が出来ない

三十一、藥劑に重税を課した上に、藥種店には營業鑑札を受けるのに六七百弗を要するため藥が高くて貧民は飲めない

三十二、もし店舗が焼失した場合には、店員も亦收監さるゝ。且つ監獄では酷い折檻を受ける

三十三、苦役はアジア人だけにしか課せないこと

三十四、労働者の俱樂部を設けるにも重税を課する。又待遇改善賃銀増加の運動を起せば國外放逐か收監さるゝ

三十五、集會に對し嚴重なる取締りを行ふ

三十六、安南で妻が私通したのを訴へても、官憲は却つて離婚を勧むる

三十七、出入或は歩行の際には白人に路を譲らねばならぬ

三十八、少年は十七歳から大人税を納めそれ以下は少年税を納むるが、十三四歳のもでも體の大きいものは大人税三十弗を取らるゝことがある。又人頭税の受取りを無くすれば二度納めねばならぬ

三十九、支那商人も凡て法國のメートルとグラムを用ひねばならぬ

四十、街頭のウドン屋の如きも毎日三四十仙の行商税を納めねばならぬ

四十一、食物に重税を課するため物價が騰貴すること

四十二、電話交換手に支那人がないために通話が不便で電話を有しながら餘り使はない有様である。

四十三、支那の大商人は一寸した過失でも重罪に處せられ又は收監さるゝ

四十四、小供の歸國には幾多の煩雜な手續か要る

四十五、支那人の學校には必ず白人の教師一人を聘して佛語を教授させねばならぬ。それがため數百弗の俸

給を拂はねばならぬ

以上は支那人側から出た不平であつて、まだこの種の文句はかなりあるらしい。殊に入國、歸國及旅行手續の煩鎖、居常官憲の嚴重なる監視下にあること、及人頭税に對する不平は最も大きいやうである。従て一九二六年八月七日を以て佛支安南通商條約が満期となるや、新たに平等條約を締結して華僑の保護を確實にしやうとする運動が起り、安南華僑代表はこれに對する意見として左の三ヶ條を當局に建議した。

一、條約の履行に關する件、現行條約では、支那は河内、海防及北部安南各地に領事館を設け得ることになつて居るが、支那が其權利を施行しないために、華僑が到る所で壓迫を受けながら之が保護を受け得られない

二、抗議すべきもの、現行條約では兩國人民は最惠國條款の待遇を受くべきものであるが、事實は支那人だけが人頭税を課せられ、種々な附加税があり、且つ不平等の待遇を受けて居るから、條約に反するものとして抗議せねばならぬ

三、新たに締結さるべき條約は平等の條約であつて、税則、犯人の取扱、待遇等凡て平等の原則により取扱はるべきものである

支那移民取締りは、ヒリツピン等では多く土着民が原動力となつて動いて居るのに、安南では寧ろ佛國官憲の方が主となつて取締りを實行して居るやうに思はれる。

第十二節 移民問題概論

各國に於ける支那移民問題を通觀して吾人が第一に感ずることは、支那政府が自國の移民に對して何等の施設も保護も講じなかつたことである。げにや明末から清朝にかけて、政府の目的とする所は、却つて支那になるたけ外人を入れないやうにし、外國貿易を制限し、支那人の外國に行くことを防ぐにあつた。従て外國に秘密渡航を企つるものは、重き刑罰に處せらるべきことが聲名された。移民なるものは、支那では彼等の先祖の墳墓を放棄し、國家の基礎的な一の社會法則を破つた卑しむべきものと見らるゝ。従つて西班牙領ヒリツピン及蘭領東印度で行はれた支那人の虐殺に對しても、政府は全く無關心であつた。一八六〇年に北京で英國との間に調印された條約で、始めて支那移民の權利が認められた。次で一八六八年米國との間に結ばれたベリンガム條約により更に確認され、その後十年の間に、支那は米國、歐洲各國及日本に公使、領事を送つた。支那と列國との條約には、一八四二年の南京條約以來、皆海外にある支那人の生命財産を保護すべき條項が含まれて居り、又其大部には最惠國の條款さへ含んで居るに拘らず、事實は全く之を裏切り、外國にある支那人は、公使や領事を除いては、其權利や特權を制限され、經濟的社會的に差別待遇を受け、個人や暴徒の襲撃を蒙り、官憲の壓迫を受け、彼等の生命財産が脅かされるやうな、十分な自尊心と自己防衛力を有つた國民の堪へ得ない不幸事も少くなかつた。ヒリツピン、蘭領東印度、佛領印度支那、英領諸島、カナダ、オーストラリア、ニュー・ジールランド、メキシコ、ペルー及米國に於て支那人の生命財産に對して加へられた損害、及支那人に對する差別待遇は、勞働者から

商人、學生、はては其他の自由階級にまで及び、海外にある多數支那人の保護及安寧のための政策として、一の正確なる表示が必要となつたが、今日の支那政府の有様では、とても海外移民の上に意を注ぐ餘裕がない。五六百萬人の移民を有する支那人の所謂南洋に、政府は移民のために幾何の領事館を置いたか、参考のため左に掲げて見やう。

南洋各地領事館	所在地	所管區域
瓜哇	サマラン	中部瓜哇、東南部ボルネオ
瓜哇	パタビヤ(總領事)	西部瓜哇、西部ボルネオ、ピリトン島
瓜哇	スラバヤ	東部瓜哇、小スンダ列島、セレベス島、モルガ諸島
スマトラ	島メラン	スマトラ西北部
スマトラ	島バレンバン	スマトラ東南部
シンガ	ポール(總領事)	海峽殖民地、馬來半島
ピナ	ナン	ピナン
マニ	ラ(總領事)	ヒリツピン群島
ブル	ネイ	英領ボルネオ
ラン	グー	ン 緬甸

安南、シヤムには領事館の一つも有たないし、其他の地點も移民の數と其勢力に比しては領事館數の甚だ少なきを思はせる。移民側から領事館設置問題の起るのも當然である。然るに支那政府は最近經費の不足から、領事館を設置しないだけでなく、各國にある公使館の一部さへ引上げんとして居る。かくて華僑は依然として其獨歩を續くるべく餘儀なくされた。

次に問題となるのは熱帯地に於ける支那人移住の問題である。溫帯地方では白人は如何なる種類の勞働にも堪へらるゝため、彼等は自己と異つた型の文明を排除し、支那人のそれよりも優秀なりと信ずる自己文明を防衛し且つ發展せしめんとする。そのために彼等は遠慮なく競争者たる支那人を排斥するため、國際通則に従つて、凡ての主權國は主權に固有の力と自己保存の要素とを行使し、又は彼等が適當と信ずる場合及び状態に於てのみ入國を許すのである。然るに熱帯地方に於ては、白人は多數移住することを得ないために、彼等の業務は政治的經濟的統治に止まる。然るに支那人は之と反對に、其天性は管理や政治になく、資源開發のための勞働や小營利にあるため、却つて補助的のものとなり、其移民は溫帯地方に於けるやうな拘束は受けない。所が茲で問題になるのは、白人は熱帯地殖民に適するや否やといふことで、事實白人の熱帯移住は餘り行はれて居ない。これに就いては諸説紛々で、ブライス卿は、歐洲人が熱帯國に於いて活動し繁榮する能力は未だ確かめられないが、この能力は醫學の進歩と共に出て來るかも知れぬと言つて居る。又熱帯醫學會雜誌の一論説には、「敵は疾病にして風土ではない。熱帯の事情に通ずる醫家は、熱帯地方の不評判な原因は疾病、しかも豫防し得る疾病だといふことを誰れでも知つてゐる」と述べて居る。然らば白人はこれまで何故に熱帯地方を避けて來たゞらうか、或る人には

白人種が熱帯地方に住んで不可けないといふ物質的理由はない。熱帯地方の不健康は適當の衛生により豫防し得べき寄生蟲から來る疾病によるのだといひ、この説は一般醫家の意見により支持されて居る。熱帯が白人の健康に適せずと思はれて居る種々な要素は大體次のやうなものである。

- 一、暑熱、この説は人體が溫度の變化に順應する微妙な機構を無視して居る
- 二、暑熱と濕氣の結合、これも習慣により打勝ち得るもので、紐育の濕熱は濠洲北部よりも高いと
- 三、變化のない氣候、大したことはない
- 四、熱帯の日光、學説區々である
- 五、高度
- 六、小兒に及ぼす影響、今日では健康上大したものでないとされて居る

要するに熱帯に於ける白人の繁榮にとつて致命的と見做された簡單な諸要素が悉く不確かとなつた。又これを歴史的に見ても、從來不健康地と見られて居た所が今日却つて地上の樂園と化して居る所が少くない。殊にバナマに於ける經驗は之を力強く證明するものである。従つて將來熱帯に於ける白人殖民地に、白人の殖民が増加することになれば、こゝに熱帯地に於ける支那人移民問題にも亦影響を及ぼして來るだらう。

第三は支那人移住地に於ける民族及文明の關係である。民族相互の排斥には、文明の格段なる相違に基く意識的或は無意識的な理論が其根幹をなして横はつて居る。若し一つの文明が明かに凡ての點に於て他に優つて居ると認められた場合には、文明の劣つた方の人民は、全く競争者としての危険がなく、單に奴隸として使用さるゝ

に過ぎないから、この劣等文明の人民は、無制限に流入して來ることが出来る。白人國に於ける黒人の場合がそれであつた。然るにそれが、文明の型は非常に異つて居ても、質に於て劣等でなく、たゞ類型を異にするものであると、假令其數は少くとも他の人民の國內に融和すべからざる一の他の型の文明が存在することになり、こゝに軋轢を生じ排斥が起る。その適例は十九世紀以後、白人の將來のため、多少は盲目的に、北米及濠洲に於いてなされた支那人驅逐である。蘭領東印度及西班牙領比律賓の時代には、一つの奴隸の型として、競争者とは見做されなかつた。支那人自身も和蘭やスペインの型を歓迎して居たのであるから、彼等の入國は寧ろ獎勵されて居たが、然し長い間に彼等の勢力が次第に強くなるにつれて、彼等の主人の文明に危険を及ぼすやうになり、嘗ては大屠殺に遭ひ、今では排斥されて居る。従つて支那移民問題も、純然たる白人國と、白人の殖民地と、有色人種國によつて種々異つて居る。白人國の場合には、白人の文明を最も優秀なものだと信じて居る彼等は、支那人文明を劣等視し「好ましからざる移民」として一般に之を排斥し去り、堅く其門戸を鎖して居る。然るに白人殖民地では、始めは土民と同一視して意に介せなかつたのが、支那人獨特の文明が現はるゝに至つて之を取締るに至つたが、其程度は白人國程にはない。有色人種國ではシヤムに於ける如く、支那人は自由に發展して居る。然るに民族の文明の外に、もう一つ重大な關係を有つて居るのは經濟問題である。文化的には排斥の意圖を有たないヒリツピン人の如きも、經濟的理由からは支那人を排斥して居る。これも其地の經濟狀況に依つて非常に相違を來すもので、大體之を三つに分つことが出来る。

- 一、經濟組織の高度に發達せる所

二、經濟の發達が遅く、住民が經濟的に無智なる所

三、兩者の中間にて産業稍々進み、住民の經濟活動が漸く盛ならんとする所

一の場合は歐米諸國に見るが如く、産業經濟の狀態が高度に發達して居るために、資本と經營の才と技術を有さない支那人には經濟的に侵入の餘地がなく、支那人が得意の小賣商人も、販賣組織が發達した所では齒が立たない。たゞ彼等に殘されたものとしては、安い賃銀と體力による不熟練労働であるが、これも産業開發の初期で勞力の缺乏して居る時ならとにかく、今日のやうに新大陸でさへ白人労働者が充溢した場合には、支那人労働者の入る餘地さへない。且つ白人労働者と支那人労働者と接觸した場合、安い賃銀で長い時間働く支那人の存在は白人労働者の地位を低下せしむるものとして、労働組合の反對を受けて入國は拒絶される。米國、カナダ、濠洲等皆支那労働者の移住を禁じて居る。かくて支那人はかゝる狀態の國には發展出来ない。

二の場合は一と全く反對の狀態にあるもので、その國の大部は未だ未開の狀態にあつて産業開發のため此後大きな努力が必要であるが、住民の狀態は幼稚にして之に當るに足らない有様である所には、支那人は充分に發展する特性を有つて居る。たゞ之を拒み得るものは支配者の制定する人爲的障壁のみである。例へば濠洲の如きこれである。その他の東印度諸島や馬來半島等は、全く支那人の獨壇場である。かゝる地方では、支配階級である白人は輸出入貿易や、主要産業に従事するだけであるが、その下につくべく住民の程度が低く、僅かに耕作が一部不熟練労働に堪ふる位であると、白人と住民の間に大きな間隙がある。その中間層を造るに最も適當したのは支那人であるから、支那移民の經濟活動は非常な活潑を極める。シベリアの土民部落に於ける狀況も亦同じであ

つた。この間隙が大なる程支那人のためには有利であつて、支那人はこの期間排斥を蒙ることはない。

然るに三の場合になると、一と二の中間的のもので、二の場合に於て、住民が經濟的に漸く發展して、農業から商業及手工業に進んで來ると、こゝに支那人との衝突が始まり、ヒリツピンやシヤムで見ると、支那人に獨占されて居る小賣商等を自國民の手に回収するために支那移民に對する取締りが始つて來る。かゝる國では、支那人の多くは都會に住んで居て、住民との直接經濟接觸の任に當り、住民の生産物を買上げ、住民に需要品を賣り付けて居るから、住民の運動は一つの農民の都會進出運動にもなる。即ち農業時代から初期の商工時代への移轉運動である。所が支那人自身が漸く初期商工時代にあるのだから住民との間に競争が起るのは當然である。又一方では、支那人は小賣や手工業の域から次第に卸賣、輸出入業にまで進展し、更に小規模の工場經營を始めると、こゝに上層の白人支配階級と利害の衝突を來す。ヒリツピン等の狀態はそれである。然しこの上層階級のないシヤム等では、たゞ下層階級との衝突だけに止まつて居る。この三の場合にある國では、支那人移民取締りが次第に頭を擡げ、だん／＼と其勢力は増大しつゝある。

次に將來問題になるのは、アジアの全般に漲る民族自決の運動である。この運動は支那移民の大部を包擁して居る南洋にも襲ひ來つたが、その結果、支那移民に二つの影響を及ぼした。一つは支那國民黨が南洋各地に及ぼす民族運動に對する取締りであつて、そのためにシンガポールや蘭領東印度では、支那國民黨員が捕へられ、彼等が企てた種々な運動は禁止された。又首謀者と目された新聞記者等の知識階級は追放されたのである。今一つの方は民族的に多少自覺したヒリツピンやシヤム等では、經濟上の實權を支那人に握られて居るのに對して、商